

約款コード

3200-5400-2604

上記の約款コードは、フコクしんらい生命ホームページから
「ご契約のしおり・約款」をご確認いただく際に使用します。

ご契約のしおり・約款

低解約返戻金型収入保障保険

は じ め に

「ご契約のしおり・約款」には、ご契約にともなう大切なことがらが記載されています。

必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただくようお願いいたします。

「ご契約のしおり・約款」の構成

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、諸手続き、生命保険と税金のしくみなど、ぜひご理解いただきたい事項をわかりやすく説明しています。

約 款

ご契約から消滅までのとりきめを記載しています。

主契約について記載した「普通保険約款」と特約について記載した「特約条項」があります。



ご契約のしおり ● 目次

ご契約についての重要事項、諸手続き、生命保険と税金のしくみなど、ぜひご理解いただきたい事項をわかりやすく説明しています。

目的別 目次	4
主な保険用語のご説明	6
お願いとお知らせ	9
保険の特徴としくみについて	
① 低解約返戻金型収入保障保険	20
年金等の支払いについて	
② 主契約の年金・給付金支払と保険料払込免除	22
③ 保障を充実させる特約の保険金等の支払い	24
④ リビング・ニーズ特約（2009）の特徴としくみ	34
⑤ 災害およびご家族に対する保障	36
⑥ しんらいのご家族サポートサービス	38
⑦ 年金等をお支払いできない場合	46
ご契約に際して	
⑧ 健康状態や職業などの告知義務	54
⑨ ご契約のお断りと特別条件	55
⑩ 告知が事実と相違する場合	56
⑪ 保険証券の確認	57
⑫ 保障の開始（責任開始期）	58
⑬ 保険料をまとめて払い込む方法	61
ご契約後について	
⑭ 保険料の払込方法	62
⑮ 保険料払込の猶予期間とご契約の効力	63
⑯ 効力を失ったご契約の復活	64
⑰ お払込みが困難なときの継続方法	65
⑱ 特約の自動更新	67
⑲ ご契約の解約と解約返戻金	69
⑳ 年金等支払の際の保険料精算	72
㉑ 保険料のお払込みが不要となった場合の取扱い	74
㉒ 保険契約者・遺族年金受取人などの変更	75
㉓ 住所変更などの場合	77
㉔ 年金などの請求訴訟	77
㉕ 保障を大きくする方法	78

年金などのご請求方法



約款 ● 目次

ご契約から消滅までのとりきめを記載しています。

主契約について記載した「普通保険約款」と特約について記載した「特約条項」があります。

主契約

低解約返戻金型収入保障保険普通保険約款	84
---------------------	----

特約

平準定期保険特約条項	100
特定疾病保障定期保険特約条項	110
がん保障定期保険特約条項	122
介護保障定期保険特約条項	135
軽度介護保障特約条項	148
災害割増特約条項	161
傷害特約条項	172
リビング・ニーズ特約条項（2009）	188
保険契約者代理特約条項	197
指定代理請求特約条項	200
特別条件付保険特約条項（2013）	203
責任開始期に関する特約条項	206
保険料口座振替特約条項	208
保険料クレジットカード払特約条項	210
団体扱特約条項Ⅰ	212
団体扱特約条項Ⅱ	214
現価表	216



目的別 目次

ご契約にあたって

保険のことばが
わからない

 主な保険用語のご説明 6 ページ

申込みを撤回したい

 クーリング・オフ制度 10 ページ

「告知」について
知りたい

 健康状態や職業などの
告知義務 54 ページ

保険のしくみについて

保険の特徴としくみ
について知りたい

 低解約返戻金型収入保障保険 20 ページ

保険料のお払込み

保険料の払込みが
できなかった

 保険料払込の猶予期間と
ご契約の効力 63 ページ

保険料の払込みが
難しくなった

 お払込みが困難なときの
継続方法 65 ページ

ご契約後のお取扱い

保険を解約したい

 ご契約の解約と解約返戻金 69 ページ

住所が変わった

 住所変更などの場合 77 ページ

受取人などを
変更したい

 保険契約者・
遺族年金受取人などの変更 75 ページ

保険にかかわる
税金について知りたい

 生命保険と税金 79 ページ

年金などのお支払い

どんなときに
支払われるの？

 主契約の年金・給付金支払と 22 ページ
保険料払込免除

 保障を充実させる
特約の保険金等の支払い 24 ページ

 災害および
ご家族に対する保障 36 ページ

支払われない場合は
あるの？

 年金等を
お支払いできない場合 46 ページ

年金などの
ご請求について

 年金などのご請求方法 82 ページ



主な保険用語のご説明

太字の用語は他の項目で説明しています。

い

いぞくねんきん
遺族年金・
こうどしょうがいねんきん
高度障害年金

被保険者の死亡・高度障害のときに支払われる年金のことです。

か

かいはくへんれいきん
解約返戻金

ご契約が解約された場合などに、**保険契約者**にお支払いするお金のことをいいます。短期間で解約されますと、返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。なお、介護保障定期保険特約には解約返戻金はありません。

き

きゅうふきん
給付金

災害により身体に障害が生じたときなどに支払われるお金のことです。

け

けいはくおうとうび
契約応当日

ご契約後の保険期間中に迎える**契約日**の年単位、半年単位または月単位の応当日のことです。

けいはくねんれい
契約年齢

ご契約時の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

けいはくび
契約日

保障開始の日（**責任開始期**）をいい、**契約年齢**・保険期間などの計算の基準日となります。なお、**保険料**の払込方法により異なる場合があります。

こ

こくちぎむ
告知義務と
こくちぎむいはん
告知義務違反

保険契約者と**被保険者**には、ご契約のお申込みや復活などをされるときに、現在の健康状態やご職業・過去の傷病歴など、当社がおたずねする重要なことがらについて事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）いただきます。これを「告知義務」といいます。その際に事実が告げられなかったときには、告知義務違反としてご契約が解除されることがあります。

し

しっこう
失効

猶予期間を過ぎても**保険料**のお払込みがなく、契約の効力が失われることです。

していだりせいきゅうにん
指定代理請求人

被保険者が年金等を請求できない特別な事情があるときに、受取人の代理人として、その年金等を請求する人をいいます。指定代理請求人は、**保険契約者**があらかじめ指定した方となります。また、指定代理請求人が年金等を代理請求できない場合でも、請求時において所定の要件に該当する方（代理請求人）が年金等の代理請求をすることができます。

しはらいじゅう
支払事由

約款・特約条項で定める、年金等をお支払いする場合をいいます。

しゅけいはく とくやく
主契約と特約

約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

しん さ 診査	診査扱のご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また、勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法もあります。
せ せきにんかい し き 責任開始期	当社がご契約上の保障を開始する時期をいいます。
せきにんじゅんびきん 責任準備金	将来の年金などをお支払いするために、 保険料 のなかから積み立てられるものをいいます。
た だいいっかい ほけんりょうとうきん 第1回保険料充当金	お申込時にお払い込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。
だいいっかい ほけんりょう 第1回保険料の はらいこみきかん 払込期間	「責任開始期に関する特約」を付加した場合に第1回保険料をお払い込みいただく期間のことで、 責任開始期 の属する日から 責任開始期 の属する月の翌月末日までの期間をいいます。
て ていかいやくへんれいきん きかん 低解約返戻金期間	主契約の低解約返戻金型収入保障保険の 解約返戻金 （満期給付金部分を除きます）を計算する際に、払込年月数および経過年月数により計算した額に 低解約返戻金割合 （70％）を乗じる期間を「低解約返戻金期間」といいます。
ていかいやくへんれいきんわりあい 低解約返戻金割合	主契約の低解約返戻金型収入保障保険の 解約返戻金 （満期給付金部分を除きます）を計算する際に、払込年月数および経過年月数により計算した額に乗じる割合（70％）を「低解約返戻金割合」といいます。
ね ねんきんうけとり 年金受取人	保険契約者 が指定した年金を受け取る人をいいます。
は はらいこみきげつ 払込期月	保険料 をお払い込みいただく月のことで、払込方法に応じて迎える 契約応当日 の属する月の初日から末日までの期間をいいます。
ひ ひ ほけんしゃ 被保険者	生命保険の対象として保険がかけられている人のことをいいます。
ほ ほけんきん 保険金	被保険者 の死亡・高度障害のときなどに支払われるお金のことです。
ほけんけいやくしゃ 保険契約者	当社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料支払義務）をもつ人をいいます。
ほけんけいやくしゃだいにん 保険契約者代理人	保険契約者 が手続きを自ら行うことができない特別な事情があるときに、 保険契約者 の代理人として、手続きを行う人をいいます。 保険契約者 代理人は、 保険契約者 があらかじめ指定した方となります。

主な保険用語のご説明

	ほけんしょうけん 保険証券	ご契約の年金月額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
	ほけんりょう 保険料	保険契約者からお払い込みいただくお金のことです。
む	む こう 無効	ご契約の当初からご契約の効力がなくなることをいいます。
や	やっかん 約款	ご契約から消滅までの契約内容を記載したものです。



お願いとお知らせ

ご契約のお申込みは、ご自身でお手続きください



ご契約のお申込みは、申込内容を十分お確かめのうえ、ご自身でお手続きください。

保険契約の締結について



保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人について

- 生命保険の募集は、保険業法にもとづき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。
- 当社の代理店（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

（当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続きの例）

・保険契約の復活 ・特約の中途付加 など

なお、お客さまの担当である当社の代理店（生命保険募集人）の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、当社の「お客さまサービス室」までご連絡ください。



フコクしんらい生命 お客さまサービス室

T E L : 0120-700-651（通話料無料）

受付時間：9:00～18:00（土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます）

詐欺による保険契約の取消しについて

- 保険契約の締結または復活に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

不法取得目的による保険契約の無効について

- 保険契約締結の状況、保険契約の成立後の年金・保険金・給付金の請求の状況などから判断して、保険契約者が年金・保険金・給付金を不法に取得する目的または他人に年金・保険金・給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したものと認められる場合は、保険契約を無効とし、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

主な保険用語の
説明

お願いとお知らせ

保険の特徴と
しくみについて

年金等の
支払いについて

ご契約に際して

ご契約後について

年金などの
ご請求方法

クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回または解除）



- 申込者または保険契約者（以下「申込者等」といいます。）は、つぎの表に記載したご契約ごとの期間であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。

ご 契 約	期 間
「責任開始期に関する特約」 を付加するご契約	ご契約の申込日からその日を含めて8日以内
「責任開始期に関する特約」 を付加しないご契約	ご契約の申込日または第1回保険料（第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。）の領収日（*）のいずれか 遅い日からその日を含めて8日以内 （*）第1回保険料を当社指定の金融機関の口座へお振り込みいただいた場合には、「領収日」は第1回 保険料が指定口座へ着金した日となります。

- お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）または記録媒体の発信時に効力を生じます。
- お申込みの撤回等があった場合は、当社は、申込者等にお払い込みいただいた金額を全額返還します。また、当社は、申込者等に対しお申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回等の書面または電磁的記録による通知の発信時に年金等の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面または電磁的記録による通知の発信時に、申込者等が年金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- つぎの場合には、お申込みの撤回等をすることはできません。
 - ①当社が指定する医師の診査が終了したとき
 - ②債務履行の担保のための保険契約であるとき
 - ③既契約の内容変更のとき
 - ④法人を保険契約者とする保険契約であるとき
- クーリング・オフのお申出方法

書面による お申出の 場合	・ 書面には、つぎの内容をご記入のうえ、申込者等がご署名してください。 ①お申込みの撤回等をする旨 ②お申出日 ③申込者等の住所 ④証券番号 ⑤募集代理店名 ⑥保険料返金口座（申込者等の本人名義の口座） （ご記入いただく内容は個人情報になりますので、できるだけ封書で当社あてにお申出ください。） ・ 郵便にてつぎの住所あてにお申出ください。 〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1 フコクしんらい生命保険株式会社 クーリング・オフ担当 行 ・ 書面の発信時（郵便の消印日付）にお申込みの撤回等の効力が生じます。
---------------------	---

電磁的記録
によるお申
出の場合

・当社では、電磁的記録によるお申出の主たる窓口として、当社ホームページにお申出窓口を設定しております。

フコクしんらい生命

【ホームページ】 <https://www.fukokushinrai.co.jp>

・お申出の送信時にお申込みの撤回等の効力が生じます。

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、
新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ



- 現在ご契約の保険契約を解約、減額するときには、一般的につきの点について、保険契約者にとって不利益となります。
 - ・多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約についても告知義務があるため、告知の内容によっては新たな保険契約のお引受けができなかったり、告知の内容が事実と相違していたことにより新たな保険契約が解除・取消しとなることもあります。
- 新たにお申込みの保険契約の保障は現在ご契約の保険契約から継続しません。このため、新たにお申込みの保険契約で年金等をお支払いできないこともあります。
 - ・新たにお申込みの保険契約の年金等のお支払いおよび責任開始期については ⑦ 年金等をお支払いできない場合 および ⑫ 保障の開始（責任開始期）をご確認ください。
 - ・特ににつきの内容にご留意ください。

- ・ 新たにお申込みの保険契約の責任開始日から3年以内に被保険者が自殺により死亡したときは遺族年金（特約死亡保険金）の免責事由に該当します。
- ・ 特定疾病保障定期保険特約の特約特定疾病保険金、がん保障定期保険特約の特約がん保険金は、新たにお申込みの保険契約の責任開始期から起算して90日以内の乳房の悪性新生物（乳がん）の保障がありません。
- ・ 介護保障定期保険特約の「認知症給付の責任開始日」は、新たにお申込みの保険契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
- ・ 軽度介護保障特約の「認知障害給付の責任開始日」は、新たにお申込みの保険契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

お客さまの個人情報に関する取扱い



1. 個人情報の利用目的

フコクしんらい生命保険株式会社（以下、当社）は、保険契約のお申込みや各種ご請求にともなって取得したお客さまの個人情報を、以下の目的のために利用します。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理

- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

2. 個人情報の留意事項

(1) 機微（センシティブ）情報の取扱い

当社は、事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で保健医療などの機微（センシティブ）情報を取得・利用または第三者に提供することがあります。保健医療などの機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則などにより、利用目的が限定されています。

(2) 第三者提供

当社は、以下の場合に、ご提供いただいたお客さまの個人情報を第三者に提供することがあります。

- ①医療機関などの関係先（医師・契約確認会社など）に業務上必要な照会を行う場合
- ②再保険契約の締結および継続・維持管理ならびに再保険金などの請求のために、再保険会社に必要な個人情報を提供する場合
- ③保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金などの請求・支払いに関する被保険者・受取人の情報を保険契約者に開示する場合

(3) その他個人情報の利用・提供

- ①法令にもとづく場合
- ②当社と当社グループ各社との間で共同利用を行う場合
- ③契約内容登録制度、契約内容照会制度および支払査定時照会制度にもとづき、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、および日本コープ共済生活協同組合連合会と共同利用を行う場合
- ④当社の業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
- ⑤保険金のお支払いなどのために、当社取引金融機関に対し、必要な範囲で提供する場合
- ⑥保険料控除などのために、ご勤務先の会社・団体に対し、必要な範囲で提供する場合

3. プライバシーポリシー（個人情報保護方針）について

当社は、プライバシーポリシー（個人情報保護方針）を策定し、これに則って業務を行っています。その内容は、上記項目の詳細を含めて当社ホームページに掲載していますのでご覧ください。お客さまサービス室へご照会ください。



フコクしんらい生命

【ホームページ】 <https://www.fukokushinrai.co.jp>

【お客さまサービス室】

T E L : 0120-700-651（通話料無料）

受付時間：9:00～18:00（土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます）

取引時確認に関するお願い



- 当社は、ご契約により、犯罪収益移転防止法にもとづき、保険契約締結等の際、お客さまの本人特定事項（氏名、住居、生年月日等）、職業等の確認を行っております。
- 本人特定事項等を変更されたときは、当社までご連絡ください。

「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」にもとづき、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について



当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」にもとづき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

1. 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

- お客さまのご契約内容が登録されることがあります。
- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）にもとづき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被

保険者は、当社の定める手続きにしたがい、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、つぎの(ア)～(オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きにしたがい、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社窓口にお問合わせください。

- (ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- (イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- (ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- (エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- (オ) 本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合



登録事項

● 2024年3月31日以前の登録事項

- ①保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- ②死亡保険金額および災害死亡保険金額
- ③入院給付金の種類および日額
- ④契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- ⑤取扱会社名

● 2024年4月1日以降の登録事項

- ①保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- ②普通死亡保険金の金額
- ③入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- ④災害死亡保険金の金額
- ⑤がん給付金の一時金額
- ⑥就業不能保障給付金の月額
- ⑦先進医療保障給付の件数
- ⑧契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- ⑨取扱会社名

※2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記②～⑦に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申込みの状態に関して相互に照会することがあります。



- 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名については、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。
- 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (https://www.fukokushinrai.co.jp/personal_information/sharing.html#sec01) をご確認ください。

2. 「支払査定時照会制度」について

- 保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。
- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。
また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、つぎの（ア）～（オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社窓口にお問合わせください。

- (ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- (イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- (ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- (エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- (オ) 本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合



相互照会事項

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

参照

- 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。
- 「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (https://www.fukokushinrai.co.jp/personal_information/sharing.html#sec02) をご確認ください。

当社の組織形態



- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

申込書等の内容を共栄火災海上保険（株） または富国生命保険（相）が知ることがあります



当社は、ご契約により、業務または事務の一部を共栄火災海上保険株式会社または富国生命保険相互会社に委託する場合があります。したがって、ご契約によっては、申込書、告知書、変更請求

書、保険金・給付金等請求書、その他の書類および保険事故の状況等の事実関係を業務の代理または事務の代行を遂行するうえで必要な範囲で、共栄火災海上保険株式会社または富国生命保険相互会社が知ることがあります。

業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について



保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

「生命保険契約者保護機構」について



当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※１）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※２）を除き、責任準備金等（※３）の９０％とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の９０％が補償されるものではありません。）
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これにともない、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（※１）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります。）

（※２）破綻時に過去５年間で常に予定利率が基準利率（注１）を超えていた契約を指します（注２）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただ

し、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率

$$= 90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$$

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

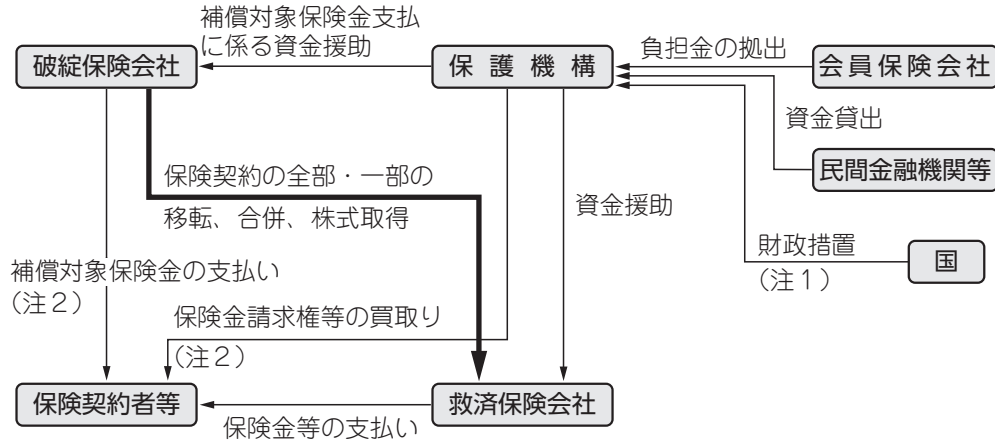
(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

(※3) 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いにそなえ、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

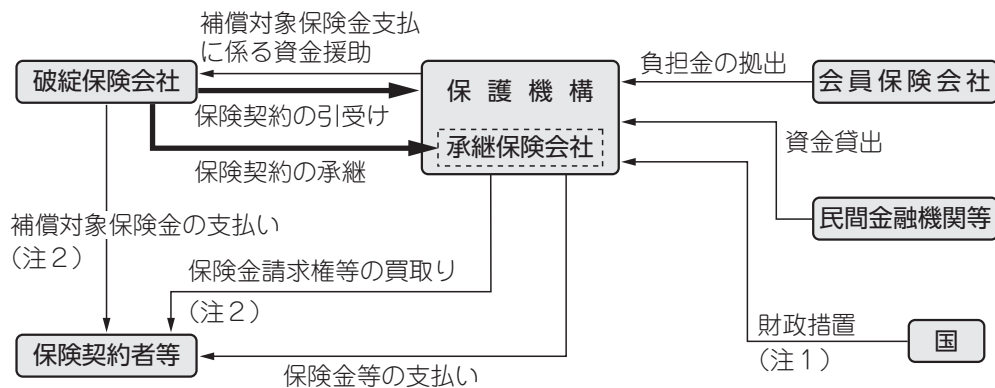


仕組みの概略図

●救済保険会社が現れた場合



●救済保険会社が現れない場合



（注1）上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

（注2）破綻処理中の保険事故にもとづく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、（*2）に記載の率となります。）

- 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令にもとづいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

9：00～12：00、13：00～17：00

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>



1

低解約返戻金型収入保障保険



特 徴

- 保険期間中に被保険者が死亡された場合には遺族年金を、所定の高度障害状態になられた場合には高度障害年金を、年金支払満了日（＝保険期間満了日）まで毎月お支払いします。年金が支払われる場合には、以後の保険料のお払込みは不要となります。
- 最低支払保証期間を当社所定の範囲内で定め、最初の年金のお支払いから保険期間満了日までの期間が最低支払保証期間より短い場合には、最低支払保証期間を経過するまでは毎月年金をお支払いします。
- 満期給付金支払特則を付加した場合、保険期間満了時に年金の支払事由に該当することなく生存されているとき、所定の金額の満期給付金をお支払いします。
- 低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定することで保険料が割安となっております。

ご注意

低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間中にご契約を解約されますと、お受取りになる解約返戻金（満期給付金部分を除きます）は払込年月数および経過年月数により計算した額に低解約返戻金割合として保険証券に記載の割合（70％）を乗じた水準となりますのでご注意ください。

参照

くわしくは、⑲ **ご契約の解約と解約返戻金** をご覧ください。

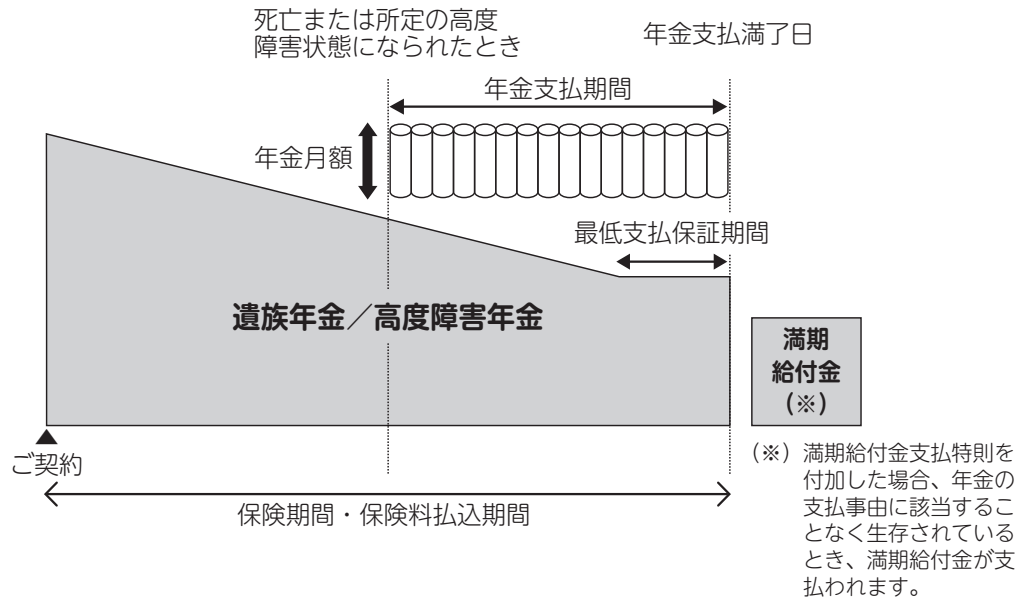
- 無配当保険ですので契約者配当金はありませんが、その分保険料が割安となっております。
- 各種の特約を付加することによって、保障をさらに充実させることができます。
- ご契約の年金月額が当社所定の金額以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので保険料が割安になります。

なお、減額等の契約内容の変更により、上記の条件をみたさなくなった場合は、高額割引制度が適用されなくなります。

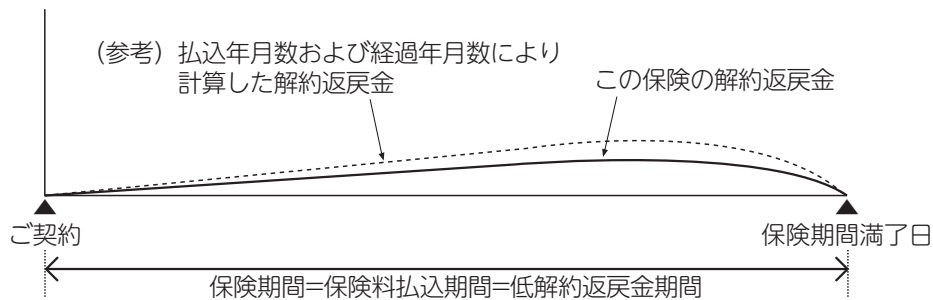
しくみ



しくみ図



保険期間・保険料払込期間・低解約返戻金期間の関係





年金等の支払いについて

2

主契約の年金・給付金支払と保険料払込免除



年金の支払い

お支払いする場合	お支払いする年金	お支払額	受取人
被保険者が保険期間中に死亡されたとき	遺族年金	年金月額	遺族年金受取人
被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	高度障害年金	年金月額	被保険者 〈ただし、保険契約者が法人で、遺族年金受取人が保険契約者である場合には、保険契約者である法人にお支払いします。〉



【参照】「所定の高度障害状態」については、つぎのとおりです。くわしくは、普通保険約款「別表3 対象となる高度障害状態」をご参照ください。

所定の高度障害状態
つぎのいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

ご注意

高度障害年金をお支払いした場合、遺族年金のお支払いはいたしません。

ご希望により、年金は毎月のお支払いにかえて、一時金でもお支払いします。

- 年金支払期間中、年金の全部または一部の未支払分の現価を一時にお支払いします。
- 年金の全部の未支払分の現価を一時にお支払いした場合には、ご契約は消滅します。

満期給付金の支払い

- 満期給付金支払特則を付加することができます。
なお、特則のみの中途付加・解約はできません。
- 満期給付金支払特則を付加した場合は、つぎの給付金をお支払いします。

お支払いする場合	お支払いする給付金	お支払額	受取人
被保険者が保険期間満了時に生存されているとき (ただし、高度障害年金の支払事由が生じている場合を除きます。)	満期給付金	年金月額に所定の満期給付倍率を乗じて得た額	保険契約者

保険料払込免除

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払込みが免除されます。

参照

「所定の身体障害の状態」については、つぎのとおりです。くわしくは、普通保険約款「別表4 対象となる身体障害の状態」をご参照ください。

所定の身体障害の状態
つぎのいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの (7) 10手指の用を全く永久に失ったもの (8) 10足指を失ったもの

参照

ご請求に際しては、⑦ 年金などのご請求方法 をご覧ください。

3 保障を充実させる特約の保険金等の支払い



平準定期保険特約

●平準定期保険特約を付加した場合は、つぎの特約保険金をお支払いします。

お支払いする場合	お支払いする保険金	お支払額	受取人
被保険者が特約保険期間中に死亡されたとき	特約死亡保険金	特約保険金額	主契約の遺族年金受取人
被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として特約保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	特約高度障害保険金	特約保険金額	主契約の高度障害年金の受取人

特定疾病保障定期保険特約

●特定疾病保障定期保険特約を付加した場合は、つぎの特約保険金をお支払いします。

お支払いする場合	お支払いする保険金	お支払額	受取人
被保険者が特約保険期間中に死亡されたとき	特約死亡保険金	特約保険金額	主契約の遺族年金受取人
①悪性新生物（がん）（※1） 被保険者が責任開始期以後、特約保険期間中に、初めて（責任開始期前の期間を通じて初めてとします。）所定の悪性新生物（がん）に罹患し、医師により病理組織学的所見（生検を含みます。以下同じ。）によって診断確定（被保険者の病状等を理由として病理組織学的所見によることなく最終的にがんと診断確定された場合には、その病理組織学的所見以外の所見による診断確定も認めます。）されたとき ②急性心筋梗塞（※1） 被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として特約保険期間中に急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（※2）が継続したと医師によって診断されたとき	特約特定疾病保険金	特約保険金額	主契約の高度障害年金の受取人

③脳卒中（※1） 被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として特約保険期間中に脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	特約特定疾病保険金	特約保険金額	主契約の高度障害年金の受取人
被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として特約保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	特約高度障害保険金	特約保険金額	主契約の高度障害年金の受取人



（※1）対象となる「悪性新生物（がん）」「急性心筋梗塞」「脳卒中」については、特定疾病保障定期保険特約条項「別表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご参照ください。

（※2）「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。



- 特約死亡保険金、特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金のいずれかをお支払いした場合、この特約は消滅します。（重複してのお支払いはいたしません。）
- 特約の責任開始期前に悪性新生物（がん）に罹患したと診断確定されていた場合には、責任開始期以後に新たに悪性新生物（がん）に罹患しても特約特定疾病保険金のお支払いはいたしません。
- 特約の責任開始期（または復活日）から起算して90日以内に乳房の悪性新生物（乳がん）に罹患し、診断確定されても、特約特定疾病保険金のお支払いはいたしません。
- 「上皮内がん」、「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は、特約特定疾病保険金のお支払対象とはなりません。

がん保障定期保険特約

●がん保障定期保険特約を付加した場合は、つぎの特約保険金をお支払いします。

お支払いする場合	お支払いする保険金	お支払額	受取人
被保険者が特約保険期間中に死亡されたとき	特約死亡保険金	特約保険金額	主契約の遺族年金受取人
被保険者が責任開始期以後、特約保険期間中に、初めて（責任開始期前の期間を通じて初めてとします。）所定の悪性新生物（がん）に罹患し、医師により病理組織学的所見（生検を含みます。以下同じ。）によって診断確定（被保険者の病状等を理由として病理組織学的所見によることなく最終的にがんと診断確定された場合には、その病理組織学的所見以外の所見による診断確定も認めます。）されたとき	特約がん保険金	特約保険金額	主契約の高度障害年金の受取人
被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として特約保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	特約高度障害保険金	特約保険金額	主契約の高度障害年金の受取人



対象となる「悪性新生物（がん）」については、がん保障定期保険特約条項「別表2 対象となる悪性新生物」をご参照ください。



- 特約死亡保険金、特約がん保険金または特約高度障害保険金のいずれかをお支払いした場合、この特約は消滅します。（重複してのお支払いはいたしません。）
- 特約の責任開始期前に悪性新生物（がん）に罹患したと診断確定されていた場合には、責任開始期以後に新たに悪性新生物（がん）に罹患しても特約がん保険金のお支払いはいたしません。
- 特約の責任開始期（または復活日）から起算して90日以内に乳房の悪性新生物（乳がん）に罹患し、診断確定されても、特約がん保険金のお支払いはいたしません。
- 「上皮内がん」、「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は、特約がん保険金のお支払対象とはなりません。

介護保障定期保険特約（死亡保険金不担保特則付）

- 介護保障定期保険特約（死亡保険金不担保特則付）を付加した場合は、つぎの特約保険金・給付金をお支払いします。

お支払いする場合	お支払いする 保険金・給付金	お支払額	受取人
被保険者が責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日（「認知症給付の責任開始日」といいます。）以後、特約保険期間中に、初めて所定の認知症に罹患していると診断確定（※1）されたとき	認知症診断給付金	特約保険金額 の20%	主契約の高度障害 年金の受取人
被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、特約保険期間中に、つぎのいずれかの事由に該当したとき (1) 公的介護保険制度による要介護認定を受け要介護2以上（※2）に該当していると認定されたとき (2) つぎのいずれかに該当したことが、医師によって診断確定されたとき ①所定の認知症による要介護状態（※3）に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して90日あること ②所定の寝たきりによる要介護状態（※3）に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して180日あること	介護保険金	特約保険金額	主契約の高度障害 年金の受取人
被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として特約保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	特約高度障害保険金	特約保険金額	主契約の高度障害 年金の受取人

参照

- （※1） 対象となる「認知症」の診断確定については、介護保障定期保険特約条項 第1条（認知症の定義および診断確定）および「別表2 認知症」をご参照ください。
- （※2） 「公的介護保険制度」「要介護2以上」については、介護保障定期保険特約条項「別表3 公的介護保険制度、要介護2以上」をご参照ください。
- （※3） 対象となる「要介護状態」はつぎのとおりです。くわしくは、介護保障定期保険特約条項「別表4 対象となる要介護状態」をご参照ください。

認知症による要介護状態	寝たきりによる要介護状態
認知症と診断確定され、意識障害のない状態においてつぎのいずれかに該当する見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態。 (1) 時間の見当識障害 常時、季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。 (2) 場所の見当識障害 今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。 (3) 人物の見当識障害 日頃接している周囲の人の認識ができない。	常時寝たきり状態で、つぎのすべてに該当して他人の介護を要する状態。 (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできないこと。 (2) つぎの①から④のうち2項目以上に該当すること。 ①衣服の着脱が自分ではできない。 ②入浴が自分ではできない。 ③食物の摂取が自分ではできない。 ④大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

ご注意

- この特約には、死亡保険金不担保特則を付加するため、死亡保障はありません。
(死亡保険金不担保特則を付加しない介護保障定期保険特約のお取扱いはありません。)
- 認知症診断給付金のお支払いは、この特約の保険期間を通じて1回限りとします。
- 認知症診断給付金をお支払いした場合でも、この特約の保険期間中に、この特約の保険料を更正することはありません。ただし、お支払後にこの特約が更新される場合は、更新後のこの特約に認知症診断給付金不担保特則を付加し、この特約の保険料を計算します。
- 介護保険金または特約高度障害保険金をお支払いした場合、この特約は消滅します。(重複してのお支払いはいたしません。また、消滅後は「お支払いする場合」に該当した場合でも、保険金・給付金はお支払いできません。)
- 当社は、公的介護保険制度の改正が行われた場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって介護保険金の支払事由を変更することがあります。
- 認知症給付の責任開始日の前日まで(この特約の責任開始期前も含みます。)に認知症と診断確定された場合、認知症診断給付金のお支払いはできません。
この場合、この特約の締結時より認知症診断給付金不担保特則が付加されていたものとしてこの特約の保険料を更正します。(この特約が詐欺による取消し、不法取得目的による無効、告知義務違反による解除または重大事由による解除となったときは除きます。)
この特約の保険料が更正された場合、更正された保険料に対するすでに払い込まれた保険料の超過分を保険契約者に払い戻します。ただし、被保険者が認知症に罹患していると診断確定されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれか一人でも告知前に知っていたときは、すでに払い込まれた保険料の超過分を払い戻しません。

参照

ご契約に軽度介護保障特約とあわせて付加することで、認知症や介護に備える保障をさらに充実させることができます。くわしくは、32ページの **(参考) 介護保障定期保険特約と軽度介護保障特約の保障の比較** をご参照ください。

軽度介護保障特約

●軽度介護保障特約を付加した場合は、つぎの給付金をお支払いします。

お支払いする場合	お支払いする 給付金	お支払額	受取人
被保険者が責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日（「認知障害給付の責任開始日」といいます。）以後、特約保険期間中に、初めて所定の認知障害と診断確定（※1）されたとき	認知障害 給付金	特約基準金額 の5%	主契約の 高度障害 年金の受 取人
被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、特約保険期間中に、公的介護保険制度に基づく要支援1または要支援2（※2）に該当していると認定されたとき	要支援 給付金	特約基準金額 の20%	主契約の 高度障害 年金の受 取人
被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、特約保険期間中に、つぎのいずれかの事由に該当したとき (1) 公的介護保険制度に基づく要介護1以上（※2）に該当していると認定されたとき (2) つぎのいずれかに該当したことが、医師によって診断確定されたとき ①所定の認知症による要介護状態（※3）に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して90日あること ②所定の日常生活動作における要介護状態（※3）に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して180日あること (3) 所定の高度障害状態になられたとき	軽度介護 給付金	特約基準金額 の100% (ただし、要 支援給付金の 支払後は、特 約基準金額の 80%)	主契約の 高度障害 年金の受 取人

参照

- (※1) 対象となる「認知障害」の診断確定については、軽度介護保障特約条項 第1条（認知障害の定義および診断確定）および「別表2 認知障害」をご参照ください。
- (※2) 「公的介護保険制度」「要支援1または要支援2」「要介護1以上」については、軽度介護保障特約条項「別表3 公的介護保険制度、要支援1または要支援2、要介護1以上」をご参照ください。
- (※3) 対象となる「要介護状態」はつぎのとおりです。くわしくは、軽度介護保障特約条項「別表4 対象となる要介護状態」をご参照ください。

認知症による要介護状態	日常生活動作における要介護状態
認知症と診断確定され、意識障害のない状態においてつぎのいずれかに該当する見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態。 (1) 時間の見当識障害 常時、季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。 (2) 場所の見当識障害 今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。 (3) 人物の見当識障害 日頃接している周囲の人の認識ができない。	つぎのいずれかに該当して他人の介護を要する状態。 (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできない。 (2) 衣服の着脱が自分ではできない。 (3) 入浴が自分ではできない。 (4) 食物の摂取が自分ではできない。 (5) 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

ご注意

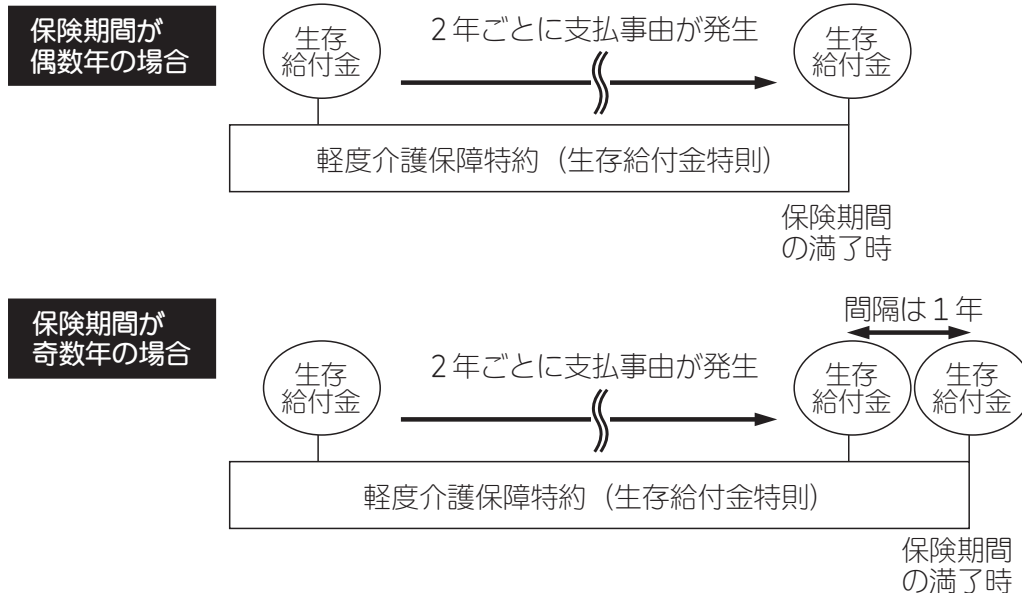
- 認知障害給付金、要支援給付金のお支払いは、それぞれ1回限りとします。
- 認知障害給付金または要支援給付金をお支払いした場合でも、この特約の保険期間中に、この特約の保険料を更正することはありません。ただし、お支払後にこの特約が更新される場合は、更新後のこの特約に認知障害給付金不担保特則または要支援給付金不担保特則を付加し、この特約の保険料を計算します。
- 軽度介護給付金をお支払いした場合、この特約は消滅します。（消滅後は「お支払いする場合」に該当した場合でも、給付金はお支払いできません。）
- 当社は、公的介護保険制度の改正が行われた場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって要支援給付金および軽度介護給付金の支払事由を変更することがあります。
- 認知障害給付の責任開始日の前日まで（この特約の責任開始期前も含みます。）に認知障害と診断確定された場合、認知障害給付金のお支払いはできません。
この場合、この特約の締結時より認知障害給付金不担保特則が付加されていたものとしてこの特約の保険料を更正します。（この特約が詐欺による取消し、不法取得目的による無効、告知義務違反による解除または重大事由による解除となったときは除きます。）
この特約の保険料が更正された場合、更正された保険料に対するすでに払い込まれた保険料の超過分を保険契約者に払い戻します。ただし、被保険者が認知障害と診断確定されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれか一人でも告知前に知っていたときは、すでに払い込まれた保険料の超過分を払い戻しません。

生存給付金の支払い

- 軽度介護保障特約には生存給付金特則を付加することができます。
なお、特則のみの中途付加はできません。
- 生存給付金特則を付加した場合は、つぎの給付金をお支払いします。

お支払いする場合	お支払いする 給付金	お支払額	受取人
被保険者がつぎの時に生存しているとき (1) 特約保険期間中に到来する2年ごとの年単位の契約応当日の前日の満了時 (2) 特約保険期間の満了時	生存給付金	生存給付金額	保険契約者

保険期間の違いによる給付金の支払間隔の例



生存給付金の自動すえ置

- 生存給付金は、当社所定の利率による利息をつけて自動的にすえ置きます。
- すえ置いた生存給付金は、保険契約者からご請求があったときまたはご契約が消滅したときに、お支払いします。

ご注意

- 生存給付金特則が解約その他の事由により消滅した場合、生存給付金のお支払いはありません。
- この特約の保険料のお払込みが免除された後、この特約が更新される場合、更新後の特約では生存給付金のお支払いはありません。

参照

ご契約に介護保障定期保険特約とあわせて付加することで、認知症や介護に備える保障をさらに充実させることができます。くわしくは、次ページの **(参考) 介護保障定期保険特約と軽度介護保障特約の保障の比較** をご参照ください。

(参考) 介護保障定期保険特約と軽度介護保障特約の保障の比較

保障の種類		介護保障定期保険特約	軽度介護保障特約
所定の疾病診断	軽度認知障害	保障はありません	認知障害給付金
	認知症	認知症診断給付金	
公的介護保険制度	要支援 1、要支援 2	保障はありません	要支援給付金
	要介護 1		軽度介護給付金
	要介護 2 ～ 要介護 5	介護保険金	
約款所定の要介護状態（＊）	認知症による要介護状態（90日継続）		
	日常生活動作における要介護状態（180日継続）	介護保険金	
	寝たきりによる要介護状態（180日継続）	介護保険金	
高度障害状態		特約高度障害保険金	生存給付金 (生存給付金特則を付加した場合)
生存給付金		保障はありません	

(＊) 約款所定の要介護状態

認知症による 要介護状態	日常生活動作における 要介護状態	寝たきりによる 要介護状態
認知症と診断確定され、意識障害のない状態においてつぎのいずれかに該当する見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態。 (1) 時間の見当識障害 常時、季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。 (2) 場所の見当識障害 今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。 (3) 人物の見当識障害 日頃接している周囲の人の認識ができない。	つぎのいずれかに該当して他人の介護を要する状態。 (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできない。 (2) 衣服の着脱が自分ではできない。 (3) 入浴が自分ではできない。 (4) 食物の摂取が自分ではできない。 (5) 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。	常時寝たきり状態で、つぎのすべてに該当して他人の介護を要する状態。 (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできないこと。 (2) つぎの①から④のうち2項目以上に該当すること。 ①衣服の着脱が自分ではできない。 ②入浴が自分ではできない。 ③食物の摂取が自分ではできない。 ④大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

特約の保険期間、特約の消滅および減額

特約の保険期間

- 特約の保険期間は主契約の保険期間を限度に当社所定の範囲内で定めることができます。
- 満期となっても同一保険期間で自動的に更新されます。

参照 更新については、⑱ 特約の自動更新 をご覧ください。

特約の消滅および減額

- 主契約が消滅したときまたは被保険者が死亡されたとき、特約は消滅します。
- 主契約の遺族年金が支払われることにより軽度介護保障特約が消滅した場合、軽度介護保障特約の責任準備金を主契約の遺族年金受取人にお支払いします。
- 主契約の年金月額を減額された場合など、特約の保険金額等が当社の定める限度をこえることとなるときは、特約が消滅または特約の保険金額等が減額されますのでご注意ください。
- 特約の減額は、当社所定の範囲内で取り扱います。

参照 ご請求に際しては、㉗ 年金などのご請求方法 をご覧ください。

4

リビング・ニーズ特約（2009）の特徴としくみ



- この特約は、将来の保険金の支払いにかえて、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に特定状態保険金を支払うことを目的としたものです。
- この特約に対する保険料は不要です。

特定状態保険金のお支払い

お支払いする場合	お支払いする特定状態保険金額	特定状態保険金の受取人
特定状態保険金の受取人から、被保険者の余命が6か月以内と判断される「所定の書類」の提出があり、当社が正当と認めたとき	指定保険金額（※1）から、特定状態保険金のご請求日（特定状態保険金の請求に必要な書類が、当社の本社に到着した日をいいます。以下同じ。）から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額（※2）を差し引いた金額	被保険者

（※1）主契約と付加されている平準定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約およびがん保障定期保険特約の死亡保険金額（注1）の合計額の範囲内、かつ、最高3,000万円を限度（注2）として、ご請求時に指定した金額。

（注1）・主契約についてはご請求日の6か月後の年金の現価相当額とします。

・災害割増特約および傷害特約の災害死亡保険金額は、この死亡保険金額には含まれません。

（注2）リビング・ニーズ特約（2009）およびリビング・ニーズ特約を通算して3,000万円を限度とします。

（※2）ご請求日から6か月以内に平準定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約またはがん保障定期保険特約の更新日がある場合、差引きとなる保険料相当額のうち更新後の期間相当分については、ご請求時の保険料率にもとづき、更新時の年齢により計算します。

- 指定保険金額については、主契約・特約ごとの指定ができます。ご請求時に主契約については年金月額を、特約については死亡保険金額を指定することにより、指定保険金額を指定していただきます。

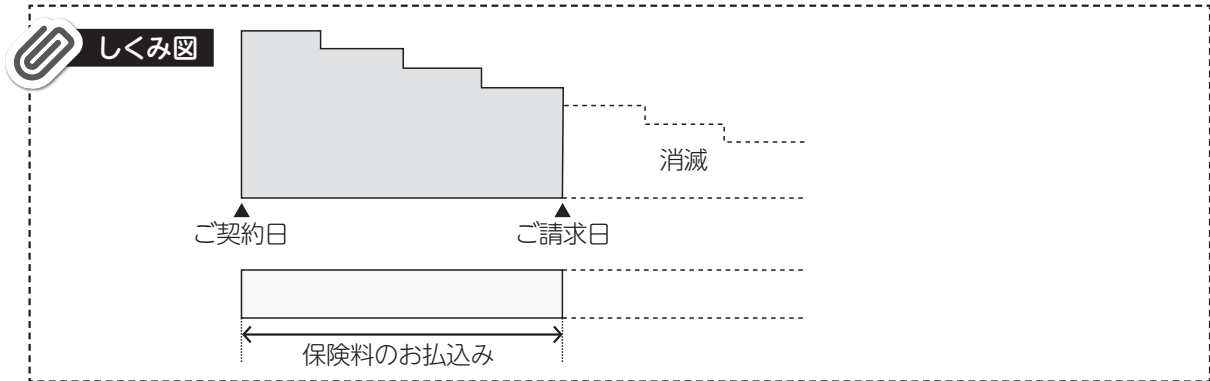
- 複数のご契約にこの特約（※3）を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえた場合については、そのこえる部分については、この特約（※3）による保険金のお支払いはできません。

（※3）リビング・ニーズ特約を含みます。

- 主契約、平準定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約またはがん保障定期保険特約の保険期間満了までの期間が1年未満である場合、特定状態保険金のお支払いの対象となりません。（特約については更新されるときを除きます。）
- 特定状態保険金のお支払いは1回限りとします。

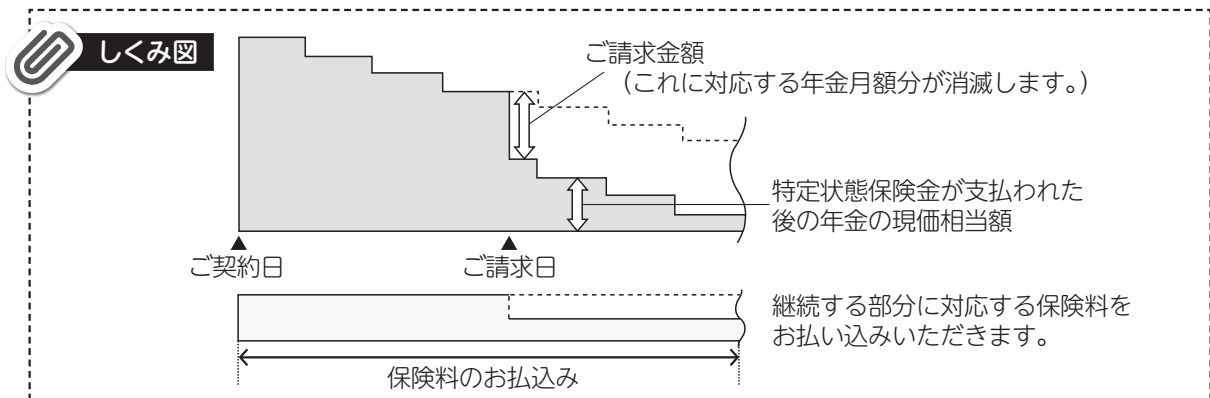
特定状態保険金のお支払後の取扱い

〔年金月額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金をお支払いした場合〕
ご契約はご請求日にさかのぼって消滅します。



〔年金月額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金をお支払いした場合〕

- 特定状態保険金をお支払いしたときは、指定された金額分に対応する年金月額分がご請求日にさかのぼって消滅したものとします。この場合、年金月額は、指定保険金額に対応する年金月額を差し引いた金額に改められます。
- 継続する部分については、その部分に対応する保険料を引き続きお払い込みいただきます。



特約の消滅

つぎの場合にこの特約は消滅します。

- ・ この特約により特定状態保険金がお支払されたとき
- ・ 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき



参照 ご請求に際しては、⑦ 年金などのご請求方法 をご覧ください。

5 災害およびご家族に対する保障



災害に対する保障を充実させるために災害割増特約および傷害特約を付加することができます。
特約の保険金および給付金は、特約の責任開始期以後に発生した災害による場合に支払われます。

被保険者ご本人に対する保障

特 約	お支払いする場合	お支払いする 保険金・給付金	お支払額	お支払 限度	受 取 人
災害割増 特約	不慮の事故により180日以内に死亡されたときまたは所定の感染症（※）により死亡されたとき	災害死亡保険金	災害死亡 保険金額	——	主契約の 遺族年金受取人
	不慮の事故により180日以内に所定の高度障害状態になられたときまたは所定の感染症（※）により所定の高度障害状態になられたとき	災害高度障害 保険金	災害死亡 保険金額	——	主契約の被保険者 ただし、保険契約者 が法人で、遺族年金 受取人が保険契約者 である場合には、保 険契約者である法人 にお支払いします。
傷害特約	不慮の事故により180日以内に死亡されたときまたは所定の感染症（※）により死亡されたとき	災害死亡保険金	災害死亡 保険金額	——	主契約の 遺族年金受取人
	不慮の事故により180日以内に所定の身体障害状態になられたとき	障害給付金	災害死亡 保険金額 の10%～ 100%	通算 100%	主契約の被保険者 ただし、保険契約者 が法人で、遺族年金 受取人が保険契約者 である場合には、保 険契約者である法人 にお支払いします。

（※）「所定の感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項から第4項までに定められているつぎの疾病をいいます。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症

参照

- 「不慮の事故」については、災害割増特約条項「別表2 対象となる不慮の事故」、傷害特約条項「別表2 対象となる不慮の事故」をご参照ください。
- 「所定の身体障害状態」については、傷害特約条項「別表3 給付割合表」をご参照ください。

ご家族に対する保障

傷害特約については、主契約の被保険者を保障する〔本人型〕のほかに、本人（主契約の被保険者）および配偶者を保障する〔本人・配偶者型〕があります。

- 配偶者の保障額は、本人の60%とします。
- 保険金・給付金は、主契約の被保険者にお支払いします。
ただし、保険契約者が法人で、遺族年金受取人が保険契約者である場合には、保険契約者である法人にお支払いします。
- 配偶者とは主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている方を指します。

お願い

配偶者がこの特約の被保険者の資格を失うこととなったときには、すみやかに当社にご連絡ください。

ご注意

〔本人・配偶者・子型〕および〔本人・子型〕はお取り扱いしておりません。

特約の保険期間

- 特約の保険期間は主契約の保険期間を限度に当社所定の範囲内で定めることができます。
- 満期となっても同一保険期間で自動的に更新されます。

参照

更新については、⑱ 特約の自動更新 をご覧ください。

特約の消滅および減額

- つぎの場合、特約は消滅します。

- ・ 主契約が消滅したとき
- ・ 主契約の年金支払事由が生じたとき

- 主契約の減額、平準定期保険特約の減額・解約をされた場合など、当社の定める限度をこえることとなるときは、特約が消滅または特約の保険金額等が減額されますのでご注意ください。
- 特約の減額は、当社所定の範囲内で取り扱います。

参照

ご請求に際しては、㉗ 年金などのご請求方法 をご覧ください。

6 しんらいのご家族サポートサービス



「しんらいのご家族サポートサービス」には「お客さまのご家族登録制度」「保険契約者代理特約」「指定代理請求特約」の3つの制度・特約があります。

各制度・特約により、ご本人に代わってあらかじめ指定されたご家族等が、契約内容の照会、「特別な事情」がある場合には手続きや年金等の請求などを行うことができます。

サービスの名称	制度・特約の名称	制度・特約の内容
しんらいのご家族サポートサービス	お客さまのご家族登録制度	保険契約者があらかじめ登録したご家族等が、契約内容の照会などを行うことができます。
	保険契約者代理特約	保険契約者が手続きを自ら行うことができない「特別な事情」(※1)があるときに、保険契約者があらかじめ指定した保険契約者代理人が、保険契約者に代わって手続きを行うことができます。
	指定代理請求特約	被保険者が受取人となる年金等について、被保険者ご自身が請求できない「特別な事情」(※2)があるときに、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が年金等の代理請求をすることができます。

(それぞれの制度・特約にお申し込みいただく必要があります。)



(※1) 「特別な事情」について、くわしくは、40ページの **手続きを自ら行うことができない「特別な事情」について** をご参照ください。

(※2) 「特別な事情」について、くわしくは、42ページの **年金等を請求できない「特別な事情」について** をご参照ください。

お客さまのご家族登録制度

●保険契約者(※)があらかじめ登録したご家族等(以下「登録家族」といいます。)が、契約内容の照会などを行うことができます。

(※) 本制度において、「保険契約者」とは、つぎのいずれかに該当する者をいいます。

- ・保険契約者
- ・年金支払開始日に保険契約上の一切の権利義務を承継した年金受取人
- ・保険金等の支払いにおいて、すえ置支払または年金支払を選択した保険金等の受取人

●災害発生などで当社が保険契約者と連絡がとれない場合や、当社からの各種ご案内が保険契約者に届かず連絡が取れない場合などにおいて、当社から登録家族に保険契約者の連絡先を確認することで、確実に各種ご案内をお届けすることができます。

登録家族ができること

● 契約内容の照会

※被保険者の傷病名・手術名等の機微（センシティブ）情報などは除きます。

● ご契約に関する手続きの請求書類の送付依頼

※請求書類の送付先は保険契約者となります。

※保険契約者、年金等の受取人の変更手続きの請求書類など、一部送付依頼の対象外となるものもあります。

登録家族の範囲

● 保険契約者は、つぎの範囲内であらかじめ1人の方を登録家族として指定してください。

- ・ 保険契約者の戸籍上の配偶者、直系血族、3親等内の血族
- ・ 保険契約者と同じく、または、生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族
- ・ 上記以外の者で、保険契約者と同じく、または、生計を一にしている者（※）
- ・ 保険契約者の財産管理を行っている者（※）
- ・ その他保険契約者と同じく、または、生計を一にしている者または保険契約者の財産管理を行っている者と同等の関係にある者（※）

（※）当社所定の書類の提出を求める場合があります。

● 保険契約者は、上記の範囲内で登録家族を変更することができます。また、ご家族等の登録が不要になった場合には、登録家族を削除することができます。

ご注意

- 保険契約者が法人や未成年者の場合、本制度の対象外となります。
- 登録家族は、住所変更や解約などの手続きや、年金等の請求手続きを代理で行うことはできません。保険契約者や被保険者が手続きを行うことができない場合にご家族等が代理で手続きを行うためには、保険契約者代理特約、指定代理請求特約を付加することが必要です。

お願い

- 登録家族となられる方に、つぎの事項をお伝えし、同意を得てからお申込みください。
 - ・ 保険契約者が本制度を利用すること
 - ・ 登録家族の登録に必要な情報を当社に開示すること
 - ・ 本制度にもとづき、当社から登録家族に連絡する場合があること
 - ・ 登録家族は当社へ契約内容の照会や、ご契約に関する手続きの請求書類を保険契約者あてに送付するよう依頼ができること
- 登録家族の連絡先等に変更があった場合には、すみやかに当社にご連絡ください。

参照

「お客さまのご家族登録制度」について、くわしくは、当社ホームページ（<https://www.fukokushinrai.co.jp>）をご覧ください。

保険契約者代理特約

- ご契約に保険契約者代理特約を付加することにより、保険契約者が手続きを自ら行うことができない「特別な事情」があるときに、保険契約者があらかじめ指定した保険契約者代理人が、保険契約者に代わって手続きを行うことができます。
- この特約に対する保険料は不要です。

手続きを自ら行うことができない「特別な事情」について

「特別な事情」とは、保険契約者が手続きを自ら行うことができないつぎのような事情があると当社が認めた場合をいいます。

- ・保険契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難であるとき
- ・その他上記に準じる状態であるとき

保険契約者代理人による代理可能な手続き

- 保険契約者代理人が保険契約者に代わって行うことができる手続き（以下「代理手続き」といいます。）はつぎのとおりです。
- 普通保険約款および特約条項に定める保険契約者が行うことができるつぎのような手続き

住所変更、年金額等の減額、解約 など

- 保険契約者と年金等の受取人が同一人である場合の年金等の請求手続き

※ご契約に指定代理請求特約を付加している場合、指定代理請求人による請求が可能である手続きは、保険契約者代理人による代理手続きの対象外となります。（指定代理請求人が代理請求をすることができます。）



指定代理請求人による代理請求の対象となる年金等について、くわしくは、43ページの **指定代理請求人からの年金等のご請求** をご参照ください。

- 上記にかかわらず、つぎの手続きは対象外となります。

- ・保険契約者の変更
- ・年金等の受取人の変更
- ・告知を要する手続き
- ・保険契約者代理人の変更
- ・指定代理請求人の変更
- ・年金等の受取人が被保険者と定められている場合の年金等の請求

保険契約者代理人の範囲

- 保険契約者は、つぎの範囲内であらかじめ1人の方を保険契約者代理人として指定してください。なお、代理手続きを行う場合には、代理手続き時においても、つぎの範囲内である必要があります。

- ・保険契約者の戸籍上の配偶者、直系血族、3親等内の血族
- ・保険契約者と同居し、または、生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族
- ・上記以外の者で、保険契約者と同居し、または、生計を一にしている者（※）
- ・保険契約者の財産管理を行っている者（※）
- ・その他保険契約者と同居し、または、生計を一にしている者または保険契約者の財産管理を行っている者と同等の関係にある者（※）

（※）当社所定の書類によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために手続きを行うべき相当な関係があると当社が認めた者に限ります。

- 保険契約者は、上記の範囲内で保険契約者代理人を変更することができます。また、保険契約者代理人が不要になった場合には、保険契約者代理特約を解約することができます。

ご注意

- 故意に年金等の支払事由を生じさせた者または故意に保険契約者を手続きを行うことができない状態に該当させた者は代理手続きを行うことができません。
 - 代理手続きにより年金等や解約返戻金などをお支払いした場合、その後に同一のご請求を受けた場合でも、当社は重複してのお支払いはいたしません。
 - 代理手続きを行った後、保険契約者または被保険者からお問合わせがあった場合、当社はその手続き内容について事実にもとづいて回答せざるを得ませんのでご承知おきください。この場合、当社は、保険契約者代理人に、保険契約者または被保険者への事情説明をお任せすることがあります。
 - 告知義務違反による解除または重大事由による解除をする場合において、保険契約者等の通知先に通知できないときは、保険契約者代理人に通知することがあります。
 - 保険契約者が法人の場合、保険契約者代理特約は付加することができません。
 - つぎの場合には、保険契約者代理特約は消滅します。
 - ・保険契約者が死亡されたときまたは変更されたとき
 - ・主契約が消滅したとき
 - ・保険契約者代理人が死亡されたときもしくは破産したとき、または保険契約者代理人の後見が開始したとき（※）
- （※）該当した場合には、すみやかに当社にご連絡ください。
- また、第1回の遺族年金・高度障害年金の支払日にこの特約は消滅します。

お願い

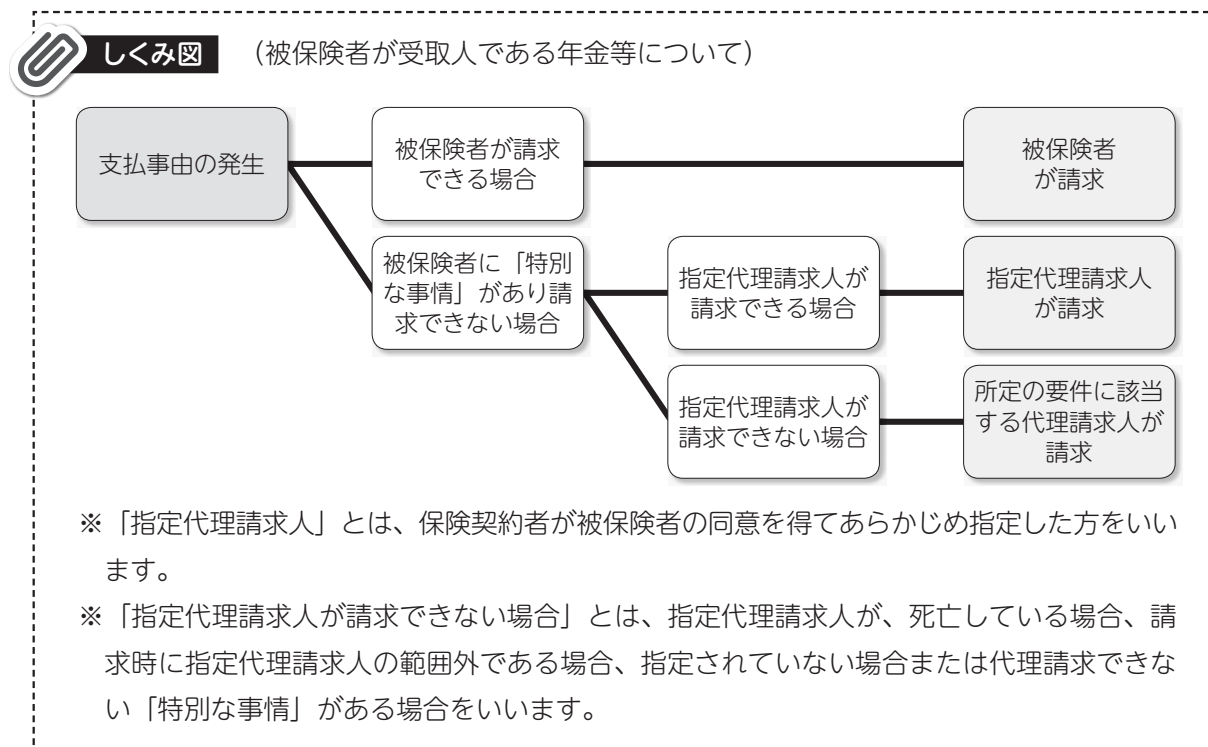
保険契約者代理人となられる方に、ご契約の内容および代理手続きを行うことができる旨、お伝えください。

参照

ご請求に際しては、⑳ 年金などのご請求方法 をご覧ください。

指定代理請求特約

- ご契約に指定代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる年金等について、被保険者ご自身が請求できない「特別な事情」があるときに、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が年金等の代理請求をすることができます。
また、指定代理請求人が年金等を代理請求できない場合でも、請求時において所定の要件に該当する方（代理請求人）が年金等の代理請求をすることができます。
- この特約に対する保険料は不要です。



年金等を請求できない「特別な事情」について

「特別な事情」とは、年金等を請求できないつぎのような事情があると当社が認めた場合をいいます。

- ・被保険者が、心神喪失の常況にあるため、年金等を請求できないとき
- ・被保険者ご本人が、病名を知らされていないため、年金等を請求できないとき
- ・被保険者ご本人が、余命が6か月以内と知らされていないため、年金等を請求できないとき

など

指定代理請求人からの年金等のご請求

- 年金等の受取人が年金等を請求できない「特別な事情」があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金等の受取人の代理人として年金等の代理請求をすることができます。
- 代理請求の対象となる年金等は、つぎの表の年金等のうち主契約の被保険者が受け取ることとなるもの、または、主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料払込免除です。

主契約・特約	代理請求の対象となる年金等の種類
低解約返戻金型収入保障保険	高度障害年金（※1）、満期給付金（※2）
平準定期保険特約	特約高度障害保険金
特定疾病保障定期保険特約	特約特定疾病保険金、特約高度障害保険金
がん保障定期保険特約	特約がん保険金、特約高度障害保険金
介護保障定期保険特約	認知症診断給付金、介護保険金、特約高度障害保険金
軽度介護保障特約	認知障害給付金、要支援給付金、軽度介護給付金、生存給付金（※2）
災害割増特約	災害高度障害保険金
傷害特約	災害死亡保険金（※3）、障害給付金
リビング・ニーズ特約（2009）	特定状態保険金

（※1）第1回の年金のみ代理請求の対象となります。ただし、第1回の年金が代理請求された場合、年金の受取人が年金を請求できない「特別な事情」が継続する限り、第2回以後の年金も同じ代理人から代理請求をすることができます。

（※2）被保険者と保険契約者が同一人であるご契約の場合に、代理請求の対象となります。

（※3）〔本人・配偶者型〕で配偶者が支払事由に該当した場合のみ、主契約の被保険者が受取人となり、代理請求の対象となります。

指定代理請求人の範囲

- 保険契約者は、被保険者の同意を得て、つぎの範囲内で1人の方を指定代理請求人として指定してください。なお、年金等の代理請求を行う場合には、年金等の請求時においても、つぎの範囲内である必要があります。

- ・主契約の被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、3親等内の血族
- ・主契約の被保険者と同じく、または、生計を一にしている主契約の被保険者の3親等内の親族
- ・上記以外の者で、主契約の被保険者と同じく、または、生計を一にしている者（※）
- ・主契約の被保険者の財産管理を行っている者（※）
- ・その他主契約の被保険者と同じく、または、生計を一にしている者または主契約の被保険者の財産管理を行っている者と同等の関係にある者（※）

（※）当社所定の書類によりその事実が確認でき、かつ、年金等の受取人のために年金等を請求すべき相当な関係があると当社が認めた者に限ります。

- 保険契約者は、被保険者の同意を得て、上記の範囲内で指定代理請求人を変更することができます。また、指定代理請求人の指定が不要になった場合には、その指定を取り消すことができます。

指定代理請求人が請求できない場合

指定代理請求人が、死亡している場合、請求時に指定代理請求人の範囲外である場合、指定されていない場合または代理請求できない「特別な事情」がある場合には、つぎの方が年金等の受取人の代理請求人として年金等の代理請求をすることができます。

①	請求時に、主契約の被保険者と同居し、または、生計を一にしている遺族年金受取人	
②	①に該当する方がいない場合（※）	請求時に、主契約の被保険者と同居し、または、生計を一にしている主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
③	①②に該当する方がいない場合（※）	請求時に、主契約の被保険者と同居し、または、生計を一にしている主契約の被保険者の3親等内の親族

（※）該当する方が年金等を請求できない「特別な事情」がある場合を含みます。

ただし、ご契約に保険契約者代理特約を付加している場合、保険契約者代理人より請求が可能であるときは、上記の代理請求人による年金等の代理請求をすることはできません。（保険契約者代理人が代理で請求することができます。）

ご注意

- 故意に年金等の支払事由を生じさせた者または故意に受取人を年金等を請求できない状態に該当させた者は代理請求を行うことができません。
- 年金等を指定代理請求人または代理請求人にお支払いした場合、その後に被保険者ご本人からご請求を受けた場合でも、当社は重複してお支払いはいたしません。
- 指定代理請求人または代理請求人に年金等をお支払いした後、保険契約者または被保険者からお問合わせがあった場合、当社はその年金等の支払状況について事実にもとづいて回答せざるを得ませんのでご承知おきください。この場合、当社は、指定代理請求人または代理請求人に、保険契約者または被保険者への事情説明をお任せすることがあります。
- 告知義務違反による解除または重大事由による解除をする場合において、保険契約者等の通知先に通知できないときは、指定代理請求人または代理請求人に通知することがあります。
- 指定代理請求特約のみの解約はできません。

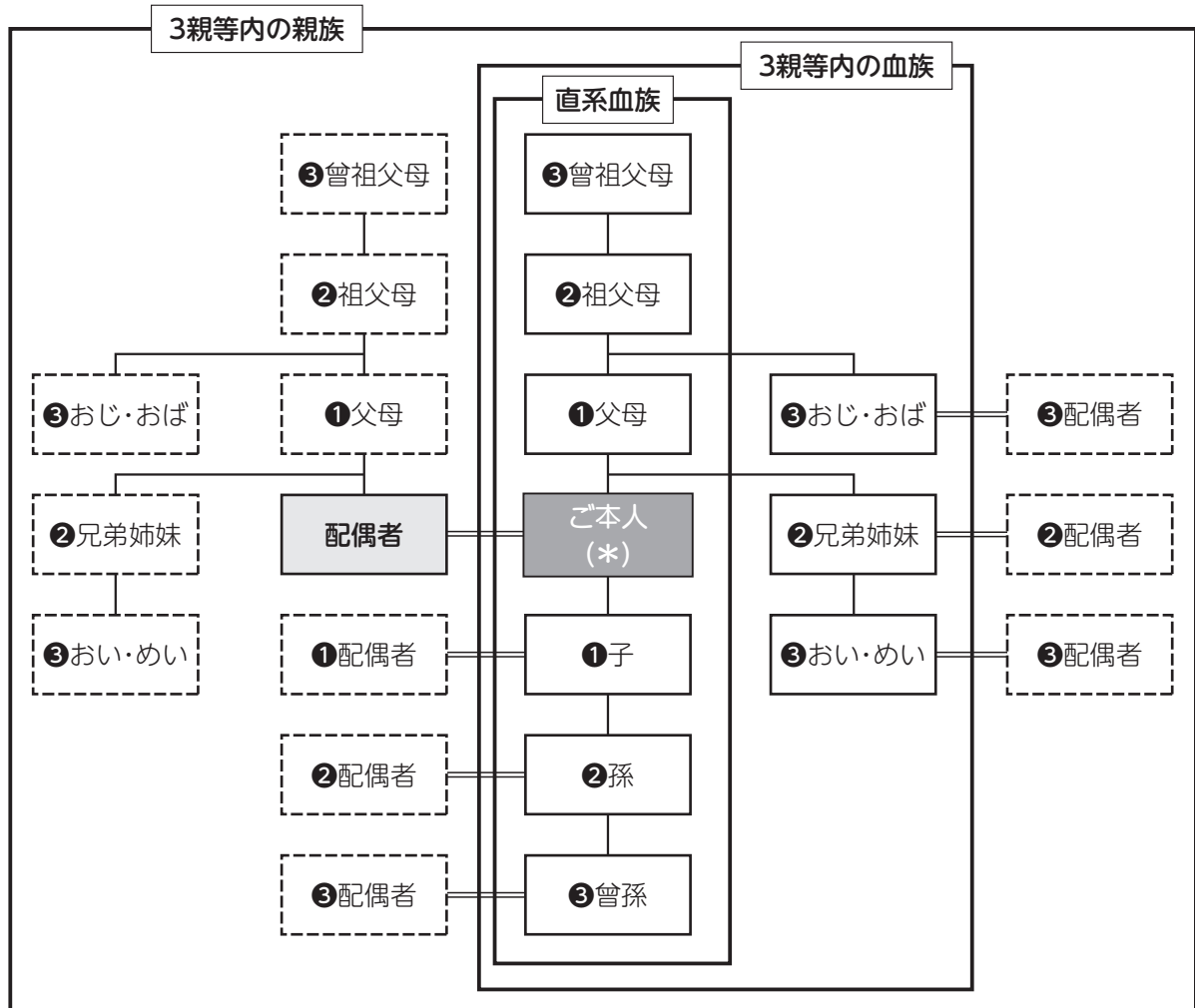
お願い

指定代理請求人となられる方に、支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

参照

ご請求に際しては、⑦ 年金などのご請求方法 をご覧ください。

(参考) 3親等内の親族



(二重線は婚姻関係を表し、数字は親等を表します。)

- お客さまのご家族登録制度の場合
 - 「ご本人(*)」について、「保険契約者」とお読み替えてください。
 - の方は、登録家族の指定において、保険契約者と同居し、または、生計を一にすることが必要です。
- 保険契約者代理特約の場合
 - 「ご本人(*)」について、「保険契約者」とお読み替えてください。
 - の方は、保険契約者代理人の指定において、保険契約者と同居し、または、生計を一にすることが必要です。
- 指定代理請求特約の場合
 - 「ご本人(*)」について、「被保険者」とお読み替えてください。
 - の方は、指定代理請求人の指定において、被保険者と同居し、または、生計を一にすることが必要です。

7 年金等をお支払いできない場合



つぎのような場合には、年金・保険金・給付金の支払事由が生じても年金・保険金・給付金のお支払いはいたしません。また、保険料のお払込みを免除いたしません。

責任開始期前に生じた疾病や不慮の事故等の場合

責任開始期前に生じた疾病や不慮の事故等を原因とする場合には、年金・保険金・給付金（※）のお支払いや、保険料のお払込みの免除はできません。

ただし、ご契約の際の告知等により当社がその原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかった場合など、約款・特約条項に特に規定があるときは、年金・保険金・給付金のお支払いや保険料のお払込みの免除をすることがあります。

（※）対象となる年金・保険金・給付金は約款・特約条項の支払事由で、責任開始期以後に発生した疾病、不慮の事故等を原因とすることを規定している年金・保険金・給付金を指します。

告知義務違反による解除の場合

告知していただいた内容が事実と相違していたため、主契約・特約が解除された場合、年金・保険金・給付金の支払事由が生じても年金・保険金・給付金をお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みも免除いたしません。

重大事由による解除の場合

重大事由とはつぎのような事由をいいます。

- ①保険契約者、被保険者（遺族年金の場合は被保険者を除きます。）または年金・保険金・給付金の受取人が年金・保険金・給付金を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - ②年金・保険金・給付金の請求に関し、年金・保険金・給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - ③ご契約の重複により給付金額等の合計額が著しく過大で保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - ④保険契約者、被保険者または年金・保険金・給付金の受取人が、反社会的勢力（※1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※2）を有していると認められるとき
 - ⑤上記①から④の他、当社の保険契約者、被保険者または年金・保険金・給付金の受取人に対する信頼を損ない、ご契約を継続することを期待し得ない上記①から④と同等の重大な事由があるとき
- （※1）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- （※2）反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは年金・保険金・給付金の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

上記の事由が生じた以後に、年金・保険金・給付金の支払事由が生じた場合、年金・保険金・給付金をお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みも免除いたしません。（上記④の事由にのみ該当した場合で、複数の年金・保険金・給付金の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときにかぎり、年金・保険金・給付金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた年金・保険金・給付金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。）

すでに年金・保険金・給付金をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込みを免除していたときでもその保険料のお払込みを求めることができます。

ご契約の失効の場合

第2回目以降の保険料のお払込みがなかったためご契約が失効した後に、年金・保険金・給付金の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）が生じた場合は、年金・保険金・給付金をお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みも免除いたしません。

第1回保険料のお払込みがないことによるご契約の無効の場合

責任開始期に関する特約を付加したご契約で、第1回保険料のお払込みがなかったため当社がご契約を無効とした場合、その後に年金・保険金・給付金の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）が生じたときでも、年金・保険金・給付金をお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みも免除いたしません。

詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

つぎのような場合、年金・保険金・給付金の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。また、すでに払い込まれた保険料も払い戻しいたしません。

- 保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約が締結（または復活）され、当社が保険契約を取り消した場合
- 保険契約者が年金・保険金・給付金を不法に取得する目的または他人に年金・保険金・給付金を不法に取得させる目的で保険契約を締結（または復活）したものと認められ、当社が保険契約を無効とした場合

免責事由に該当した場合

●主契約の年金およびつぎの特約の保険金・給付金の免責事由

- | | | |
|--------------|----------------|--------------|
| ・ 平準定期保険特約 | ・ 特定疾病保障定期保険特約 | ・ がん保障定期保険特約 |
| ・ 介護保障定期保険特約 | ・ 軽度介護保障特約 | |

● 遺族年金（特約死亡保険金）をお支払いできない場合

- ①ご契約の責任開始期（または復活日）から起算して3年以内の被保険者の自殺によるとき
ただし、精神病などによる自殺については、遺族年金（特約死亡保険金）をお支払いする場合もありますので、当社へお問合わせください。
- ②保険契約者の故意によるとき
- ③遺族年金（特約死亡保険金）の受取人の故意によるとき
ただし、その受取人が遺族年金（特約死亡保険金）の一部の受取人である場合には、その残額を他の受取人にお支払いします。
- ④戦争その他の変乱（※）によるとき

● 高度障害年金（特約高度障害保険金）をお支払いできない場合

- ①保険契約者または被保険者の故意によるとき
- ②戦争その他の変乱（※）によるとき

● 認知症診断給付金、介護保険金、認知障害給付金、要支援給付金または軽度介護給付金をお支払いできない場合

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ②被保険者の犯罪行為によるとき
- ③被保険者の薬物依存によるとき
- ④戦争その他の変乱（※）によるとき

● つぎの特約の特定状態保険金の免責事由

・リビング・ニーズ特約（2009）

● 特定状態保険金をお支払いできない場合

- ①保険契約者または被保険者の故意により被保険者の余命が6か月以内と判断される状態になったとき
- ②戦争その他の変乱（※）によるとき

● つぎの特約の保険金・給付金の免責事由

・災害割増特約 ・傷害特約

● 特約保険金または特約給付金をお支払いできない場合

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき

（

傷害特約では、

「保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の故意または重大な過失によるとき」

とお読み替えてください。

）
- ②被保険者の犯罪行為によるとき
- ③被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ⑦地震・噴火もしくは津波または戦争その他の変乱（※）によるとき

災害死亡保険金について（上記①から⑦に加えつぎの場合）

- ・災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき
 ただし、その受取人が災害死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額を他の受取人にお支払いします。

●保険料の払込みを免除しない場合

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ②被保険者の犯罪行為によるとき
- ③被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ⑦地震・噴火もしくは津波または戦争その他の変乱（※）によるとき



（※）については、その該当被保険者の数の増加が、主契約・特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その程度に応じて、年金・保険金・給付金の全額もしくは一部のお支払い、または保険料のお払込みの免除をします。

年金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合の具体的事例

年金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。ご契約の保険種類・ご加入の時期によっては取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約での取扱いに関しては、ご契約（特約）内容・保険約款を必ずご確認ください。また、記載以外に認められる事実関係等によっても取扱いに違いが生じることがあります。

①遺族年金・特約死亡保険金のお支払い（告知義務違反による解除）

 お支払いする場合	 お支払いできない場合
ご契約加入前の「狭心症」での通院について、告知書で正しく告知せずに入会されたが、ご加入1年後に「狭心症」とはまったく因果関係のない「胃がん」で死亡された場合。	ご契約加入前の「狭心症」での通院について、告知書で正しく告知せずに入会され、ご加入1年後に「狭心症」を原因とする「心筋こうそく」で死亡された場合。
 解説 ご契約にご加入いただく際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知いただく必要があります。故意または重大な過失によって事実を告知されなかったか、事実と異なる内容を告知された場合には、ご契約は解除させていただきますこととなり、年金等はお支払いできません。 ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、まったく因果関係が認められない場合には、年金等をお支払いいたします。	

②災害死亡保険金のお支払い（免責事由への該当）

 お支払いする場合	 お支払いできない場合
< 被保険者の不注意 > 被保険者が居眠り運転をして路肩に衝突し、死亡された場合。	< 被保険者の重大な過失 > 被保険者が、危険であることを認識できる状況で高速道路を逆走して対向車と衝突し、死亡された場合。
< 軽度の酒酔い状態での事故 > 酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行していて、走行してきた車にはねられ死亡された場合。	< 泥酔状態を原因とする事故 > 泥酔して道路上で寝込んでいるところ車にはねられて死亡された場合。
 解説 ご契約（特約）により、災害死亡保険金をお支払いできない場合（免責事由）を定めており、そのいずれかに該当する場合には、災害死亡保険金はお支払いできません。 ≪一般的にお支払いできない例≫ ・ 保険契約者、被保険者の故意または重大な過失による場合 ・ 被保険者の精神障害を原因とする事故の場合 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故の場合	

③高度障害年金・特約高度障害保険金のお支払い（所定の障害状態への該当）

 お支払いする場合	 お支払いできない場合
ご契約加入後に発病した「脊髄小脳変性症」によって全身の機能が低下し、食事の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴のすべてにおいて、自力ではまったく不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合。	「脳こうそく」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合。
 解説 高度障害年金等は、約款所定の障害状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合にお支払いいたします。 したがって、約款所定の障害状態に該当しない場合はお支払いできません。 なお、高度障害年金等のお支払いの対象となる約款所定の障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なる場合があります。	

④特約がん保険金および特約特定疾病保険金のお支払い（支払事由への該当）

 お支払いする場合	 お支払いできない場合
「胃がん」の診断で手術を受け、病理組織診断の結果、粘膜下層に浸潤する「がん」であった場合。	「胃がん」の診断で手術を受け、病理組織診断の結果、「上皮内がん」であった場合。
 解説 特約がん保険金および特約特定疾病保険金（悪性新生物（がん）に罹患した場合）は、約款に定める悪性新生物（がん）に該当した場合にお支払いいたします。 悪性新生物（がん）に罹患した場合で、約款に定める状態に該当する場合とはつぎのすべてをみたす状態をいいます。 ・「初めてのがん」であること。 ・「上皮内がん」でないこと。 ・「皮膚がん」でないこと。（ただし、皮膚の悪性黒色腫は約款に定める状態に該当します。） ・「乳がん」の場合にかぎり、責任開始期の属する日から数えて 90日経過した後に罹患し医師に診断確定されたこと。	

⑤認知症診断給付金のお支払い（認知症と診断確定されたとき）

 お支払いする場合	 お支払いできない場合
介護保障定期保険特約の責任開始期からその日を含めて1年後に所定の「認知症」と診断確定された場合。	介護保障定期保険特約の責任開始期からその日を含めて50日後に所定の「認知症」と診断確定された場合。
解説 介護保障定期保険特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日が「認知症給付の責任開始日」となります。よって、介護保障定期保険特約の責任開始期からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の「認知症」については、認知症診断給付金のお支払対象とはなりません。また、被保険者がこの特約の責任開始期前に所定の「認知症」と診断確定されたことがある場合も、認知症診断給付金のお支払いはできません。 さらに、「お支払いできない場合」の事例や「被保険者がこの特約の責任開始期前に認知症と診断確定されたことがある場合」は、この特約の締結時より認知症診断給付金不担保特則が付加されていたものとして取り扱います。（この特約が詐欺による取消し、不法取得目的による無効、告知義務違反による解除または重大事由による解除となったときは除きます。）	

参照 認知症給付の責任開始日の前日までに認知症と診断確定された場合の取扱いについては、③ 保障を充実させる特約の保険金等の支払い の 介護保障定期保険特約 の **ご注意** をご参照ください。

なお、同様のしくみの軽度介護保障特約の認知障害給付の責任開始日については、③ 保障を充実させる特約の保険金等の支払い の 軽度介護保障特約 の **ご注意** をご参照ください。

⑥介護保険金のお支払い（公的介護保険制度において要介護認定を受けたとき）

 お支払いする場合	 お支払いできない場合
公的介護保険制度において、要介護3の認定を受けた場合。	公的介護保険制度における要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態として、要支援1の認定を受けた場合。
 解説 公的介護保険制度は、要介護状態・要支援状態にある方に対して必要なサービスを行うものであり、要介護状態・要支援状態は、介護や支援の必要の程度に応じて、要支援1～2、要介護1～5の7段階に区分されています。 このうち、介護保障定期保険特約では、公的介護保険制度で要介護2～5の認定を受けた場合に、介護保険金のお支払いの対象となります。 なお、将来、公的介護保険制度のしくみが変わった場合は、介護保険金の支払事由の変更を行うことがあります。	

 **ご注意**

介護保障定期保険特約では、約款所定の要介護状態に該当しその状態が一定期間継続したと診断確定された場合にも、介護保険金のお支払いの対象となります。

また、介護保障定期保険特約の介護保険金がお支払いできない場合でも、軽度介護保障特約では軽度介護給付金などのお支払いの対象となる場合があります。

 **参照**

くわしくは、③ 保障を充実させる特約の保険金等の支払い の（参考）介護保障定期保険特約と軽度介護保障特約の保障の比較 をご参照ください。



8

健康状態や職業などの告知義務



- ご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことについておたずねいたします。
- 保険契約者や被保険者には、健康状態やご職業などについて告知していただく義務（告知義務）があります。
 - 生命保険は、多数の人々が保険料を負担しあい、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方や、危険度の高い職業に従事している方などが無条件にご契約されますと公平性が保たれなくなります。
 - そのために、ご契約に際しては**過去の傷病歴（傷病名、治療期間など）**、**現在の健康状態、身体の障がい状態**、**現在の職業**などについて書面（告知書）でおたずねし、ご契約をお引受けできるか決めさせていただいています。
- 健康状態などについては、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
 - 診査を行うご契約の場合（診査扱）には当社指定の医師が被保険者の過去の傷病歴（傷病名、治療期間など）などについておたずねいたしますので、**その医師に口頭により告知してください**。口頭により告知していただいた内容は、医師により記録されますので、その内容をご確認のうえご署名ください。
 - 勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法の場合には、被保険者ご自身で告知書に事実をありのままに正確にもれなく記入してください。
 - 診査を行わないご契約の場合（告知書扱）には、被保険者ご自身で告知書に事実をありのままに正確にもれなく記入してください。

ご注意

告知受領権は当社および当社が指定した医師が有しています。当社の代理店（生命保険募集人）などに口頭で伝えても告知したことになりません。

9

ご契約のお断りと特別条件



健康状態のよくない方や危険な職業に従事している方は、他の保険契約者との公平性を保つために、ご契約をお断りする場合があります。

また、「保険料の割増し」「年金の削減」「特定高度障害状態の保障不適用」等の特別な条件をつけてお引き受けする場合があります。

ご注意

特別条件が適用されている場合には、付加されている特約の更新をお取り扱いしないことがあります。

10 告知が事実と相違する場合



- 診査扱、告知書扱等いずれの場合でも告知していただいた内容が事実と異なる場合には、ご契約または特約が解除されることがあります。
- 告知していただく内容は、告知書に質問事項として記載されています。
もしこれらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり事実と違うことを告知されますと、「告知義務違反」としてご契約または特約が解除されることがあります。
- 告知にあたり、当社の代理店（生命保険募集人）が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることをすすめた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、当社の代理店（生命保険募集人）のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。
- この取扱いは、責任開始日（または復活日）から起算して2年以内であって、かつ当社がその事実を知ってから1か月以内に限ります。
ただし、2年経過後でも責任開始日（または復活日）から2年以内にすでに年金・保険金・給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合には、ご契約または特約が解除されることがあります。
- **ご契約または特約が解除された場合には、たとえ支払事由が発生していても、年金・保険金・給付金をお支払いすることができません。**また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。（ただし、「年金・保険金・給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、年金・保険金・給付金をお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。）



例 胃かいようの治療中にもかかわらず、これを告知されなかった場合は、ご契約は解除されます。
この場合には、たとえ年金等をお支払いする事由が発生していても、お支払いすることができません。

- ご契約または特約が解除された場合には、解約の際にお支払いする解約返戻金があればその金額を保険契約者にお支払いします。

※なお、上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、年金・保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、年金・保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

この場合、

- 責任開始日（または復活日）からの年数は問いません。
（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。）
- すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

※現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約をご検討のお客さまは以下の事項にご留意ください。

- 一般の契約と同様に告知義務があります。新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- 詐欺による契約の取消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消しとなることもありますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

ご注意

ご契約のお申込後、当社の社員または当社で委託した者が、申込内容や告知内容についてご確認に伺う場合があります。また年金・保険金・給付金および保険料払込免除のご請求の際も同様に、ご確認に伺う場合があります。

11 保険証券の確認



保険証券をお確かめください。

- ご契約をお引き受けしますと、「保険証券」を保険契約者に送付し、お引受けの通知をいたします。
- 保険契約者と被保険者が別人の場合、被保険者に「保険証券（写）」を送付します。
- お申込みの内容が相違していないかどうか、よくお確かめください。

万一、内容が相違していたり、ご不審な点がありましたら、すぐに当社までご連絡ください。

また、保険証券は、大切に保管してください。

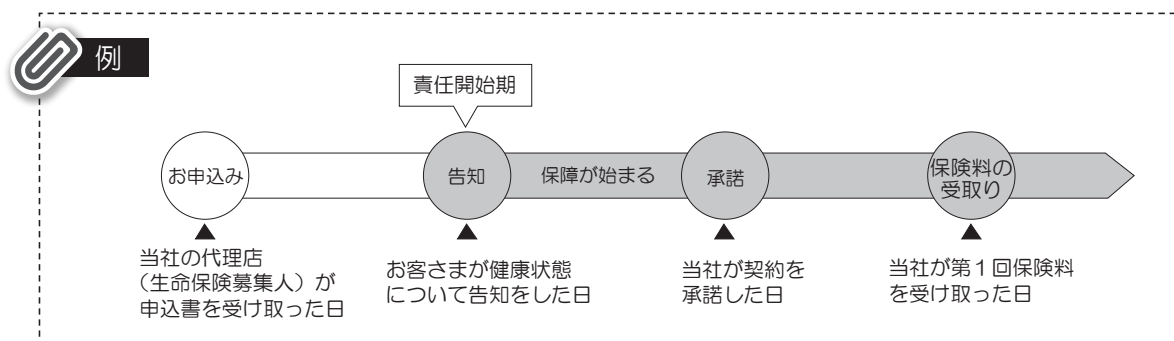
12 保障の開始（責任開始期）



お申し込みいただいたご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、つぎの時から保険契約上の保障が開始されます。

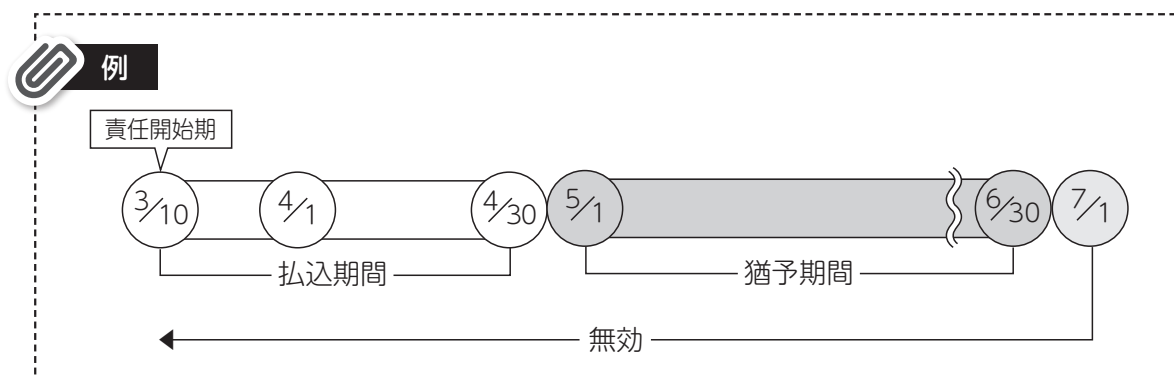
責任開始期に関する特約を付加した場合

- 当社または当社の代理店（生命保険募集人）がご契約のお申し込みを受けた時または告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始されます。



- 責任開始期に関する特約を付加した場合の第1回保険料の払込期間および猶予期間はつぎのとおりです。

	払込期間	猶予期間
月払の場合	責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日まで	第1回保険料の払込期間満了の日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで
年払・半年払の場合		



- 責任開始期に関する特約を付加したご契約の第1回保険料を口座振替により払い込む場合のお取扱いは、つぎのとおりです。
 - 第1回保険料の払込期間中の振替日に第1回保険料が口座から振り替えられなかった場合、つぎのお取り扱いとなります。
 - ・ 月払の場合
第1回保険料の猶予期間中の振替日に、第2回保険料と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。
 - ・ 年払または半年払の場合
第1回保険料の猶予期間中の振替日に口座振替を行います。
 - 第1回保険料の猶予期間中の振替日に第1回保険料が口座から振り替えられなかった場合、当社所定の方法により第1回保険料および払込期月の到来している第2回目以降の保険料をお払込みください。
 - 猶予期間内に第1回保険料のお払込みがない場合、ご契約は責任開始期にさかのぼって効力がなくなります。（無効）

ご注意

- 第1回保険料の払込期間中に口座振替を設定できない場合があります。この場合、第1回保険料の猶予期間中の振替日に口座振替を行います。（月払のご契約は第2回保険料と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。）
- 第1回保険料が払い込まれないことによりご契約が無効となった場合、または第1回保険料が払い込まれる前にご契約を解約された場合、以後お申し込みいただく保険契約のお引受けに際して、一定の制限を設けることがあります。

参照

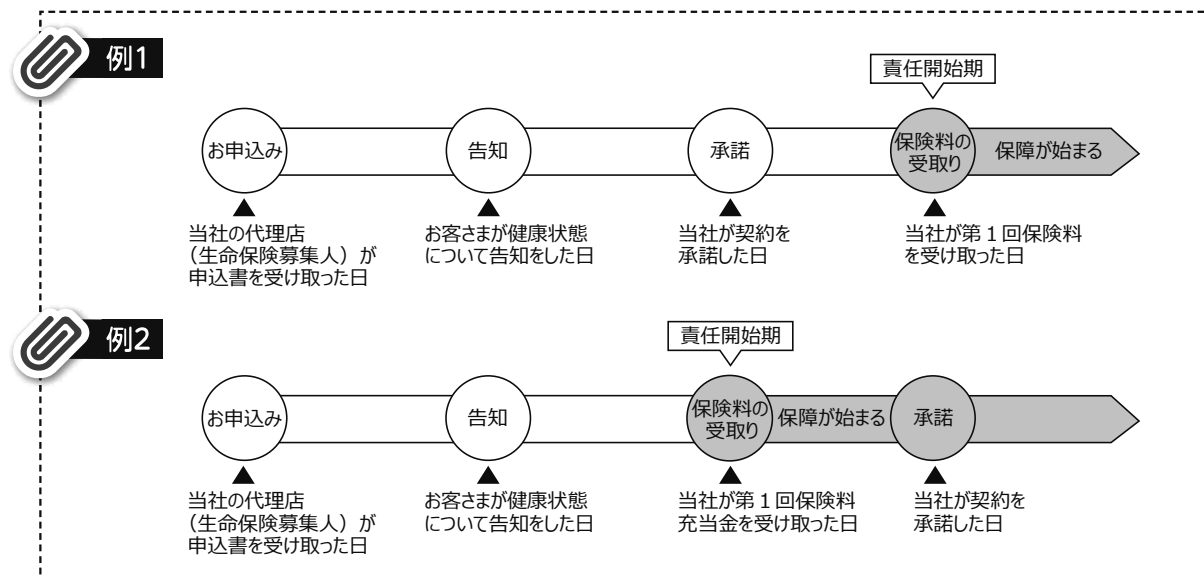
くわしくは、「保険料口座振替特約条項」および「責任開始期に関する特約条項」をご覧ください。

お願い

当社より事前に第1回保険料の振替日をご案内しますので、振替えのご準備は、振替日の前日までをお願いいたします。

責任開始期に関する特約を付加しない場合

第1回保険料（第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。）を当社が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から保険契約上の保障が開始されます。



お願い

第1回保険料を当社指定の金融機関の口座へお振り込みされたときは、振込控等をお受取りください。この振込控等は領収証の代わりになりますので、大切に保管してください。

ご注意

- 第1回保険料のお払込みに対し、領収証は発行しません。
- 介護保障定期保険特約の認知症診断給付金の保障が開始される「認知症給付の責任開始日」は、この特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
- 軽度介護保障特約の認知障害給付金の保障が開始される「認知障害給付の責任開始日」は、この特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

13 保険料をまとめて払い込む方法



ボーナス、預貯金、退職金などのお手持ちの余裕資金を活用して、保険料をまとめて払い込むことができます。

保険料の一括払（月払契約の場合）

当月以降の保険料を3か月分以上まとめてお払い込みいただく方法です。この場合、当社所定の割引があります。

保険料の前納（年払契約・半年払契約の場合）

- 当社所定の取扱いにより、将来の保険料を2年以上まとめてお払い込みいただく方法です。この場合、当社所定の利率（この利率は経済情勢により変更することがあります。）で割り引いて計算した保険料前納金をお払い込みいただきます。
- 保険料前納金は、当社所定の利率（この利率は経済情勢により変更することがあります。）で積み立てておき、年単位または半年単位の契約応当日ごとに年払保険料または半年払保険料のお払込みにあてられます。
- 前納期間が満了した場合または保険料のお払込みを要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を払い戻します。（上記以外の理由で前納期間中途でのお申出による保険料前納金の残額の払戻しはしません。）

以上の制度の一部にはお取扱いできない場合がありますのでご了承ください。



14 保険料の払込方法



大切なご契約を有効に継続していただくために、第2回目以降の保険料は払込期月中につきのいずれかの方法によってお払込みください。

口座振替によるお払込み

当社と提携している金融機関などで、保険契約者の指定した口座から、保険料が自動的に振り替えられます。この場合、領収証は発行しません。



くわしくは、「保険料口座振替特約条項」をご覧ください。

クレジットカードによるお払込み

保険契約者名義のクレジットカードにより保険料が自動的に払い込まれます。この場合、領収証は発行しません。



くわしくは、「保険料クレジットカード払特約条項」をご覧ください。

団体を通じてのお払込み

団体扱契約の場合、団体を経由して保険料をお払い込みいただきます。この場合、個々の保険契約者には領収証を発行しません。



くわしくは、「団体扱特約条項Ⅰ」または「団体扱特約条項Ⅱ」をご覧ください。

※上記3つのいずれかの方法によっても、当該払込期月分の保険料が払込期月内に払い込まれないときは、その保険料についてのみ、当社の指定した方法により払い込むことができます。

お願い

払込方法の変更をご希望の場合、転居の場合、または勤務先団体から退社などにより脱退の場合は必ず、当社の代理店または当社までお申出ください。

（新たな払込方法に変更されるまでの間の保険料は、お手数でも当社までお払込みください。）

15

保険料払込の猶予期間と ご契約の効力

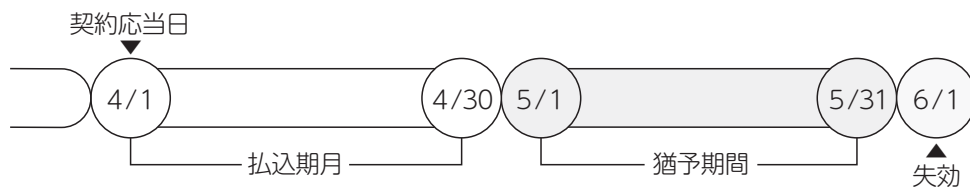


●第2回目以降の保険料の払込期月および猶予期間はつぎのとおりです。

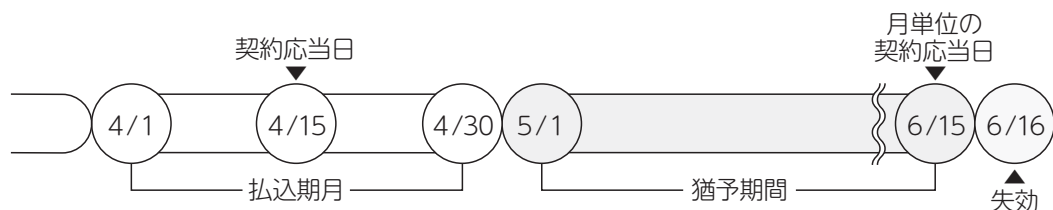
	払込期月	猶予期間
月払の場合	月単位の契約応当日 (契約応当日がない場合は、その月の末日) の属する月の初日から 末日まで	払込期月の翌月初日から末日まで
年払・半年払 の場合	年単位または半年単位 の契約応当日の属する 月の初日から末日まで	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応 当日(契約応当日がない場合は、その月の末日) まで (払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各 末日の場合は、それぞれ4月、8月、1月の各末 日まで)



例〈月払の場合〉



例〈年払・半年払の場合〉



●猶予期間内に第2回目以降の保険料のお払込みがない場合、ご契約は効力がなくなります。(失効)
ただし、猶予期間内に保険料のお払込みがない場合でも、保険料の振替貸付が可能な場合は、あらかじめお申出がないかぎり、自動的に当社が保険料をお立て替えしてご契約を有効に継続させます。



参照

くわしくは、⑪ お払込みが困難なときの継続方法 をご覧ください。

また、責任開始期に関する特約が付加されたご契約の第1回保険料のお払込みについては、

⑫ 保障の開始(責任開始期) をご覧ください。

16 効力を失ったご契約の復活



保険料のお払込みがなく効力がなくなった場合でも、失効日から3年（特別条件が適用されている場合は2年）以内であればご契約の復活を申し込むことができます。

復活の手続き

- あらためて告知または診査をしていただきます。
（健康状態などによっては復活ができないこともあります。）
- お払込みを中止された時から復活する時までの延滞保険料を一時に払い込んでいただきます。延滞保険料は普通保険料率（※）を適用し、計算します。
（※）口座振替扱、クレジットカード払扱または団体扱にともなう、所定の割引率を適用しない保険料率です。

復活の場合の責任開始期

ご契約の復活を当社が承諾した場合には、延滞保険料を当社が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から保険契約上の保障が開始されます。

※介護保障定期保険特約について、この特約の締結時の認知症給付の責任開始日以後に復活する場合、認知症給付の責任開始日は、復活の場合の責任開始期の属する日へ変更します。

※軽度介護保障特約について、この特約の締結時の認知障害給付の責任開始日以後に復活する場合、認知障害給付の責任開始日は、復活の場合の責任開始期の属する日へ変更します。

ご注意

- 解約返戻金をご請求された後は復活のお取扱いをいたしません。
- 責任開始期に関する特約が付加されたご契約で、第1回保険料が払い込まれないことにより無効となった場合には、復活のお取扱いをいたしません。

17 お払込みが困難なときの継続方法



保険料払込のご都合がつかないときでも、ご契約ができるだけ有効に継続するように、つぎのような制度が設けられています。

一時的に保険料のご都合がつかないとき

〔当社が保険料を振替貸付し、ご契約を継続させる制度〕

- 保険料のお払込みがないまま猶予期間を過ぎた場合でも、あらかじめお申出がないかぎり、所定の解約返戻金があればその範囲内で当社が自動的に保険料をお立て替えします。
- 振替貸付を適用する場合には、普通保険料率（※）の保険料を基準としてお立て替えします。
（※）口座振替扱、クレジットカード払扱または団体扱にともなう、所定の割引率を適用しない保険料率です。
- 振替貸付利息は当社所定の利率で計算します。（複利計算）
この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、変更後の利率の適用はつぎのとおりとします。（ただし、利率は年8%をこえることはありません。）

- ・ 新たに振替貸付を行うとき
1月見直しの場合は、4月1日から、
7月見直しの場合は、10月1日から
変更後の利率を適用します。
- ・ すでに振替貸付を行っているとき
1月見直しの場合は、4月1日以後、直後に到来する利息繰入日の翌日から、
7月見直しの場合は、10月1日以後、直後に到来する利息繰入日の翌日から
変更後の利率を適用します。

※上記の振替貸付利率の取扱いについては、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。

- 振替貸付元利金は、全額返済のほか一部返済も可能です。
- 年金の支払いなどの場合には振替貸付元利金が差し引かれ精算されます。

ご注意

- ご返済がありませんと振替貸付元利金が増えて、ご契約の効力がなくなることがあります。お早めにご返済ください。
- 低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間中は、解約返戻金の水準が低いことに応じてお貸付けできる金額が少なくなります。

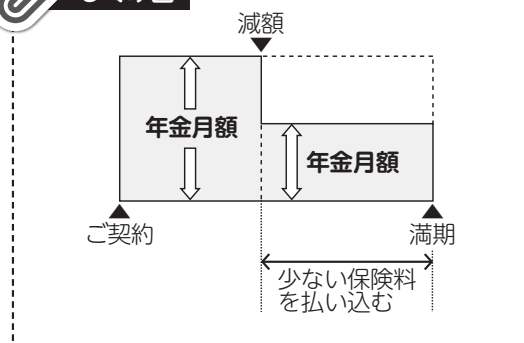
保険料の負担を軽くしたいとき

〔年金月額を減額して払込保険料を少なくする制度〕

- 年金月額を当社所定の範囲内で減額することにより払込保険料が少なくなります。
- 同時に各種特約の保険金額等も減額されることがあります。
- 減額部分は解約されたものとして取り扱います。



しくみ図



ご注意

低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間中に年金月額を減額されますと、お受取りになる解約返戻金は払込年月数および経過年月数により計算した額に低解約返戻金割合として保険証券に記載の割合（70％）を乗じた水準となります。

参照

解約および解約返戻金については、⑱ ご契約の解約と解約返戻金 をご覧ください。

18 特約の自動更新



- つぎの特約を付加された場合で、主契約の保険料払込期間中に特約の保険期間が満了するときは、保険契約者から特約の保険期間満了日の2か月前までに、継続しない旨のお申出がないかぎり、これらの特約は、特約の保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。

・ 平準定期保険特約	・ 介護保障定期保険特約	・ 傷害特約
・ 特定疾病保障定期保険特約	・ 軽度介護保障特約	
・ がん保障定期保険特約	・ 災害割増特約	

- 更新後の特約の保険期間は、更新前と同一とします。
ただし、当社所定の範囲内で保険期間を変更することがあります。
また、特約の保険期間満了日の2か月前までに保険契約者からお申出があれば、当社所定の範囲内で保険期間を短縮して更新することができます。
- 更新後の特約の保険金額等は、更新前と同一とします。
ただし、特約の保険期間満了日の2か月前までに保険契約者からお申出があれば、当社所定の範囲内で保険金額等を減額して更新することができます。
- 更新後の特約の保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率により計算します。したがって、更新後の特約の保険料は、更新前と異なります。
- つぎの場合には、更新のお取扱いをいたしません。
 - 更新後の特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が85歳をこえるとき
 - 更新後の特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日をこえるとき
(災害割増特約・傷害特約については、更新後の特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が85歳をこえる場合および保険料のお払込みが免除されている場合を除き、保険契約者のお申出があれば保険料払込期間満了日の翌日に更新することができます。この場合、更新する特約の保険料を一括してお払い込みいただきます。)



ご注意

- 保険金削減支払法、給付金削減支払法または特別保険料領収法が適用されている特約については、更新のお取扱いをいたしません。
ただし、保険金削減支払法または給付金削減支払法の場合で、保険金削減期間または給付金削減期間を経過しているときは、この限りではありません。
- すでに傷害特約の障害給付金のお支払いがあるときは、そのお支払額を更新後の特約の支払限度に通算します。
- **低解約返戻金型収入保障保険（主契約）については自動更新のお取扱いはありません。**
- 認知症診断給付金のお支払後に介護保障定期保険特約が更新される場合は、認知症診断給付金不担保特則を付加し、介護保障定期保険特約の保険料を計算します。
- 認知障害給付金のお支払後に軽度介護保障特約が更新される場合は、認知障害給付金不担保特則を付加し、軽度介護保障特約の保険料を計算します。
- 要支援給付金のお支払後に軽度介護保障特約が更新される場合は、要支援給付金不担保特則を付加し、軽度介護保障特約の保険料を計算します。
- 生存給付金特則が付加された軽度介護保障特約が更新される場合、生存給付金特則も更新されます。ただし、軽度介護保障特約の保険料のお払込みが免除された後、この特約が更新される場合、生存給付金特則は更新されません。この場合、更新後の特約では生存給付金のお支払いはありません。

19 ご契約の解約と解約返戻金



- 解約はいつでもできますが、ご契約はご家族の生活保障・資金づくりなどに役立つ大切な財産ですから、ぜひ末永くご継続ください。

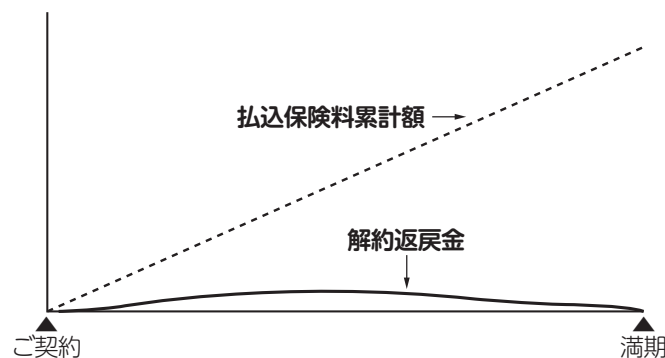
ご注意

- 解約されると解約返戻金は多くの場合、お払込みの保険料より少ない金額になります。
- ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 低解約返戻金型収入保障保険は死亡保障主体の保険ですので、解約されますと解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

- ご契約を解約された場合、その保険のもつ効力はすべて失われます。
- 生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の遺族年金などのお支払いに、また他の一部は契約の締結・維持に必要な経費にあてられています。それらを除いた残額としてあらかじめ定められた金額が解約の際に払い戻されます。



低解約返戻金型収入保障保険の解約返戻金と払込保険料累計額のイメージ図



- 低解約返戻金型収入保障保険の解約返戻金の水準は、満期給付金部分を除き、つぎのとおりです。

低解約返戻金期間として 保険証券に記載の期間中	払込年月数および経過年月数により計算した額に低解約返戻金割合として保険証券に記載の割合（70％）を乗じた水準となります。
低解約返戻金期間として 保険証券に記載の期間満了後	経過年月数により計算した額となります。

ご契約後について

●低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間の適用について

以下に記載する事項に関する解約返戻金の計算をする場合、それぞれ以下に記載する日が低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間に属するときに、解約返戻金は払込年月数および経過年月数により計算した額に低解約返戻金割合として保険証券に記載の割合（70％）を乗じた水準となります。

項 目	基準となる日
・ ご契約の解約 ・ 年金月額の減額	請求に必要な書類が会社に到着した日
・ ご契約の失効 ・ 保険料の振替貸付	猶予期間満了の日の翌日
・ 告知義務違反または重大事由による解除	解除の通知が、保険契約者（保険契約者または保険契約者のご住所が不明の場合等には、被保険者または年金の受取人）に到達した日



くわしくは、低解約返戻金型収入保障保険普通保険約款 第25条（解約返戻金）第3項をご覧ください。

- 解約返戻金額は、年齢・性別・保険料払込期間などによって異なります。
- 解約返戻金額は、保険証券を発行する際に、保険証券に例示しています。
- 効力のなくなったご契約についても解約返戻金をお支払いできる場合があります。
- 介護保障定期保険特約には解約返戻金はありません。
- 責任開始期に関する特約を付加した場合で第1回保険料が払い込まれる前にご契約を解約されたとき、主契約および主契約に付加された特約には解約返戻金はありません。

お願い

ご継続を迷われた際は、当社の代理店または当社まで、ぜひお気軽にご相談ください。



お払込みが困難なとき……年金月額の減額、その他の方法があります。

⑰ お払込みが困難なときの継続方法 をご覧ください。

被保険者による保険契約者への解約の請求について

保険契約者と被保険者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。

この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ①保険契約者または年金・保険金・給付金の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として年金・保険金・給付金の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ②年金・保険金・給付金の受取人が当該生命保険契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③上記①②の他、被保険者の保険契約者または年金・保険金・給付金の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

契約当事者以外の者による解約の効力について

●差押債権者、破産管財人等による解約について

保険契約者の差押債権者、破産管財人等（以下「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

●年金等の受取人によるご契約の存続について

- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、つぎのいずれかに該当する年金等の受取人はご契約を存続させることができます。

- ①保険契約者の親族
- ②被保険者または被保険者の親族。ただし、保険契約者は除きます。

- 年金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。

- ①保険契約者の同意を得ること
- ②解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
- ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

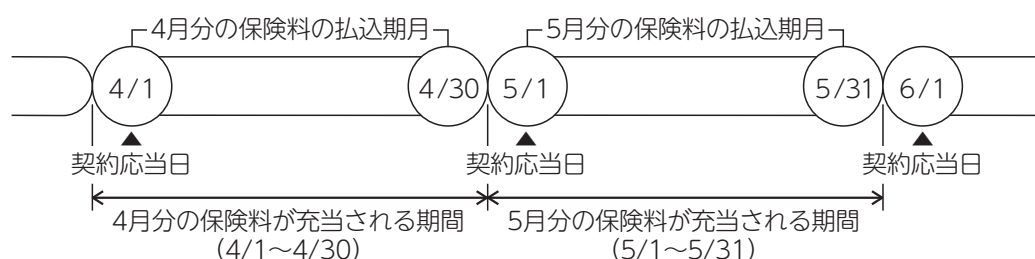
20 年金等支払の際の保険料精算



- 保険料は毎払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込まれるものとして計算されています。



例〈月払の場合〉



- 年金・保険金・給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、つぎのように取り扱われます。

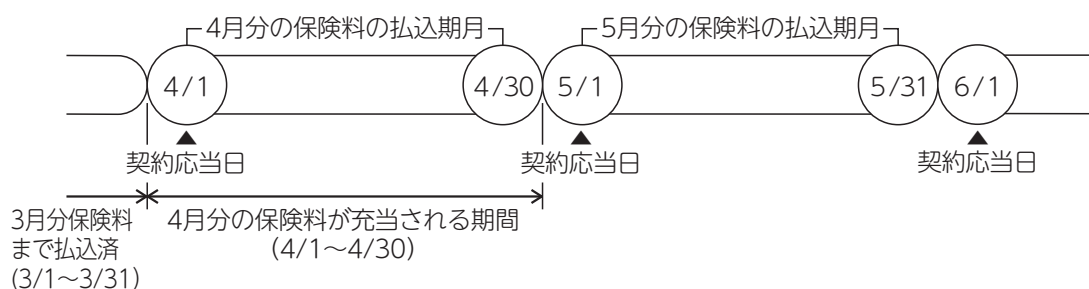
- ・年金支払のとき……………未払込保険料が第1回の年金から差し引かれます。
- ・保険金支払のとき……………未払込保険料が保険金から差し引かれます。
- ・給付金支払のとき……………未払込保険料が給付金から差し引かれます。

（ 給付金が未払込保険料より少ないときは
猶予期間内に保険料を払い込んでください。 ）

- ・保険料払込免除のとき……………未払込保険料をお払い込みいただきます。



例〈月払で未払込保険料を差し引くか、払い込んでいただく場合〉

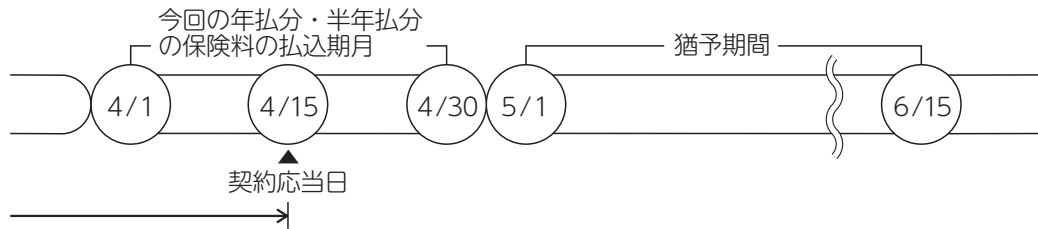


4/1～4/30の間に

- 年金・保険金・給付金の支払事由が発生したとき…4月分の保険料が差し引かれます。
- 保険料払込免除事由が発生したとき……………4月分の保険料をお払い込みいただきます。



例〈年払・半年払で未払込保険料を差し引くか、払い込んでいただく場合〉



前回の年払分・半年払分の保険料まで払込済
(・年払 前年 4/15～4/14)
(・半年払 前年10/15～4/14)

4/15～6/15の間に

- 年金・保険金・給付金の支払事由が発生したとき…今回の年払分・半年払分の保険料が差し引かれます。
- 保険料払込免除事由が発生したとき……………今回の年払分・半年払分の保険料をお払い込みいただきます。

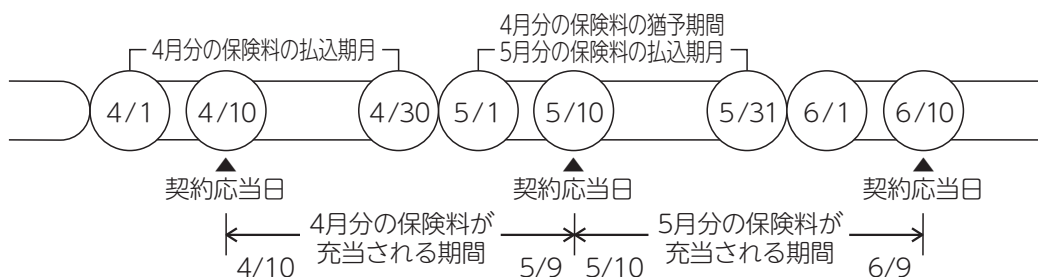


参照 未経過期間分の保険料のお取扱いについては、② 保険料のお払込みが不要となった場合の取扱いをご覧ください。

- 月払で猶予期間中の契約応当日以降に年金・保険金・給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、2か月分の保険料を年金・保険金・給付金から差し引くか、払い込んでいただきます。



例〈2か月分の保険料を差し引くか、払い込んでいただく場合〉



4月分・5月分の保険料が未払込みで5/10～5/31の間に

- 年金・保険金・給付金の支払事由が発生したとき…4月分および5月分の保険料が差し引かれます。
- 保険料払込免除事由が発生したとき……………4月分および5月分の保険料をお払い込みいただきます。

- 責任開始期に関する特約を付加されたご契約で、第1回保険料が払い込まれる前に年金・保険金・給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、第1回保険料（払込期月の到来している第2回目以降の保険料を含みます。）を年金・保険金・給付金から差し引くか、払い込んでいただきます。

21

保険料のお払込みが 不要となった場合の取扱い



年払・半年払のご契約の場合、ご契約の消滅等（死亡、解約、減額等）により、保険料のお払込みが不要となったときは、つぎの額をお支払いします。

〔お支払いする額〕

すでに払い込まれた保険料（※）のうち、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からその月単位の契約応当日の属する保険料期間の末日までの月数に対応する保険料相当額

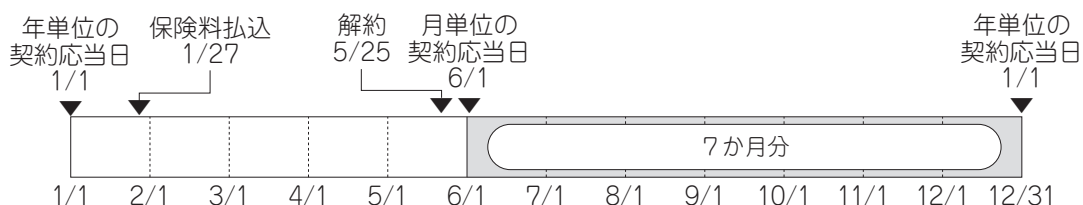
（※）保険料の一部のお払込みを要しなくなった場合は、そのお払込みを要しなくなった部分に限ります。



例〈年払の場合〉

＜ご契約例＞ 年単位の契約応当日：1月1日 月単位の契約応当日：毎月1日

1月27日に年払保険料を払い込んだ後、5月25日に契約を解約した場合
⇒保険料のお払込みを要しなくなったのは契約を解約した5月25日であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額をお支払いします。



ご注意

月払のご契約については、上記の「保険料のお払込みが不要となった場合の取扱い」はありません。

22 保険契約者・遺族年金受取人などの変更

保険契約者の変更

- 保険契約者は、被保険者と当社の同意を得て、保険契約者を変更することができます。
- 保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利、保険料を支払う義務など）はすべて新保険契約者に引き継がれます。

遺族年金受取人の変更

- 遺族年金受取人の変更について
 - 保険契約者は遺族年金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、遺族年金受取人を変更することができます。
 - 遺族年金受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。
- 遺言による遺族年金受取人の変更について
 - 保険契約者は遺族年金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、遺族年金受取人を変更することができます。この場合、保険契約者が亡くなられた後、保険契約者の相続人から当社へご通知ください。
 - 遺族年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。

ご注意

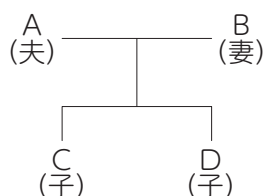
当社が通知を受ける前に変更前の遺族年金受取人に遺族年金をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の遺族年金受取人から遺族年金の請求を受けても、当社は遺族年金をお支払いしません。

- 遺族年金受取人が死亡された場合について
 - 新しい遺族年金受取人に変更する手続きをしていただきます。
 - 遺族年金受取人が亡くなられた時以後、遺族年金受取人の変更手続きがとられていない間は、遺族年金受取人の死亡時の法定相続人が遺族年金受取人となります。この場合、遺族年金受取人となった人が2人以上いるときは、その受取割合は均等となります。



例

(保険契約者・被保険者 A さん)
(遺族年金受取人 B さん)



B さんが死亡し、遺族年金受取人の変更手続きがとられていない間は、B さんの死亡時の法定相続人である A さん、C さんと D さんが遺族年金受取人となります。

その後、A さんが死亡した場合は、C さんと D さんが遺族年金受取人となります。

この場合、C さんと D さんの遺族年金の受取割合は均等（それぞれ 5 割ずつ）となります。

ご注意

保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、当社までご連絡ください。

お願い

遺族年金受取人が死亡されたときは、すみやかに当社にご連絡ください。

保険契約者代理人・指定代理請求人の変更

- 保険契約者は、所定の範囲内で保険契約者代理人を変更することができます。また、保険契約者代理人が不要になった場合には、保険契約者代理特約を解約することができます。

参照

保険契約者代理人に指定できる方の範囲については、⑥ しんらいのご家族サポートサービスの 保険契約者代理特約 の 保険契約者代理人の範囲 をご覧ください。

- 保険契約者は、被保険者の同意を得て、所定の範囲内で指定代理請求人を変更することができます。また、指定代理請求人の指定が不要になった場合には、その指定を取り消すことができます。

参照

指定代理請求人に指定できる方の範囲については、⑥ しんらいのご家族サポートサービスの 指定代理請求特約 の 指定代理請求人の範囲 をご覧ください。

年金・保険金・給付金の税制上の取扱い

- 年金・保険金・給付金の種類および保険契約者・被保険者・受取人の関係によって年金・保険金・給付金の税制上の取扱いが異なります。
- 保険契約者または遺族年金受取人の変更の際は、税制上の取扱いを十分ご確認のうえご請求ください。

参照

くわしくは、②⑥ 生命保険と税金 をご覧ください。

23 住所変更などの場合



- 転居、住居表示の変更などによって、ご住所や通信先を変更されたときは、必ず当社までご連絡ください。



ご連絡いただきたい事項

- ・証券番号（同時に変更すべき他のご契約もお知らせください。）
- ・保険契約者名
- ・新住所と電話番号
- ・旧住所

- 保険契約者・被保険者・遺族年金受取人が改姓または改名されたとき、あるいは保険証券を紛失されたときまたは盗難にあわれたときは、必ず当社までご連絡ください。

お願い

保険証券は大切に保管してください。

24 年金などの請求訴訟



年金・保険金・給付金または保険料払込免除のご請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地を管轄する高等裁判所（本庁）の所在地を管轄する地方裁判所（本庁）を、合意による管轄裁判所とします。

25 保障を大きくする方法



現在のご契約の保障を大きくしたいときは、つぎのような方法がご利用いただけます。

ご利用いただく方法	追加契約	平準定期保険特約等の中途付加
特 徴	・ 現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。	・ 現在のご契約の保障内容や保険期間は変えずに、死亡保障額等を増やすことができます。
しくみ	・ 現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 ・ ご契約は2件になります。	・ 現在のご契約に平準定期保険特約等を新たに付加して保障額を大きくする方法です。
図 解	〈追加契約〉 ↓ ■ + 〈現在のご契約〉 → 	〈平準定期保険特約等〉 〈現在のご契約〉 →
保険料	・ 新しい保険のご契約時の加入年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払い込みいただきます。	・ 中途付加時の加入年齢、保険料率により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払い込みいただきます。

ご注意

- それぞれの方法のご利用には、現在のご契約の内容により、所定の条件をみたすことが必要になります。くわしくは、当社の代理店または当社までご相談ください。
- いずれの方法をご利用いただく場合も、被保険者の同意およびあらためての診査（または告知）が必要になります。なお、健康状態によっては、ご利用できない場合があります。
- 「追加契約」および「各種特約の中途付加」は、追加契約・中途付加時に当社の取り扱っている主契約・特約にかぎりご利用いただけます。

26 生命保険と税金



(令和7年12月現在)

生命保険料控除

当年度中（1月から12月まで）にお払込みの保険料については、一定の金額がその年の所得から控除できますので、それに応じて所得税と住民税が軽減されます。

●生命保険料控除額

生命保険料控除は、ご加入の保険種類等により、「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」に分類されます。

「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」は、法令等にもとづき当社所定の判定にて分類し、各控除額を算出します。

「一般生命保険料」	生存または死亡に基因して一定額の保険金・給付金等をお支払いする部分に係る保険料
「介護医療保険料」	入院等にもなう給付部分に係る保険料
「個人年金保険料」	個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約に係る保険料
※上記の3種類の区分に含まれない保険料（身体の傷害のみに基因して保険金・給付金等が支払われる特約に係る保険料）は生命保険料控除の対象外となります。	

各控除額を合算して、合計で所得税120,000円、住民税70,000円が控除額の上限となります。

参照

生命保険料控除額について、くわしくは、当社ホームページ（https://www.fukokushinrai.co.jp/contractor/procedures/pdf/life_insurance_deduction.pdf）をご参照ください。

●生命保険料控除の対象となるご契約

納税する人が保険料を支払い、保険金等の受取人がご本人または配偶者、その他の親族であるご契約です。

●生命保険料控除の対象となる保険料

1月から12月までにお払込みになられた保険料の合計額です。（この金額が年間払込保険料となります。）

●生命保険料控除の手続き

生命保険料控除をお受けになるには申告が必要です。

当社が「生命保険料控除証明書」を発行しますので、大切に保管してください。この証明書を年末調整または確定申告の際、所定の申告書に添付して控除をお受けください。（団体扱契約で、当社より団体事務担当者あてに証明額を記載した書類等を送付した場合、個人あてに生命保険料控除証明書は発行されません。）

年金・保険金・給付金の税制上の取扱い

年金・保険金・給付金の種類および保険契約者・被保険者・受取人の関係によって、つぎのとおり年金・保険金・給付金に対する税金が異なります。

●遺族年金の税制上の取扱い

	契 約 形 態	契 約 例			課税の種類		
		保険 契約者	被保険者	受取人	年金受取した場合		一括受取 した場合
					被保険者死亡によ る受給権取得時	毎月の 受取時	
遺族年金	保険契約者と被保険者が同一人	夫	夫	妻	相続税 (遺族年金の税法上の評価額に対しての課税)	所得税（雑所得） + 住民税 (相続税の課税対象以外の部分に対しての課税)	相続税
	保険契約者と受取人が同一人	夫	妻	夫	—	所得税（雑所得） + 住民税	所得税（一時所得） + 住民税
	保険契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	夫	妻	子	贈与税 (遺族年金の税法上の評価額に対しての課税)	所得税（雑所得） + 住民税 (贈与税の課税対象以外の部分に対しての課税)	贈与税

●特約死亡保険金、満期給付金、生存給付金の税制上の取扱い

	契 約 形 態	契 約 例			課税の種類
		保険契約者	被保険者	受取人	
特約死亡保険金	保険契約者と被保険者が同一人	夫	夫	妻	相続税
	保険契約者と受取人が同一人	夫	妻	夫	所得税（一時所得） + 住民税
	保険契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	夫	妻	子	贈与税
満期給付金	受取人は約款で保険契約者に指定されています。	夫	夫	夫	所得税（一時所得） + 住民税
生存給付金	受取人は特約条項で保険契約者に指定されています。	夫	夫	夫	所得税（一時所得） + 住民税

●高度障害年金、特定状態保険金、特約特定疾病保険金、特約がん保険金、特約高度障害保険金、介護保険金、認知症診断給付金、認知障害給付金、要支援給付金、軽度介護給付金、障害給付金の税制上の取扱い

受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族または生計を一にするその他の親族の場合には、非課税扱いになります。

(所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-21)

ご注意

記載の税制上のお取扱いは、令和7年12月現在の税制によるもので、今後変更となる可能性もあります。実際のお取扱いについては、税理士または所轄の国税局・税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。



27 年金などのご請求方法



- 年金・保険金・給付金の支払事由が生じた場合などには、当社までご連絡のうえ、所定の請求書類をご提出ください。
- 年金・保険金・給付金、保険料払込免除のご請求などに必要な書類は普通保険約款および特約条項の「別表 1 請求書類」をご覧ください。ただし、当社は掲載以外の書類の提出を求め、また、掲載書類のうち一部の省略を認めることがあります。
- ご契約に保険契約者代理特約や指定代理請求特約を付加している場合、保険契約者や被保険者が受取人となる年金等について、ご自身が請求できない「特別な事情」があるときに、保険契約者代理人または指定代理請求人が年金等を代理で請求することができます。
なお、ご契約に保険契約者代理特約および指定代理請求特約を付加しており、いずれの特約からも請求が可能である場合は、指定代理請求特約の指定代理請求人よりご請求ください。
- 保険契約者代理人および指定代理請求人は、年金等の請求時においても、所定の範囲内である必要があります。
- 年金等の代理請求に必要な書類は、保険契約者代理特約条項の「別表 請求書類」、指定代理請求特約条項の「別表 請求書類」をご覧ください。

参照

保険契約者代理特約や指定代理請求特約の対象となる年金等、年金等を請求できない「特別な事情」など、くわしくは、⑥ しんらいのご家族サポートサービスの 保険契約者代理特約、指定代理請求特約 をご覧ください。

ご注意

年金・保険金・給付金、解約返戻金、保険料払込免除などのご請求の権利は、これらを行行使することができる時から3年を過ぎますと、消滅しますのでご注意ください。

年金・保険金・給付金のお支払期限について

年金・保険金・給付金のご請求があった場合、当社は、請求書類が当社に到着した日（※）の翌日から起算して5営業日以内に年金・保険金・給付金をお支払いいたします。ただし、年金・保険金・給付金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、以下のとおりとします。

年金・保険金・給付金をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限
①年金・保険金・給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ②年金・保険金・給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合 ③告知義務違反に該当する可能性がある場合 ④この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着した日（※）の翌日から起算して45日以内にお支払いします。

（※）請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

ご注意

年金・保険金・給付金をお支払いするための上記①から④までの確認等に際し、保険契約者、被保険者、年金・保険金・給付金の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金・保険金・給付金をお支払いしません。

ご請求に際しては、当社の「お客さまサービス室」へご連絡ください。



フコクしんらい生命 お客さまサービス室

T E L : 0120-700-651 (通話料無料)

受付時間：9:00～18:00 (土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

この保険の概要

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 年金の支払

第2条 年金の支払

第3条 年金の支払に関する補則

第4条 年金の現価の一時支払

第5条 年金のすえ置支払

第6条 年金の請求、支払時期および支払場所

3. 保険料払込の免除

第7条 保険料払込の免除

第8条 保険料の払込を免除しない場合

第9条 保険料払込免除の請求

4. 会社の責任開始期

第10条 会社の責任開始期

5. 保険料の払込

第11条 保険料の払込

第12条 保険料の払込方法（経路）

第13条 保険料の前納または一括払

6. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第14条 猶予期間および保険契約の失効

7. 保険料の振替貸付

第15条 保険料の振替貸付

第16条 保険料の振替貸付の取消

8. 保険契約の復活

第17条 保険契約の復活

9. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第18条 詐欺による取消

第19条 不法取得目的による無効

10. 告知義務および保険契約の解除

第20条 告知義務

第21条 告知義務違反による解除

第22条 保険契約を解除できない場合

第23条 重大事由による解除

11. 解約および解約返戻金

第24条 解約

第25条 解約返戻金

12. 契約内容の変更

第26条 年金月額の減額

13. 年金の受取人

第27条 年金支払期間における年金の受取人に関する取扱

第28条 年金の受取人の変更

第29条 遺言による年金の受取人の変更

第30条 年金の受取人の死亡

14. 保険契約者

第31条 保険契約者の代表者

第32条 保険契約者の変更

第33条 保険契約者の住所の変更

15. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

第34条 年齢の計算

第35条 契約年齢および性別の誤りの処理

16. 契約者配当

第36条 契約者配当

17. 時効

第37条 時効

18. 被保険者の業務、転居および旅行

第38条 被保険者の業務、転居および旅行

19. 管轄裁判所

第39条 管轄裁判所

20. 年金の受取人による保険契約の存続

第40条 年金の受取人による保険契約の存続

21. 他の保険への加入に関する特則

第41条 他の保険への加入に関する特則

22. 満期給付金支払特則

第42条 満期給付金支払特則

23. 年払契約・半年払契約に関する特則

第43条 年払契約・半年払契約に関する特則

別表1 請求書類

別表2 対象となる不慮の事故

別表3 対象となる高度障害状態

別表4 対象となる身体障害の状態

別表5 保険金換算額

(この保険の概要)

1. この保険は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。なお、遺族年金額および高度障害年金額は同額です。
- (1) 遺族年金
被保険者が保険期間中に死亡したときに年金を支払います。
- (2) 高度障害年金
被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態になったときに年金を支払います。
- (3) 満期給付金
被保険者が年金の支払事由に該当することなく、保険期間満了時に生存しているときに満期給付金を支払います。ただし、満期給付金の支払を行なうのは、満期給付金支払特則を付加した保険契約の場合に限ります。
- (4) 保険料の払込免除
被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故によって所定の身体障害の状態になったときにその後の保険料の払込を免除します。
2. この保険は、一定期間解約返戻金の水準を低く設定し、それを保険料に反映することにより、保険契約者が保険契約を長期に継続することを支援するものです。

1. 用語の意義

(用語の意義)

第1条 この普通保険約款において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

- (1) 「年金月額」
「年金月額」とは、年金（遺族年金および高度障害年金をいいます。以下同じ。）を支払う場合に基準となる金額として、保険契約締結の際、会社の定める金額の範囲内で保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、保険契約締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。
- (2) 「年金支払期間」
「年金支払期間」とは、年金が支払われる場合に、その支払事由が生じた日から、最終回の年金の支払日までの期間をいいます。なお、年金支払期間が満了したときは、この保険契約は消滅します。
- (3) 「最低支払保証期間」
「最低支払保証期間」とは、年金を支払う場合の最低保証年数として、保険契約締結の際、会社の定める期間の範囲内で保険契約者の申出によって定めた期間をいいます。

2. 年金の支払

(年金の支払)

第2条 この保険契約において支払う年金はつぎのとおりです。

年金の種類	支払額	受取人	年金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払事由に該当しても年金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
遺族年金	年金月額と同額	遺族年金受取人	被保険者が保険期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または遺族年金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
高度障害年金	年金月額と同額	被保険者	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に高度障害状態（別表3）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

2. 年金は、年金の支払事由が生じた日以後最初に到来する月単位の契約応当日の前日を第1回の年金の支払日とし、以後年金支払満了日（ただし、

第1回の年金の支払日から年金支払満了日までの期間が最低支払保証期間に満たない場合には、第1回の年金の支払日から最低支払保証期間を経過した日までとします。)まで、毎月の契約応当日の前日に支払います。

3. 被保険者が、責任開始期前に発生した原因によって、責任開始期以後に高度障害状態(別表3)に該当した場合でも、保険契約の締結または復活の際の告知等により、会社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因は責任開始期以後に発生したものとみなします。

(年金の支払に関する補則)

第3条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、遺族年金を支払います。

2. 保険期間の満了時において、回復の見込がないことのみが明らかでないために被保険者が高度障害状態(別表3)に該当していることが明らかでないときでも、引き続きその状態が継続し、その回復の見込がないことが明らかになったときには、保険期間の満了時に高度障害状態に該当したものとみなして高度障害年金を支払います。

3. 遺族年金の支払事由が生じた時に、遺族年金受取人が死亡しており、その法定相続人(遺族年金の支払事由の発生時に生存している者に限ります。)が遺族年金の受取人となるときは、前条に定める年金の支払の規定にかかわらず、会社は、年金の未支払分の現価(以下「年金の未支払分の現価」といいます。)を、一時に支払います。この場合、保険契約(遺族年金受取人が2人以上であるときは、死亡した受取人に対応する部分とします。)は、被保険者の死亡時に消滅します。

4. 第1回の遺族年金が支払われたときは、その支払後に高度障害年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

5. 第1回の高度障害年金が支払われたときは、被保険者がその高度障害状態(別表3)に該当した時から、遺族年金を請求する権利が消滅したものとします。

6. 被保険者が高度障害状態(別表3)に複数該当することとなる場合でも、会社は、高度障害年金を重複しては支払いません。この場合、最初に高度障害年金が支払われる事由となった高度障害状態にもとづいて、高度障害年金を支払うものとします。

7. 遺族年金の支払事由発生後、その年金支払期間中に遺族年金受取人が死亡したときは、前条に定める年金の支払の規定にかかわらず、会社は、年金の未支払分の現価を、死亡した受取人の法定相続人に一時に支払います。この場合、保険契約(遺族年金受取人が2人以上であるときは、死亡した受取人に対応する部分とします。)は、その受取人の死亡時に消滅します。

8. 高度障害年金の支払事由発生後、その年金支払期間中に高度障害年金の受取人が死亡したときは、前条に定める年金の支払の規定にかかわらず、会社は、年金の未支払分の現価を、死亡した受取人の法定相続人に一時に支払います。この場合、保険契約は、その受取人の死亡時に消滅します。

9. 保険契約者が法人で、かつ、遺族年金受取人(遺族年金の一部の受取人である場合を含みます。)が保険契約者である場合には、前条の規定にかかわらず、高度障害年金の受取人は保険契約者となります。

10. 遺族年金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が遺族年金の一部の受取人であるときは、遺族年金の残額を他の遺族年金受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

11. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態(別表3)に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、遺族年金または高度障害年金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

12. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、遺族年金が支払われないときは、会社は、責任準備金を保険契約者に支払います。

- (1) 責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき

- (2) 遺族年金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき

- (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき

13. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、遺族年金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

14. 年金の支払事由が生じた場合に、保険料の振替貸付があるときは、つぎのとおりとします。

- (1) 会社は第1回の年金からその元利金(付加されている特約の保険金または給付金が支払われるときは、当該特約の特約条項の規定による貸付金の元利金の差引を行なった後の残額とします。以下本項において同じ。)を差し引きま

- (2) 前号において、その元利金が第1回の年金の金額をこえるときは、年金の責任準備金からその元利金の残額を差し引き、第2回以後の年金月額を改めます。

- (3) 前号の場合、改められた年金月額が会社の定める金額に満たないときは、年金の支払を行わず、差し引き後の金額を年金の受取人に一時に支払い、保険契約は、年金の支払事由が生じた時に消滅します。

(年金の現価の一時支払)

第4条 年金の受取人は、年金支払期間中、年金の全部または一部の未支払分の現価の一時支払を請求することができます。

2. 第1回の年金の支払開始時に前項の請求があったときは、第2条（年金の支払）の規定にかかわらず、第1回の年金を含む将来の年金の支払にかえて、年金の未支払分の現価を一時に支払います。
3. 年金の受取人は、年金の一部の未支払分の現価の一時支払を請求する場合には、一時支払の請求を行なわない残りの年金の年金月額を指定してください。この場合、当該年金月額は会社の定める金額以上であることを要します。
4. 会社が、年金の全部の未支払分の現価を一時に支払った場合には、保険契約（年金の受取人が2人以上であるときは、当該受取人に対応する部分とします。）が消滅します。

(年金のすえ置支払)

第5条 年金の受取人は、年金支払期間中、年金の全部または一部のすえ置支払を申し出ることができます。ただし、年金の一部のすえ置支払の場合、すえ置年金の年金月額およびすえ置きを行なわない残りの年金の年金月額の各々が会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の申出があった場合、年金は、各回の年金の支払日から、会社所定の利率による利息をつけて自動的にすえ置きます。
3. すえ置かれた年金は、年金の受取人から請求があったとき、または保険契約が消滅したときに年金の受取人に支払います。ただし、年金の未支払分の現価の支払により保険契約が消滅するときは、すえ置かれた年金は、年金の未支払分の現価とともにその受取人に支払います。

(年金の請求、支払時期および支払場所)

第6条 年金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 支払事由の生じた年金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、第1回の年金を請求してください。
3. 会社は、支払うべき年金について年金証書を作成して、その受取人に交付します。
4. 第2回以後の年金の支払日が到来したときは、その受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
5. 年金の未支払分の現価の一時支払を請求するときは、その受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
6. 年金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社で支払います。
7. 年金を支払うために確認が必要なつぎの各号に

掲げる場合において、保険契約の締結時から年金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、年金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします（この場合には、会社は、年金を請求した者に通知します。）。

- (1) 年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の死亡または第2条（年金の支払）に定める所定の高度障害状態に該当する事実の有無
- (2) 年金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
年金の支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第23条（重大事由による解除）第1項第3号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは年金の受取人の保険契約締結の目的もしくは年金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金請求時までにける事実
8. 前項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金の受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。
9. 官公庁、会社、組合、工場その他の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および遺族年金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約（「団体が年金の受取人となる事業保険契約」といいます。）の場合、保険契約者である団体が年金の全部またはその相当部分を死亡退職金規程、弔慰金規程その他これらに準ずる規程に基づく死亡退職金、弔慰金その他の支給金（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、年金の請求の際、第2項の書類のほか、第1号または第2号のいずれかの書類および第3号の書類の提出を要します。ただし、死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡

- 退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

3. 保険料払込の免除

(保険料払込の免除)

- 第7条** 被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4）に該当したときは、会社は、つぎに到来する第11条（保険料の払込）第2項の保険料期間以降の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態（別表4）に該当したときも同様とします。
2. 保険料の払込が免除された場合には、以後第11条（保険料の払込）に定める払込方法（回数）に応じそれぞれの契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
3. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料払込の免除事由の発生時以後契約内容の変更に関する規定を適用しません。
4. 被保険者が、責任開始期前に発生した原因によって、責任開始期以後に身体障害の状態（別表4）に該当した場合でも、保険契約の締結または復活の際の告知等により、会社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因は責任開始期以後に発生したものとみなします。

(保険料の払込を免除しない場合)

- 第8条** 被保険者がつぎのいずれかによって前条の規定に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。
- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (7) 地震、噴火または津波
- (8) 戦争その他の変乱
2. 前項第7号または第8号の原因によって身体障害の状態（別表4）に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、保険料の払込を免除することがあります。

(保険料払込免除の請求)

- 第9条** 保険料払込の免除事由が生じたときは保険契約

者または被保険者はすみやかに会社に通知してください。

2. 保険契約者は、会社に請求に必要な書類（別表1）を提出して保険料の払込免除を請求してください。
3. 保険料払込の免除の請求については、第6条（年金の請求、支払時期および支払場所）第6項、第7項および第8項の規定を準用します。

4. 会社の責任開始期

(会社の責任開始期)

- 第10条** 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
- (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
……第1回保険料を受け取った時
- (2) 第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
……第1回保険料充当金を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
2. 前項により会社の責任が開始される日を契約日とします。
3. 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日から起算します。
4. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、会社は、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付して、承諾の通知にかえます。
- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 主たる被保険者の氏名および契約日時点の年齢
- (4) 遺族年金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
- (5) 主たる保険契約および付加する特約の種類
- (6) 支払事由
- (7) 保険期間
- (8) 年金、保険金、給付金等の額およびその支払方法
- (9) 保険料およびその払込方法
- (10) 契約日
- (11) 保険証券を作成した年月日

5. 保険料の払込

(保険料の払込)

- 第11条** 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回つぎの各号の保険料の払込方法（回数）にしたがい、次条第1項に定める払込方法（経路）により、つぎに定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
- (1) 月払契約の場合
月単位の契約応当日（契約応当日のない場合

は、その月の末日とします。以下同じ)の属する月の初日から末日まで

- (2) 年払契約または半年払契約の場合
年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
2. 前項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法(回数)に応じ、それぞれの契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間(以下「保険料期間」といいます。)に対応する保険料とします。
3. 第1項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときには、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(年金を支払うときは年金の受取人)に返還します。
4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに年金の支払事由が生じたときには、会社は、第3条(年金の支払に関する補則)第14項の規定を準用します。
5. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料払込の免除事由が生じたときには、保険契約者は、未払込保険料を払い込んでください。
6. 前項の場合、未払込保険料の払込については第14条(猶予期間および保険契約の失効)の規定を準用します。
7. 保険契約者は、保険料の払込方法(回数)を変更することができます。
8. 月払の保険契約が年金額の減額等によって会社の定める月払保険料の取扱範囲外となったときは、保険料の払込方法(回数)を年払または半年払に変更します。
9. 年金が支払われる場合には、第1項の規定にかかわらず、その支払事由が生じた日後に到来する保険料期間に対する保険料の払込は要しません。

(保険料の払込方法(経路))

第12条 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法(経路)を選択することができます。

- (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
- (3) 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と会社との間に団体取扱に関する協定または集団取扱に関する協定が締結されている場合に限りま。
- (4) 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
2. 前項各号のいずれかの方法によっても当該払込期月分の保険料が払込期月内に払い込まれないときは、その保険料についてのみ、会社の指定した方法により払い込むことができます。
3. 保険契約者は、第1項各号の保険料の払込方法(経路)を変更することができます。

4. 保険料の払込方法(経路)が第1項第1号、第3号または第4号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲外となったときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法(経路)を他の払込方法(経路)に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法(経路)の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

(保険料の前納または一括払)

第13条 保険契約者は、会社の取扱方法に従い、将来の年払保険料または半年払保険料2年分以上を前納することができます。この場合には、会社所定の利率で割り引いて計算した保険料前納金を払い込んでください。

2. 前項の保険料前納金は、会社所定の利率による複利計算の利息をつけて会社に積み立て置き、年単位または半年単位の契約応当日ごとに年払保険料または半年払保険料の払込に充当します。
3. 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。
4. 保険料の払込を要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、年金を支払うときはその年金の受取人に払い戻します。
5. 月払契約の場合には、保険契約者は、会社の取扱方法に従い、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あるときは、会社所定の割引率で保険料を割引します。
6. 保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、年金を支払うときはその年金の受取人に払い戻します。

6. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

(猶予期間および保険契約の失効)

第14条 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

- (1) 月払契約の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
- (2) 年払契約または半年払契約の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は解約返戻金を請求することができます。
3. 猶予期間中に年金の支払事由が生じたときは、

会社は第3条（年金の支払に関する補則）第14項の規定を準用します。

4. 猶予期間中に保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者はその猶予期間満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。

7. 保険料の振替貸付

（保険料の振替貸付）

- 第15条** 保険料の払込がないままで、猶予期間を過ぎた場合でも、この保険契約に解約返戻金があるときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、会社は、自動的に払い込むべき保険料に相当する額を貸し付けて保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。
2. 本条の貸付は貸し付ける保険料相当額とその利息の合計額が、解約返戻金額（その保険料の払込があったものとして計算し、本条の貸付があるときは、その元利金を差し引きします。）をこえない間、行なわれるものとします。
 3. 本条の貸付は、猶予期間満了時に貸し付けたものとします。
 4. 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率（年払契約においては年8%以下、半年払契約においては半年4%以下、月払契約においては月8/12%以下で定めます。）で計算し、次期以後の保険料払込の猶予期間が満了する日（年払契約または半年払契約においては、次期以後の保険料払込の猶予期間が満了する日の属する月の末日）ごとに元金に繰り入れます。
 5. 保険契約が消滅した場合に、本条の貸付があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きします。
 6. 本条の貸付の元利金が解約返戻金額をこえる場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、会社の指定した期日までに、会社所定の金額を払い込んでください。
 7. 前項の払込がなかったときは、保険契約は、会社の指定した期日の翌日から効力を失います。

（保険料の振替貸付の取消）

- 第16条** 保険料の振替貸付が行なわれた場合でも、つぎの日までに、保険契約者から保険契約の解約の請求があったときは、会社は、保険料の振替貸付を行なわなかったものとして、その請求による取扱をします。
- (1) 月払契約の場合
猶予期間満了の日の属する月の翌月の末日
 - (2) 年払契約または半年払契約の場合
猶予期間満了の日の属する月の3か月後の月の末日

8. 保険契約の復活

（保険契約の復活）

- 第17条** 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して3年以内は会社所定の書類（別表1）を会社に提出して、保険契約の復活を請求することができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した後は、保険契約の復活を請求することはできません。
2. 保険契約の復活を会社が承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、延滞保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
 3. 第10条（会社の責任開始期）第1項の規定は、本条の場合に準用します。
 4. 第10条第4項の規定は、本条の場合に準用しません。

9. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

（詐欺による取消）

- 第18条** 保険契約の締結または復活に際して保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。

（不法取得目的による無効）

- 第19条** 保険契約者が年金を不法に取得する目的または他人に年金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、保険契約を無効とし、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。

10. 告知義務および保険契約の解除

（告知義務）

- 第20条** 会社が保険契約の締結または復活の際、年金の支払事由および保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面で告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

- 第21条** 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向けて保険契約を解除することができます。
2. 会社は、年金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、告知義務違反により保険契約を解除することができます。この場合には、年金を支払わず、または保険料の払込を免除しま

せん。またすでに年金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、年金の返還を請求し、または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

3. 前項の規定にかかわらず、年金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または年金の受取人が証明したときは、年金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または年金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第22条 会社は、つぎのいずれかの場合には前条による保険契約の解除をすることができません。

- (1) 会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき。
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき。
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第20条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき。
 - (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、年金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じなかったとき。
2. 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

第23条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（遺族年金の場合は被保険者を除きます。）または年金の受取人がこの保険契約の年金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に年金を詐取させる目的で事故招

致（未遂を含みます。）をした場合

- (2) この保険契約の年金の請求に関し、年金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者、年金または満期給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ロ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (ハ) 保険契約者、年金または満期給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (ニ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約（保険契約者、被保険者、年金または満期給付金の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されることなどにより、会社の保険契約者、被保険者、年金または満期給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待し得ない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 会社は、年金もしくは満期給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、前項の規定によって保険契約（年金支払期間中に前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(ニ)までに該当したのが年金の受取人のみであり、その受取人が年金の一部の受取人であるときは、保険契約のうちその受取人に関する部分をいいます。以下本条において同じ。）を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による年金（解除された部分に対応する年金をいいます。以下本項において同じ。）もしくは満期給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに年金もしくは満期給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、年金もしくは満期給付金の返還を請求し、または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または

年金の受取人に通知します。

4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解除された部分に対応する解約返戻金（年金支払期間中は、年金の未支払分の現価相当額とします。）と同額の返戻金を保険契約者（年金支払期間中は、年金の受取人とします。）に支払います。

11. 解約および解約返戻金

（解約）

- 第24条** 保険契約者は、年金の支払事由発生前に限り、いつでも将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
2. 保険契約者および保険契約者から保険契約上の一切の権利を承継した年金の受取人は、年金の支払事由発生以後は、保険契約を解約することはできません。

（解約返戻金）

- 第25条** 解約返戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数および経過年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数により計算します。
2. 前項の規定にかかわらず、低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間（以下「低解約返戻金期間」といいます。）における解約返戻金は、前項の規定により計算したものに低解約返戻金割合として保険証券に記載の1より小さい割合を乗じて計算します。
 3. つぎの各号に定める事項に関する解約返戻金の計算をする場合、当該各号に定める日が、低解約返戻金期間に属するときに、前項の規定を適用します。
 - (1) 第14条（猶予期間および保険契約の失効）の規定による保険契約の失効
猶予期間満了の日の翌日
 - (2) 第15条（保険料の振替貸付）の規定による保険料の振替貸付
猶予期間満了の日の翌日
 - (3) 第21条（告知義務違反による解除）の規定による告知義務違反による解除および第23条（重大事由による解除）の規定による重大事由による解除
保険契約を解除する旨の通知が保険契約者（保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または年金の受取人）に到達した日
 - (4) 第24条（解約）の規定による解約
会社所定の書類（別表1）が会社に到着した日
 - (5) 第26条（年金月額の減額）の規定による年金月額の減額
請求に必要な書類（別表1）が会社に到着し

た日

4. 解約返戻金額は、保険証券を発行する際に、保険証券に例示します。
5. 保険契約者は、解約返戻金を請求するときは会社所定の書類（別表1）を会社に提出してください。
6. 解約返戻金の支払時期および支払場所については、第6条（年金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

12. 契約内容の変更

（年金月額の減額）

- 第26条** 保険契約者は、年金の支払事由発生前に限り、年金月額を減額することができます。ただし、減額後の年金月額は、会社の定める金額以上であることを要します。
2. 年金月額の減額をするときは、保険契約者は請求に必要な書類（別表1）を会社に提出してください。
 3. 年金月額を減額したときは、減額分は解約したものとして取り扱います。
 4. 年金月額を減額した場合に、保険料の振替貸付があるときは、この場合の返戻金をその元利金の返済にあてます。
 5. 年金月額を減額したときは、その後の保険料を更正します。

13. 年金の受取人

（年金支払期間における年金の受取人に関する取扱）

- 第27条** 年金支払期間における年金の受取人については、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 年金が支払われる場合には、その支払事由が生じた時に、保険契約にかかわる一切の権利義務が年金の受取人に承継されます。
 - (2) 年金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の年金の受取人を代理するものとします。
 - (3) 前号の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が年金の受取人の1人に対してした行為は、他の年金の受取人に対しても効力を生じます。

（年金の受取人の変更）

- 第28条** 保険契約者またはその承継人は、年金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、年金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害年金の受取人は、第2条（年金の支払）および第3条（年金の支払に関する補則）第9項の規定により定まり、変更することはできません。
2. 前項の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類（別表1）を会社に

提出してください。

3. 第1項の通知が会社に到着した場合には、年金の受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到着する前に変更前の年金の受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金の受取人から年金の請求を受けても、すでに支払った年金について、会社はこれを支払いません。
4. 第1項の変更の手続が完了したときは、会社は、変更後の契約内容を保険契約者またはその承継人に通知します。

(遺言による年金の受取人の変更)

- 第29条** 前条に定めるほか、保険契約者は、年金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、年金の受取人を変更することができます。ただし、保険契約者は、遺言により高度障害年金受取人を変更することはできません。
2. 前項の年金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 3. 第1項および第2項による年金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
 4. 前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、会社所定の書類（別表1）を会社に提出してください。
 5. 第1項の変更の手続が完了したときは、会社は、変更後の契約内容を保険契約者の相続人に通知します。

(年金の受取人の死亡)

- 第30条** 遺族年金受取人が遺族年金の支払事由発生以前に死亡したときは、その法定相続人を遺族年金受取人とします。
2. 前項の規定によって遺族年金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により遺族年金受取人となった者のうち生存している他の遺族年金受取人を遺族年金受取人とします。
 3. 前2項により遺族年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

14. 保険契約者

(保険契約者の代表者)

- 第31条** 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
 3. 保険契約者が数人ある場合には、その責任は連帯とします。

(保険契約者の変更)

- 第32条** 保険契約者またはその承継人は、年金の支払事由が発生するまでは、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 前項の承継をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類（別表1）を会社に提出してください。
 3. 第1項の承継の手続が完了したときは、会社は、変更後の契約内容を新たな保険契約者に通知します。

(保険契約者の住所の変更)

- 第33条** 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下本条において同じ。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
2. 前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所に発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

15. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

(年齢の計算)

- 第34条** 被保険者の契約年齢は契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

- 第35条** 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。
- (1) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、実際の年齢に基づいて保険料を更正し、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、その超過分を保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者にその不足分を請求します。ただし、遺族年金等の支払事由の発生後は、過不足分を支払金額と精算します。
 - (2) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日に契約したものとして処理します。この場合、前号の規定を適用します。
 2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保

除料を更正し、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、その超過分を保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者にその不足分を請求します。ただし、遺族年金等の支払事由の発生後は、過不足分を支払金額と精算します。

16. 契約者配当

(契約者配当)

第36条 この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

17. 時効

(時効)

第37条 年金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払または保険料払込の免除を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

18. 被保険者の業務、転居および旅行

(被保険者の業務、転居および旅行)

第38条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで保険契約上の責任を負います。

19. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第39条 この保険契約における年金の請求に関する訴訟については、会社の本社または年金の受取人（年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。

2. この保険契約における保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

20. 年金の受取人による保険契約の存続

(年金の受取人による保険契約の存続)

第40条 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のいずれかに該当する年金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到

着した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者の親族

(2) 被保険者または被保険者の親族。ただし、保険契約者は除きます。

3. 前項の通知をするときは、年金の受取人は、会社所定の書類（別表1）を会社に提出してください。

4. 第1項の解約の通知が会社に到着した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、年金の支払事由が生じ、会社が年金を支払うべきときは、第1回の年金の支払日に年金の未支払分の現価を一時に支払う場合に会社が支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、年金の受取人に支払い、保険契約は消滅します。

21. 他の保険への加入に関する特則

(他の保険への加入に関する特則)

第41条 責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて被保険者であった者は、保険期間の満了日または解約日の翌日からその日を含めて1か月以内であれば、被保険者選択を受けることなく、会社の取扱方法に従い、他の保険契約に加入することができます。

22. 満期給付金支払特則

(満期給付金支払特則)

第42条 保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の取扱方法に従い、この特則を付加することができます。

2. この特則を適用する保険契約については、第2条（年金の支払）の規定のほか、つぎのとおり満期給付金を支払います。

支払額	受取人	満期給付金を支払う場合（以下、本条において「支払事由」といいます。）
年金月額に保険証券に記載の満期給付倍率を乗じて得た金額	保険契約者	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき。 ただし、高度障害年金の支払事由が生じている場合を除きます。

3. この特則を適用する保険契約については、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第3条（年金の支払に関する補則）第2項の規定により高度障害年金を支払う場合は、満期給付金は支払わず、また、すでに満期給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。

(2) 第6条（年金の請求、支払時期および支払場

所) 第2項、第6項および第7項、第27条(年金支払期間における年金の受取人に関する取扱) 第2号および第3号ならびに第39条(管轄裁判所) 第1項の規定は、本条による満期給付金の支払の場合に準用します。

- (3) 満期給付金の支払事由が生じたときに未払込保険料または保険料の振替貸付があるときは、会社は、満期給付金から未払込保険料または保険料の振替貸付の元利金を差し引きます。
- (4) この特則を付加した保険契約を解約した場合、この特則に関する解約返戻金については第25条(解約返戻金) 第2項の規定を適用しません。
- (5) 満期給付金の受取人は、第2項に定める者以外の者に変更することはできません。
- (6) この特則を適用する保険契約は、第40条(年金の受取人による保険契約の存続) の規定の適用に際しては、同規定の第4項のつぎに、つぎの第5項を加えます。

『
5. 第1項の解約の通知が会社に到着した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、満期給付金の支払事由が生じ、会社が満期給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険契約者に支払います。』

4. この特則のみの解約はできません。

23. 年払契約・半年払契約に関する特則

(年払契約・半年払契約に関する特則)

- 第43条** 平成22年4月1日以後に締結された年払契約または半年払契約において、保険契約が消滅または年金の支払事由が発生し、かつ、その消滅日または支払事由の発生した日を含む保険料期間に対応する保険料が払い込まれている場合には、会社の定める方法により計算した当該保険料期間の未経過期間に対応する保険料(保険契約の一部が消滅する場合には、その消滅する部分の保険料)に相当する金額を保険契約者(年金、責任準備金または解約返戻金を支払うときはこの約款の規定によりその支払を受けるべき者)に払い戻します。
2. 前項の場合には、保険契約の消滅日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれたものとみなして取り扱います。
3. リビング・ニーズ特約(2009)の特定状態保険金が支払われることにより保険契約が消滅する場合には、第1項の規定中、「消滅日」とあるのを「特定状態保険金の請求日の6か月後の応当日」と読み替えます。

別表1 請求書類

(1) 年金、満期給付金、保険料払込免除の請求書類

項 目	必 要 書 類
1 遺族年金(年金の未支払分の現価の一時支払の請求を含みます。)	ア. 第1回の年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書) (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 遺族年金受取人の戸籍抄本 (5) 遺族年金受取人の印鑑登録証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券 イ. 第2回以後の年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 遺族年金受取人の戸籍抄本 (3) 遺族年金受取人の印鑑登録証明書 (4) 年金証書
2 高度障害年金(年金の未支払分の現価の一時支払の請求を含みます。)	ア. 第1回の年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 高度障害年金の受取人の戸籍抄本と印鑑登録証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券 イ. 第2回以後の年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 高度障害年金の受取人の戸籍抄本 (3) 高度障害年金受取人の印鑑登録証明書 (4) 年金証書

3	満期給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 保険契約者の戸籍抄本と印鑑登録証明書 (4) 最終の保険料払込を証する書類 (5) 保険証券
4	保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 最終の保険料払込を証する書類 (5) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

(2) その他の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	保険契約の復活	(1) 会社所定の復活請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書
2	解約返戻金	(1) 会社所定の解約返戻金請求書 (2) 保険契約者の印鑑登録証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
3	契約内容の変更 ・年金月額の減額	(1) 会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑登録証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
4	年金の受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の同意書

5	遺言による年金の受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 遺言書 (3) 遺言書が検認されたことを証する書類 (4) 旧保険契約者の除籍抄本 (5) 申出人の印鑑登録証明書 (6) 申出人と旧保険契約者との相続関係を証する戸籍謄本 (7) 保険証券 (8) 被保険者の同意書
6	保険契約者の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の同意書
7	年金の受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金の受取人が第40条第2項本文の金額を債権者等に支払ったことを証する書類 (3) 年金の受取人が保険契約者または被保険者の親族の場合は、保険契約者または被保険者との親族関係を証する書類 (4) 年金の受取人の印鑑登録証明書 (5) 保険証券 (6) 保険契約者の同意書
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また1の請求については会社の指定した医師に被保険者の診断を行なわせることがあります。		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用 語	定 義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が受傷者にとって予見できないことをいいます。（受傷者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が受傷者の身体の外から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該 当 例	非 該 当 例
つぎのような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	つぎのような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項 目	除 外 す る 事 故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）

5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	つぎの症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎
-------------------------	--

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表4 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- (4) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (8) 10足指を失ったもの

備 考【別表3、別表4】

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 常に介護を要するもの
- 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
4. 上・下肢の障害
- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
5. 耳の障害（聴力障害）
- (1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、
- $$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$
- の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
6. 脊柱の障害
- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
7. 手指の障害
- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にお

いては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指の障害

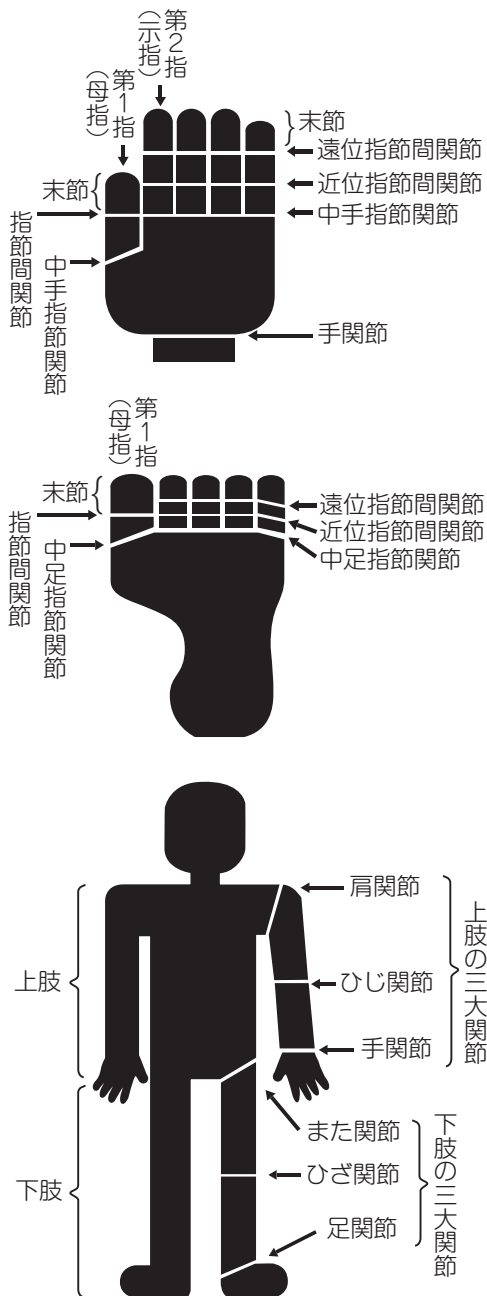
「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表5 保険金換算額

保険金換算額は、契約日から起算して、年金支払満了日までの期間に応じて、下記表の係数を年金月額に乘じて得た金額とします。

年金支払満了日までの期間	係数	年金支払満了日までの期間	係数	年金支払満了日までの期間	係数
10年	118	32年	355	54年	568
11年	129	33年	366	55年	578
12年	140	34年	376	56年	587
13年	152	35年	386	57年	596
14年	163	36年	396	58年	605
15年	174	37年	406	59年	614
16年	185	38年	416	60年	623
17年	196	39年	426	61年	632
18年	207	40年	436	62年	640
19年	218	41年	445	63年	649
20年	229	42年	455	64年	658
21年	240	43年	465	65年	667
22年	250	44年	474	66年	675
23年	261	45年	484	67年	684
24年	272	46年	494	68年	692
25年	282	47年	503	69年	701
26年	293	48年	513	70年	709
27年	304	49年	522	71年	-
28年	314	50年	531	72年	-
29年	324	51年	541	73年	-
30年	335	52年	550	74年	-
31年	345	53年	559	75年	-

【身体部位の名称図】



平準定期保険特約条項 目次

この特約の概要

第1条	特約保険金の支払
第2条	特約保険金の支払に関する補則
第3条	特約保険金の請求、支払時期および支払場所
第4条	特約保険料の払込免除
第5条	特約の締結
第6条	特約の責任開始期
第7条	特約の保険期間および保険料払込期間
第8条	特約の保険料の払込
第9条	猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
第10条	特約の失効
第11条	特約の復活
第12条	詐欺による取消
第13条	不法取得目的による無効
第14条	告知義務
第15条	告知義務違反による解除
第16条	特約を解除できない場合
第17条	重大事由による解除
第18条	特約の解約
第19条	特約の返戻金
第20条	特約の消滅とみなす場合
第21条	特約保険金額の減額
第22条	特約の復旧
第23条	特約の更新

第24条	特約の契約者配当
第25条	主契約の内容変更に伴う特約の取扱
第26条	主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱
第27条	主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱
第28条	時効
第29条	管轄裁判所
第30条	主約款の規定の準用
第31条	特約保険料の一部一時払の特則
第32条	終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則
第33条	5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則
第34条	養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則
第35条	収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合の特則
第36条	特約保険料の中途一部一時払の特則
第37条	5年ごと利差配当特約が付加されている主契約に付加した場合の特則
別表1	請求書類
別表2	対象となる高度障害状態

平準定期保険特約条項

(令和6年4月1日改正)

(この特約の概要)

この特約は、被保険者がこの特約の保険期間中に死亡し、または所定の高度障害状態になった場合に、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。なお、特約死亡保険金額および特約高度障害保険金額は同額です。

(特約保険金の支払)

第1条 この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

金 種 類	特 約 保 険 金 受 取 人	特 約 死 亡 保 險 金 受 取 人	特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約死亡保険金	特約死亡保険金受取人	特約死亡保険金受取人	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は最後の復活の際の責任開始期とし、復旧の取扱が行なわれた後の復旧部分については、最後の復旧の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者また

			は特約死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
特約高度障害保険金	特約保険金額	特約高度障害保険金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表2）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表2）に該当したときを含みます。

2. 被保険者が、この特約の責任開始期前に発生した原因によって、この特約の責任開始期以後に高度障害状態（別表2）に該当した場合でも、この特約の締結、復活または復旧の際の告知等により、会社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因はこの特約の責任開始期以後に発生したものとみなします。

（特約保険金の支払に関する補則）

第2条 特約死亡保険金受取人は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人としてします。

2. 特約高度障害保険金受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人としてします。
3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、特約死亡保険金を支払います。
4. この特約の保険期間の満了時において、回復の見込がないことのみが明らかでないために被保険者が高度障害状態（別表2）に該当していることが明らかでないときでも、引き続きその状態が継続し、その回復の見込がないことが明らかになったときには、この特約の保険期間中に高度障害状態に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。
5. 会社が被保険者の高度障害状態（別表2）を認

めて特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとみなします。

6. 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
7. 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
8. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表2）に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
9. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
10. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、前条第2項に該当する場合を除き、この特約の高度障害保険金は支払わず、被保険者が高度障害状態（別表2）になった時から消滅したものとみなして、会社は、この特約の責任準備金を特約高度障害保険金受取人に支払います。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金からそれらの元利金を差し引きします。
11. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
12. 特約保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、特約保険金からそれらの元利金を差し引きします。
13. 特約保険金の受取人は、第1条（特約保険金の支払）、本条第1項および第2項に定める者以外の者に変更することはできません。

(特約保険金の請求、支払時期および支払場所)

- 第3条** 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその特約保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた特約保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、特約保険金を請求してください。
3. 主約款に定める保険金の支払時期および支払場所ならびに団体が保険金の受取人となる事業保険契約の場合の保険金の請求に要する書類に関する規定は、この特約による保険金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第4条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
- (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

- 第5条** 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の取扱方法に従い、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の責任開始期)

- 第6条** この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。
2. 会社が特約付加の申込を承諾した場合には、会社は、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付して、承諾の通知にかえます。
- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 主たる被保険者の氏名および契約日時点の年齢
- (4) 主契約の死亡保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
- (5) 主契約および付加する特約の種類
- (6) 支払事由

- (7) 保険期間
- (8) 保険金、給付金、年金等の額およびその支払方法
- (9) 保険料およびその払込方法
- (10) 契約日（ただし、主契約の契約日後にこの特約を主契約に付加した場合は、「契約日」を「契約日および特約の中途付加日」と読み替えます。）
- (11) 保険証券を作成した年月日

(特約の保険期間および保険料払込期間)

- 第7条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

(特約の保険料の払込)

- 第8条** この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。
4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向って解約されたものとしします。
5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
6. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
7. 第5項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとしします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第9条** 保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

(特約の失効)

- 第10条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

(特約の復活)

第11条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、この特約の復活の取扱いをします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

(詐欺による取消)

第12条 この特約の締結、復活または復旧に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

(不法取得目的による無効)

第13条 保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に特約保険金を不法に取得させる目的をもってこの特約を締結、復活または復旧したときは、この特約を無効とし、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

(告知義務)

第14条 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、特約保険金の支払事由および特約保険料払込の免除事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面で告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第15条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

2. 会社は、特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合には、特約保険金を支払わず、または特約保険料の払込を免除しません。また、すでに特約保険金を支払い、または特約保険料の払込を免除していたときは、特約保険金の返還を請求し、または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 前項の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が証明したときは、特約保険金を支払いまたは特約保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除するとき

は、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。

5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約を解除できない場合)

第16条 会社は、つぎのいずれかの場合には前条によるこの特約の解除をすることができません。

- (1) 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき。
 - (2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき。
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第14条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき。
 - (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じなかったとき。
2. 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

第17条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または特約保険金の受取人が、この特約の特約保険金（特約保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に特約保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この特約の特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反

社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) この特約を含む保険契約または他の保険契約（保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されることなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待し得ない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号（ア）から（オ）までに該当したのが特約保険金の受取人のみであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または特約保険料の払込の免除を行ないません。また、この場合に、すでに特約保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

（特約の解約）

第18条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

（特約の返戻金）

- 第19条** この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
- 2. この特約が次条第1号の規定により消滅したときは、前項の規定を準用します。ただし、第2条（特約保険金の支払に関する補則）第9項および第10項の場合は除きます。
 - 3. この特約の解約返戻金額は、保険証券を発行する際に、主契約の解約返戻金額とあわせて保険証券に例示します。
 - 4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

（特約の消滅とみなす場合）

- 第20条** つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 - (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき

（特約保険金額の減額）

- 第21条** 保険契約者は、いつでも、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。
- 2. 前項の規定により、この特約の保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

（特約の復旧）

- 第22条** 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第20条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとしてします。
- 2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

（特約の更新）

- 第23条** この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があっ

- たものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
- (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
- (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
- (3) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は、会社の取扱方法に従い、短期の保険期間に変更して更新します。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、会社の取扱方法に従い、保険期間を変更して更新することがあります。
6. この特約の保険期間満了の日の2か月前までに保険契約者から申出があるときは、会社の定める範囲内でこの特約の保険期間を短縮して更新することができます。
7. 更新後の特約保険金額は、更新前の特約保険金額と同一とします。ただし、この特約の保険期間満了の日の2か月前までに保険契約者から申出があるときは、会社の定める範囲内で更新日から特約保険金額を減額することができます。
8. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
9. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
11. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないま

ま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由もしくは主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第8条（特約の保険料の払込）第3項および第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

12. この特約が更新された場合には、新たな保険証券の交付にかえて、特約更新通知書（主契約とともにこの特約が更新された場合には、第6条（特約の責任開始期）第2項に規定する保険証券）を保険契約者に交付し、つぎの各号によって取り扱います。

- (1) 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- (2) 第1条（特約保険金の支払）、第4条（特約保険料の払込免除）、第14条（告知義務）および第15条（告知義務違反による解除）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
13. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
- (2) 前号の場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第8項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
- (ア) 第4項、第9項および第10項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。
- (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第11項の規定は適用せず、第8条第3項および第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

（特約の契約者配当）

第24条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

第25条 主契約の保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
3. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
4. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
5. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。

(主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱)

- 第26条** 主契約について主約款の保険料の振替貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。
2. 前項の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとしします。

(主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱)

- 第27条** 主約款の規定により主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加え、この特約の保険金額を、主契約の保険金額に加えて取り扱います。

(時効)

- 第28条** 特約保険金、解約返戻金その他この特約に基づく諸支払金の支払または特約保険料払込の免除を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

(管轄裁判所)

- 第29条** この特約における保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

- 第30条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款

の規定を準用します。

(特約保険料の一部一時払の特則)

- 第31条** 保険契約者は、この特約の締結の際、この特約の一部について、会社の取扱方法に従い、特約保険料の払込方法を一時払とすることができます。この場合のこの特約はつぎの各号の部分から構成されます。

- (1) 特約保険料の一時払に対応する部分（以下本条において「一時払特約保険部分」といいます。）
 - (2) 特約保険料の年払、半年払および月払に対応する部分（以下本条において「分割払特約保険部分」といいます。）
2. 一時払特約保険部分があるこの特約については、第4条（特約保険料の払込免除）第1項および第2項の規定は、一時払特約保険部分には適用しません。
 3. 一時払特約保険部分があるこの特約の更新の際に、保険契約者からの第1項の適用申出がないときは、この特約の全部について、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とします。
 4. 一時払特約保険部分のあるこの特約について、第4条（特約保険料の払込免除）第1項の規定が適用されている場合、この特約を更新するときは、前項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約の保険金額は更新前の分割払特約保険部分の保険金額と同額とします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までに更新前の一時払特約保険部分に対応する保険金額について、更新の請求を行なったときは、一時払特約保険部分の更新も取り扱います。この場合、つぎのとおりとします。
 - (ア) 更新後の一時払特約保険部分の保険金額は更新前の一時払特約保険部分の保険金額を限度とし、第23条（特約の更新）第13項の規定に準じて取り扱います。
 - (イ) 更新後のこの特約については、本特則に定めるところによります。

(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

- 第32条** この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間中に、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険

料の払込を完了する場合には、この特約の保険期間は保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は保険料の払込完了日の前日に消滅したものと取り扱います。

- (2) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、つぎのとおりとします。
- (ア) 主契約の全部について年金支払に移行した場合には、この特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、この特約は年金支払開始日の前日に消滅したものと取り扱います。
- (イ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が解約その他の事由によって消滅したときは、第20条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、この特約は消滅します。
- (ウ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、「主契約の保険金額」とあるのを「年金支払に移行しない部分の保険金額」と読み替えて第25条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項の規定を適用します。
- (3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行したときは、前号中「年金支払」とあるのは「介護保障」と、「年金支払開始日」とあるのは「5年ごと利差配当付介護保障移行特約の締結日」と読み替えて前号(ア)から(ウ)までの規定を適用します。

（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

第33条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。
- (2) 第2条（特約保険金の支払に関する補則）第1項中「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人」とあるのは「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡給付金受取人」と、また、第2項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者）」と読み替えます。
- (3) 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、すえ置支払または年金

支払を選択することができます。

- (4) 第3条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第3項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める死亡給付金」と、「保険金の受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と、「保険金の請求」とあるのは「死亡給付金の請求」と読み替えます。
- (5) 第6条（特約の責任開始期）第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (6) 第25条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。
- (7) 主契約の年金支払開始日を繰り下げたときでも、この特約の保険期間は変更しません。
- (8) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合には、第27条（主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱）の規定は適用せず、この特約の解約返戻金を、主契約について会社の定めた方法で計算した金額に加えて取り扱います。

（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

第34条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 前号の場合、第23条（特約の更新）第3項中「更新前のこの特約の保険期間と同一」とあるのは「更新後の主契約の保険期間と同一」と読み替えます。
- (3) 第6条（特約の責任開始期）第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の保険金の受取人」と読み替えます。

（収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合の特則）

第35条 この特約を収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約保険金の支払に関する補則）第1項中「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人」とあるのは「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の遺族年金受取人」と、また、第2項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「主契約の高度障害年金の受取人」と読み替えます。
- (2) 保険契約者（特約保険金の支払事由発生後は

特約保険金の受取人)は、特約保険金の一時支払にかえて、会社の定める期間の範囲内で、すえ置支払または年金支払を選択することができます。ただし、すえ置く特約保険金の金額または年金の1回の支払額が会社の定める金額以上であることを要します。

- (3) 第3条(特約保険金の請求、支払時期および支払場所)第3項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める年金」と、「保険金の受取人」とあるのは「年金の受取人」と、「保険金の請求」とあるのは「年金の請求」と読み替えます。
- (4) 第6条(特約の責任開始期)第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の遺族年金受取人」と読み替えます。
- (5) 第25条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)第1項中「主契約の保険金額」とあるのは、主契約が収入保障保険の場合は「主契約の基本年金月額」と、主契約が低解約返戻金型収入保障保険の場合は「主契約の年金月額」と読み替えます。
- (6) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (7) 前号の場合、第23条(特約の更新)第3項中「更新前のこの特約の保険期間と同一」とあるのは「更新後の主契約の保険期間と同一」と読み替えます。

(特約保険料の中途一部一時払の特則)

第36条 保険契約者は、会社の取扱方法に従い、この特約の一部について、会社所定の金額を一時に払い込み、将来の保険料の払込を完了することができます。この場合のこの特約はつぎの各号の部分から構成されます。

- (1) 特約保険料の払込を要しない部分(以下「一時払特約保険部分」といいます。)
 - (2) 特約保険料の払込を要する部分(以下「分割払特約保険部分」といいます。)
2. 前項の取扱は、会社の定める月単位の契約応当日(年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日)を適用開始日とします。
3. 前2項の取扱を行なう場合には、保険契約者は、第1項に定める会社所定の金額(以下「会社所定の金額」といいます。)を、会社の定める日までに払い込むことを要します。
4. 前項の場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款の猶予期間および保険契約の失効の規定を準用します。ただし、保険料の払込方法(回数)が一時払の主契約に付加されている場合には、主約款に定める年払契約の猶予期間

および保険契約の失効の規定を準用します。

5. つぎの各号の場合には、この特則の適用はなかったものとします。

- (1) 会社所定の金額が払い込まれないまま適用開始日以後猶予期間の満了する日までに、この特約の保険金の支払事由もしくは保険料払込の免除事由が生じたとき。
- (2) 会社所定の金額が猶予期間の満了する日までに払い込まれなかったとき。

6. この特則の適用後のこの特約については、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 第4条(特約保険料の払込免除)第1項および第2項の規定は、一時払特約保険部分には適用しません。
- (2) この特約の更新の際は、第31条(特約保険料の一部一時払の特則)第3項および第4項の規定を適用します。

(5年ごと利差配当特約が付加されている主契約に付加した場合の特則)

第37条 主契約に5年ごと利差配当特約が付加されている場合であっても、5年ごと利差配当特約条項第1条(この特約の適用)の規定にかかわらず、この特約(更新後のこの特約を含みます。)は、5年ごと利差配当特約の適用の対象にはなりません。

別表1 請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	特約死亡保険金	会社所定の請求書
2	特約高度障害保険金	会社所定の請求書
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備 考

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

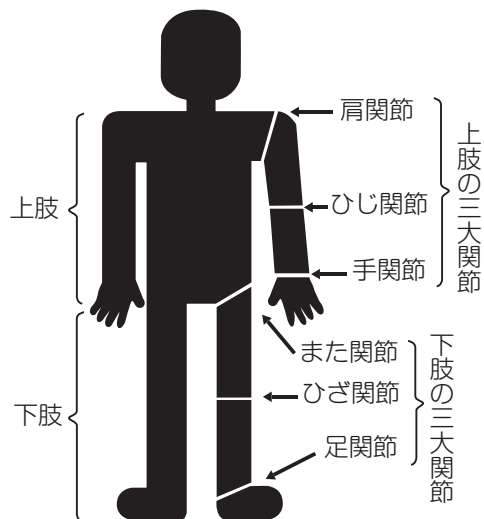
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩

行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



特定疾病保障定期保険特約条項 目次

この特約の概要

- 第1条 特約保険金の支払
- 第2条 特約保険金の支払に関する補則
- 第3条 特約保険金の請求、支払時期および支払場所
- 第4条 特約保険料の払込免除
- 第5条 特約の締結
- 第6条 特約の責任開始期
- 第7条 特約の保険期間および保険料払込期間
- 第8条 特約の保険料の払込
- 第9条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第10条 特約の失効
- 第11条 特約の復活
- 第12条 詐欺による取消
- 第13条 不法取得目的による無効
- 第14条 告知義務
- 第15条 告知義務違反による解除
- 第16条 特約を解除できない場合
- 第17条 重大事由による解除
- 第18条 特約の解約
- 第19条 特約の返戻金
- 第20条 特約の消滅とみなす場合
- 第21条 特約保険金額の減額
- 第22条 特約の復旧
- 第23条 特約の更新
- 第24条 特約の契約者配当
- 第25条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱

- 第26条 主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱
- 第27条 主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱
- 第28条 時効
- 第29条 管轄裁判所
- 第30条 主約款の規定の準用
- 第31条 定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則
- 第32条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則
- 第33条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則
- 第34条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則
- 第35条 収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合の特則
- 第36条 5年ごと利差配当特約が付加されている主契約に付加した場合の特則
- 第37条 特約特定疾病保険金の指定代理請求に関する特則

別表1 請求書類

別表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

別表3 対象となる高度障害状態

特定疾病保障定期保険特約条項

(令和6年4月1日改正)

(この特約の概要)

この特約は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。なお、特約死亡保険金額、特約特定疾病保険金額および特約高度障害保険金額は同額です。

- (1) 特約死亡保険金
被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したときに支払います。
- (2) 特約特定疾病保険金
被保険者がこの特約の保険期間中に特定の疾病により所定の状態に該当したときに支払います。
- (3) 特約高度障害保険金
被保険者がこの特約の保険期間中に所定の高度障害状態に該当したときに支払います。

(特約保険金の支払)

第1条 この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

金 種 類	特 約 保 険 金 額	受 取 人	特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特 約 死 亡 保 険 金	特 約 死 亡 保 険 金 額	特 約 死 亡 保 険 金 受 取 人	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起

			算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
特約特定疾病保険金	特約保険金額	特約特定疾病保険金受取人	(1) 被保険者がこの特約の責任開始期以後、特約の保険期間中に、初めて（特約の責任開始期前の期間を通じて初めてとします。）悪性新生物（別表2）に罹患し、医師により病理組織学的所見（生検を含みます。以下同じ。）によって診断確定（被保険者の病状等を理由として病理組織学的所見によることなく最終的にがんとして診断確定された場合には、その病理組織学的所見以外の所見による診断確定も認めます。以下「診断確定」といいます。）されたとき (2) 被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中につきのいずれかの状態に該当したとき (ア) 急性心筋梗塞（別表2）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上

			の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき (イ) 脳卒中（別表2）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
特約高度障害保険金	特約保険金額	特約高度障害保険金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表3）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。 つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

2. 前項の特約特定疾病保険金の支払事由の(1)に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物（別表2の表2中、基本分類コードC50の悪性新生物。以下同じ。）に罹患し、医師により診断確定されたときは、特約特定疾病保険金を支払いません。ただし、その後（乳房の悪性新生物についてはこの特約の責任開始期の属する日から起算して90日経過後）、特約の保険期間中に、被保険者が新たに悪性新生物（別表2）に罹患し、医師により診断確定されたときは、特約特定疾病保険金を支払います。

3. 被保険者が、この特約の責任開始期前に発生した原因によって、この特約の責任開始期以後に第1項の特定疾病保険金の支払事由の(2)の(ア)もしくは(イ)または高度障害状態（別表3）に該当した場合でも、この特約の締結、復活または復旧の際の告知等により、会社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因はこの特約の責任開始期以後に発生したものとみなします。

(特約保険金の支払に関する補則)

第2条 特約死亡保険金受取人は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人としてします。

2. 特約特定疾病保険金受取人および特約高度障害保険金受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人としてします。
3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、特約死亡保険金を支払います。
4. この特約の保険期間の満了時において、回復の見込がないことのみが明らかでないために被保険者が高度障害状態（別表3）に該当していることが明らかでないときでも、引き続きその状態が継続し、その回復の見込がないことが明らかになったときには、この特約の保険期間中に高度障害状態に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。
5. 特約特定疾病保険金が支払われた場合には、この特約は、被保険者が特約特定疾病保険金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。
6. 会社が被保険者の高度障害状態（別表3）を認めて特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとみなします。
7. 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害保険金の請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。また、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払う前に特約特定疾病保険金の請求を受け、特約特定疾病保険金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払いません。
8. 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。また、特約死亡保険金または特約高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に特約特定疾病保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
9. 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を保険契約者に支払いま

す。

10. この特約の保険期間の満了日からその日を含めて60日以内に、被保険者が前条に定める特約特定疾病保険金の支払事由の(2)に該当した場合には、この特約の有効中に該当したものとみなして前条の規定を適用します。
11. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表3）に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
12. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき。
 - (2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。
13. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、前条第3項に該当する場合を除き、この特約の高度障害保険金は支払わず、被保険者が高度障害状態（別表3）になった時から消滅したものとみなして、会社は、この特約の責任準備金を特約高度障害保険金受取人に支払います。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金からそれらの元利金を差し引きします。
14. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
15. 特約保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、特約保険金からそれらの元利金を差し引きします。
16. 特約保険金の受取人は、第1条（特約保険金の支払）、本条第1項および第2項に定める者以外の者に変更することはできません。

(特約保険金の請求、支払時期および支払場所)

第3条 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその特約保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 支払事由の生じた特約保険金の受取人は、会社

約保険金を請求してください。

3. 主約款に定める保険金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による保険金の支払の場合に準用します。
4. 主約款に定める団体が保険金の受取人となる事業保険契約の場合の保険金の請求に要する書類に関する規定は、特約死亡保険金および特約高度障害保険金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第4条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
 3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

- 第5条** 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の取扱方法に従い、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の責任開始期)

- 第6条** この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。
2. 会社が特約付加の申込を承諾した場合には、会社は、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付して、承諾の通知にかえます。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 主たる被保険者の氏名および契約日時点の年齢
 - (4) 主契約の死亡保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 主契約および付加する特約の種類
 - (6) 支払事由
 - (7) 保険期間
 - (8) 保険金、給付金、年金等の額およびその支払方法
 - (9) 保険料およびその払込方法

- (10) 契約日（ただし、主契約の契約日後にこの特約を主契約に付加した場合は、「契約日」を「契約日および特約の中途付加日」と読み替えます。）
- (11) 保険証券を作成した年月日

(特約の保険期間および保険料払込期間)

- 第7条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

(特約の保険料の払込)

- 第8条** この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
 3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。
 4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとしします。
 5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 6. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 7. 第5項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとしします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第9条** 保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

(特約の失効)

- 第10条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活)

- 第11条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないとき

は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

(詐欺による取消)

第12条 この特約の締結、復活または復旧に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

(不法取得目的による無効)

第13条 保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に特約保険金を不法に詐取させる目的をもってこの特約を締結、復活または復旧したときは、この特約を無効とし、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

(告知義務)

第14条 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、特約保険金の支払事由および特約保険料払込の免除事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面で告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

- 第15条** 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
2. 会社は、特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合には、特約保険金を支払わず、または特約保険料の払込を免除しません。また、すでに特約保険金を支払い、または特約保険料の払込を免除していたときは、特約保険金の返還を請求し、または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
 3. 前項の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、または特約保険金の受取人が証明したときは、特約保険金を支払いまたは特約保険料の払込を免除します。
 4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所

が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。

5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約を解除できない場合)

第16条 会社は、つぎのいずれかの場合には前条によるこの特約の解除をすることができません。

- (1) 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき。
 - (2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき。
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第14条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき。
 - (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じなかったとき。
2. 前項第2号および第3号の規定には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

第17条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（特約死亡保険金の場合には被保険者を除きます。）または特約保険金の受取人が、この特約の特約保険金（特約保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に特約保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この特約の特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) この特約を含む保険契約または他の保険契約（保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されることなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待し得ない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(オ)までに該当したのが特約保険金の受取人のみであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または特約保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに特約保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

（特約の解約）

第18条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

（特約の返戻金）

- 第19条** この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
2. この特約が次条第1号の規定により消滅したときは、前項の規定を準用します。ただし、第2条（特約保険金の支払に関する補則）第12項および第13項の場合は除きます。
3. この特約の解約返戻金額は、保険証券を発行する際に、主契約の解約返戻金額とあわせて保険証券に例示します。
4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

（特約の消滅とみなす場合）

- 第20条** つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき。

（特約保険金額の減額）

- 第21条** 保険契約者は、いつでも、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。
2. 前項の規定により、この特約の保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

（特約の復旧）

- 第22条** 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第20条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとしてします。
2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

（特約の更新）

- 第23条** この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があっ

たものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。

(1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき。

(2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき。

(3) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき。

3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は、会社の取扱方法に従い、短期の保険期間に変更して更新します。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。

4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

5. 第3項のほか、この特約は、会社の取扱方法に従い、保険期間を変更して更新することがあります。

6. この特約の保険期間満了の日の2か月前までに保険契約者から申出があるときは、会社の定める範囲内でこの特約の保険期間を短縮して更新することができます。

7. 更新後の特約保険金額は、更新前の特約保険金額と同一とします。ただし、この特約の保険期間満了の日の2か月前までに保険契約者から申出があるときは、会社の定める範囲内で更新日から特約保険金額を減額することができます。

8. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

9. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。

10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。

11. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないま

ま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由もしくは主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第8条（特約の保険料の払込）第3項および第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

12. この特約が更新された場合には、新たな保険証券の交付にかえて、特約更新通知書（主契約とともにこの特約が更新された場合には、第6条（特約の責任開始期）第2項に規定する保険証券）を保険契約者に交付し、つぎの各号によって取り扱います。

(1) 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

(2) 第1条（特約保険金の支払）、第4条（特約保険料の払込免除）、第14条（告知義務）および第15条（告知義務違反による解除）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。

13. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。

(2) 前号の場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第8項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。

(ア) 第4項、第9項および第10項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。

(イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第11項の規定は適用せず、第8条第3項および第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

（特約の契約者配当）

第24条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

第25条 主契約の保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
3. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
4. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
5. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。

(主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱)

- 第26条** 主契約について主約款の保険料の振替貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。
2. 前項の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとしします。

(主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱)

- 第27条** 主約款の規定により主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加え、この特約の保険金額を、主契約の保険金額に加えて取り扱います。

(時効)

- 第28条** 特約保険金、解約返戻金その他この特約に基づく諸支払金の支払または特約保険料払込の免除を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

(管轄裁判所)

- 第29条** この特約における保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

- 第30条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款

の規定を準用します。

(定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則)

- 第31条** この特約を定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 前号の場合、第23条（特約の更新）第3項中「更新前のこの特約の保険期間と同一」とあるのは「更新後の主契約の保険期間と同一」と読み替えます。

(終身保険、5年ごとと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごとと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

- 第32条** この特約を終身保険、5年ごとと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごとと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間中に、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、この特約の保険期間は保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は保険料の払込完了日の前日に消滅したものとして取り扱います。
- (2) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごとと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 主契約の全部について年金支払に移行した場合には、この特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、この特約は年金支払開始日の前日に消滅したものとして取り扱います。
 - (イ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が解約その他の事由によって消滅したときは、第20条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、この特約は消滅します。
- (3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごとと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行したときは、前号中「年金支払」とあるのは「介護保障」と、「年金支払開始日」とあるのは「5年ごとと利差配当付介護保障移行特約の締結日」と読み替えて前号(ア)および(イ)の規定を適用します。

(5年ごとと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

第33条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱いします。

- (1) この特約の保険期間は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。
- (2) 第2条（特約保険金の支払に関する補則）第1項中「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人」とあるのは「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡給付金受取人」と、また、第2項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者）」と読み替えます。
- (3) 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、すえ置支払または年金支払を選択することができます。
- (4) 第3条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第3項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める死亡給付金」と、第4項中「保険金の受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と、「保険金の請求」とあるのは「死亡給付金の請求」と読み替えます。
- (5) 第6条（特約の責任開始期）第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (6) 第25条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。
- (7) 主契約の年金支払開始日を繰り下げたときでも、この特約の保険期間は変更しません。
- (8) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合には、第27条（主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱）の規定は適用せず、この特約の解約返戻金を、主契約について会社の定めた方法で計算した金額に加えて取り扱います。

（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

第34条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱いします。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。

- (2) 前号の場合、第23条（特約の更新）第3項中「更新前のこの特約の保険期間と同一」とあるのは「更新後の主契約の保険期間と同一」と読み替えます。
- (3) 第6条（特約の責任開始期）第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の保険金の受取人」と読み替えます。

（収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合の特則）

第35条 この特約を収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱いします。

- (1) 第2条（特約保険金の支払に関する補則）第1項中「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人」とあるのは「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の遺族年金受取人」と、また、第2項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「主契約の高度障害年金の受取人」と読み替えます。
- (2) 保険契約者（特約保険金の支払事由発生後は特約保険金の受取人）は、特約保険金の一時支払にかえて、会社の定める期間の範囲内で、すえ置支払または年金支払を選択することができます。ただし、すえ置く特約保険金の金額または年金の1回の支払額が会社の定める金額以上であることを要します。
- (3) 第3条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第3項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める年金」と、第4項「保険金の受取人」とあるのは「年金の受取人」と、「保険金の請求」とあるのは「年金の請求」と読み替えます。
- (4) 第6条（特約の責任開始期）第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の遺族年金受取人」と読み替えます。
- (5) 第25条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは、主契約が収入保障保険の場合は「主契約の基本年金月額」と、主契約が低解約返戻金型収入保障保険の場合は「主契約の年金月額」と読み替えます。
- (6) この特約の更新については、第31条（定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則）の規定を準用します。

（5年ごと利差配当特約が付加されている主契約に付加した場合の特則）

第36条 主契約に5年ごと利差配当特約が付加されている場合であっても、5年ごと利差配当特約条項第1条（この特約の適用）の規定にかかわらず、この特約（更新後のこの特約を含みます。）は、5年ごと利差配当特約の適用の対象にはなりません。

ん。

(特約特定疾病保険金の指定代理請求に関する特則)

第37条 平成30年4月1日以前に締結されたこの特約を更新する場合、この特則を適用します。ただし、主契約に指定代理請求特約が付加されている場合を除きます。

2. この特則を適用したこの特約については、特約特定疾病保険金の受取人に特約特定疾病保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第4項の規定により変更したつぎの者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類を会社に提出して、特約特定疾病保険金の受取人の代理人として特約特定疾病保険金を請求することができます。ただし、特約特定疾病保険金の受取人が法人である場合を除きます。

(1) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

(2) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

3. 前項の規定により会社が特約特定疾病保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特約特定疾病保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

4. 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第2項の規定の範囲内の者であることを要します。

5. 前項の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類（別表1）を会社に提出してください。

6. 前項の書類が会社に到達する前に変更前の指定代理請求人に特約特定疾病保険金を支払ったときは、その後特約特定疾病保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

7. 第4項の変更の手続が完了したときは、会社は、変更後の契約内容を保険契約者またはその承継人に通知します。

8. 会社は、告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知について、正当な理由によって保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

別表1 請求書類

(1) 特約保険金の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	特約死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 特約死亡保険金受取人の印鑑登録証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2	特約特定疾病保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約特定疾病保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑登録証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
3	特約高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約高度障害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑登録証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券

4	特約特定疾病保険金の指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の住民票と印鑑登録証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険証の写し (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

(2) その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の同意書
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

1. 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断日以前に新たな分類提要が施行された場合には、旧分類の悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾 病 名	疾 病 の 定 義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く）

2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾 病 名	分 類 項 目	基本分類コード
1. 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00 ~ C14
	消化器の悪性新生物	C15 ~ C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30 ~ C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40 ~ C41
	皮膚の悪性黒色腫	C43
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45 ~ C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51 ~ C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60 ~ C63
	腎尿路の悪性新生物	C64 ~ C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69 ~ C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73 ~ C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76 ~ C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81 ~ C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	真正赤血球増加症 < 多血症 >	D45
	骨髄異形成症候群	D46

	リンパ組織、造血組織 および関連組織の性状 不詳または不明のその 他の新生物（D47）の うち、 ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血 小板血症	D47.1 D47.3
	リンパ細網組織および 細網組織球系の疾患 （D76）のうち、 ・ランゲルハンス <Langerhans>細胞 組織球症、他に分類 されないもの	D76.0
2. 急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I21
	再発性心筋梗塞	I22
3. 脳卒中	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

2. 上記1. において「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備 考

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

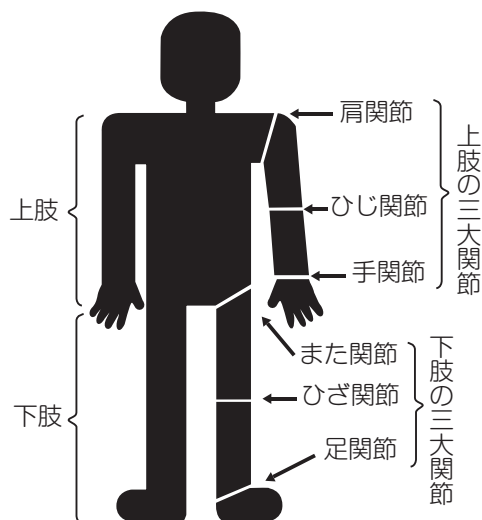
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



がん保障定期保険特約条項 目次

この特約の概要

- 第1条 特約保険金の支払
- 第2条 特約保険金の支払に関する補則
- 第3条 特約保険金の請求、支払時期および支払場所
- 第4条 特約保険料の払込免除
- 第5条 特約の締結
- 第6条 特約の責任開始期
- 第7条 特約の保険期間および保険料払込期間
- 第8条 特約の保険料の払込
- 第9条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第10条 特約の失効
- 第11条 特約の復活
- 第12条 詐欺による取消
- 第13条 不法取得目的による無効
- 第14条 告知義務
- 第15条 告知義務違反による解除
- 第16条 特約を解除できない場合
- 第17条 重大事由による解除
- 第18条 特約の解約
- 第19条 特約の返戻金
- 第20条 特約の消滅とみなす場合
- 第21条 特約保険金額の減額
- 第22条 特約の復旧
- 第23条 特約の更新

- 第24条 特約の契約者配当
- 第25条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱
- 第26条 主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱
- 第27条 主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱
- 第28条 時効
- 第29条 管轄裁判所
- 第30条 主約款の規定の準用
- 第31条 定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則
- 第32条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則
- 第33条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則
- 第34条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則
- 第35条 収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合の特則
- 第36条 特約がん保険金の指定代理請求に関する特則
- 第37条 引受基準緩和特則
- 別表1 請求書類
- 別表2 対象となる悪性新生物
- 別表3 対象となる高度障害状態

がん保障定期保険特約条項

(令和8年4月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。なお、特約死亡保険金額、特約がん保険金額および特約高度障害保険金額は同額です。

- (1) 特約死亡保険金
被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したときに支払います。
- (2) 特約がん保険金
被保険者がこの特約の保険期間中に所定の悪性新生物と診断確定されたときに支払います。
- (3) 特約高度障害保険金
被保険者がこの特約の保険期間中に所定の高度障害状態に該当したときに支払います。

(特約保険金の支払)

第1条 この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

金 種 類	特 約 保 険 金 額	受 取 人	特約保険金を支払う 場合（以下「支払事 由」といいます。）	支払事由に該当しても 特約保険金を支払わな い場合（以下「免責事 由」といいます。）
特 約 死 亡 保 険 金	特 約 保 険 金 額	特 約 死 亡 保 険 金 受 取 人	被保険者がこの特約 の保険期間中に死亡 したとき	つぎのいずれかによ り左記の支払事由が 生じたとき (1) この特約の責任 開始期（復活また は復旧の取扱が行 なわれた後は、最 後の復活または復 旧の際の責任開始 期。以下同じ。） の属する日から起 算して3年以内の 自殺 (2) 保険契約者また は特約死亡保険金 受取人の故意

			(3) 戦争その他の変乱
特約がん保険金	特約がん保険金額	特約がん保険金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期以後、特約の保険期間中に、初めて（特約の責任開始期前の期間を通じて初めてとします。）悪性新生物（別表2）に罹患し、医師により病理組織学的所見（生検を含みます。以下同じ。）によって診断確定（被保険者の病状等を理由として病理組織学的所見によることなく最終的にがんと診断確定された場合には、その病理組織学的所見以外の所見による診断確定も認めます。以下「診断確定」といいます。）されたとき
特約高度障害保険金	特約高度障害保険金額	特約高度障害保険金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表3）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。 つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

2. 前項の特約がん保険金の支払事由に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物（別表2の表2中、基本分類コードC50の悪性新生物。以下同じ。）に罹患し、医師により診断確定されたときは、特約がん保険金を支払いません。ただし、そ

の後（乳房の悪性新生物についてはこの特約の責任開始期の属する日から起算して90日経過後）、特約の保険期間中に、被保険者が新たに悪性新生物（別表2）に罹患し、医師により診断確定されたときは、特約がん保険金を支払います。

3. 被保険者が、この特約の責任開始期前に発生した原因によって、この特約の責任開始期以後に高度障害状態（別表3）に該当した場合でも、この特約の締結、復活または復旧の際の告知等により、会社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因はこの特約の責任開始期以後に発生したものとみなします。

（特約保険金の支払に関する補則）

第2条 特約死亡保険金受取人は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人とします。

2. 特約がん保険金受取人および特約高度障害保険金受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人とします。
3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、特約死亡保険金を支払います。
4. この特約の保険期間の満了時において、回復の見込がないことのみが明らかでないために被保険者が高度障害状態（別表3）に該当していることが明らかでないときでも、引き続きその状態が継続し、その回復の見込がないことが明らかになったときには、この特約の保険期間中に高度障害状態に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。
5. 特約がん保険金が支払われた場合には、この特約は、被保険者が特約がん保険金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。
6. 会社が被保険者の高度障害状態（別表3）を認めて特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとみなします。
7. 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害保険金の請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。また、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払う前に特約がん保険金の請求を受け、特約がん保険金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払いません。
8. 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。また、特約死亡保険金または特約高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に特約がん保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
9. 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金

の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

10. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表 3）に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
11. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して 3 年以内に被保険者が自殺したとき。
 - (2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。
12. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、前条第 3 項に該当する場合を除き、この特約の高度障害保険金は支払わず、被保険者が高度障害状態（別表 3）になった時から消滅したものとみなして、会社は、この特約の責任準備金を特約高度障害保険金受取人に支払います。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金からそれらの元利金を差し引きします。
13. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
14. 特約保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、特約保険金からそれらの元利金を差し引きします。
15. 特約保険金の受取人は、第 1 条（特約保険金の支払）、本条第 1 項および第 2 項に定める者以外の者に変更することはできません。

（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）

- 第 3 条** 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその特約保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた特約保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表 1）を提出して、特約保険金を請求してください。
 3. 主約款に定める保険金の支払時期および支払場

所に関する規定は、この特約による保険金の支払の場合に準用します。

4. 主約款に定める団体が保険金の受取人となる事業保険契約の場合の保険金の請求に要する書類に関する規定は、特約死亡保険金および特約高度障害保険金の支払の場合に準用します。

（特約保険料の払込免除）

- 第 4 条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
 3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前 2 項の規定は適用しません。

（特約の締結）

- 第 5 条** 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の取扱方法に従い、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の責任開始期）

- 第 6 条** この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。
2. 会社が特約付加の申込を承諾した場合には、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付して、承諾の通知にかえます。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 主たる被保険者の氏名および契約日時点の年齢
 - (4) 主契約の死亡保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 主契約および付加する特約の種類
 - (6) 支払事由
 - (7) 保険期間
 - (8) 保険金、給付金、年金等の額およびその支払方法
 - (9) 保険料およびその払込方法
 - (10) 契約日（ただし、主契約の契約日後にこの特約を主契約に付加した場合は、「契約日」を

「契約日および特約の中途付加日」と読み替えます。)

(11) 保険証券を作成した年月日

(特約の保険期間および保険料払込期間)

第7条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

(特約の保険料の払込)

第8条 この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
3. 第1項の保険料が払い込まないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。
4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとしします。
5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
6. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
7. 第5項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとしします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第9条 保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

(特約の失効)

第10条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活)

第11条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

(詐欺による取消)

第12条 この特約の締結、復活または復旧に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

(不法取得目的による無効)

第13条 保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に特約保険金を不法に取得させる目的をもってこの特約を締結、復活または復旧したときは、この特約を無効とし、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

(告知義務)

第14条 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、特約保険金の支払事由および特約保険料払込の免除事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面で告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

- 第15条** 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
2. 会社は、特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合には、特約保険金を支払わず、または特約保険料の払込を免除しません。また、すでに特約保険金を支払い、または特約保険料の払込を免除していたときは、特約保険金の返還を請求し、または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
 3. 前項の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、または特約保険金の受取人が証明したときは、特約保険金を支払いまたは特約保険料の払込を免除します。
 4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または

特約保険金の受取人に通知します。

5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約を解除できない場合)

第16条 会社は、つぎのいずれかの場合には前条によるこの特約の解除をすることができません。

- (1) 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき。
 - (2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき。
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第14条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき。
 - (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じなかったとき。
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

第17条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（特約死亡保険金の場合には被保険者を除きます。）または特約保険金の受取人が、この特約の特約保険金（特約保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に特約保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この特約の特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると

認められること

- (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) この特約を含む保険契約または他の保険契約（保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されることなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待し得ない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

2. 特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(オ)までに該当したのが特約保険金の受取人のみであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または特約保険料の払込の免除を行ないません。また、この場合に、すでに特約保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し、特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第18条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

第19条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元金金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号の規定により消滅したときは、前項の規定を準用します。ただし、第2条（特約保険金の支払に関する補則）第11項および第12項の場合は除きます。
3. この特約の解約返戻金額は、保険証券を発行する際に、主契約の解約返戻金額とあわせて保険証券に例示します。
4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

(特約の消滅とみなす場合)

第20条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき。

(特約保険金額の減額)

第21条 保険契約者は、いつでも、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定により、この特約の保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

第22条 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第20条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとし、

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の更新)

第23条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り

扱いません。

- (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき。
- (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき。
- (3) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき。
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は、会社の取扱方法に従い、短期の保険期間に変更して更新します。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、会社の取扱方法に従い、保険期間を変更して更新することがあります。
6. この特約の保険期間満了の日の2か月前までに保険契約者から申出があるときは、会社の定める範囲内でこの特約の保険期間を短縮して更新することができます。
7. 更新後の特約保険金額は、更新前の特約保険金額と同一とします。ただし、この特約の保険期間満了の日の2か月前までに保険契約者から申出があるときは、会社の定める範囲内で更新日から特約保険金額を減額することができます。
8. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
9. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
11. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由もしくは主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第8条（特約の保険料の払

込) 第3項および第9条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

12. この特約が更新された場合には、新たな保険証券の交付にかえて、特約更新通知書(主契約とともにこの特約が更新された場合には、第6条(特約の責任開始期)第2項に規定する保険証券)を保険契約者に交付し、つぎの各号によって取り扱います。

(1) 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

(2) 第1条(特約保険金の支払)、第4条(特約保険料の払込免除)、第14条(告知義務)および第15条(告知義務違反による解除)に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。

13. この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。

(2) 前号の場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第8項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。

(ア) 第4項、第9項および第10項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条(特約の保険料の払込)第4項の規定を準用します。

(イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第11項の規定は適用せず、第8条第3項および第9条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

(特約の契約者配当)

第24条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

第25条 主契約の保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日を超えることとなるときは、短期の保険期間に変更し

ます。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

3. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

4. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

5. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。

(主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱)

第26条 主契約について主約款の保険料の振替貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

2. 前項の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法(回数)が一時払を除くこの特約(更新後のこの特約を含みます。)の保険料との合計額について行なうものとします。

(主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱)

第27条 主約款の規定により主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加え、この特約の保険金額を、主契約の保険金額に加えて取り扱います。

(時効)

第28条 特約保険金、解約返戻金その他この特約に基づく諸支払金の支払または特約保険料払込の免除を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

(管轄裁判所)

第29条 この特約における保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第30条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則)

第31条 この特約を定期保険または低解約返戻金型長期

定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 前号の場合、第23条（特約の更新）第3項中「更新前のこの特約の保険期間と同一」とあるのは「更新後の主契約の保険期間と同一」と読み替えます。

（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則）

第32条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間中に、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、この特約の保険期間は保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は保険料の払込完了日の前日に消滅したものと取り扱います。
- (2) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 主契約の全部について年金支払に移行した場合には、この特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、この特約は年金支払開始日の前日に消滅したものと取り扱います。
 - (イ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が解約その他の事由によって消滅したときは、第20条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、この特約は消滅します。
- (3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行したときは、前号中「年金支払」とあるのは「介護保障」と、「年金支払開始日」とあるのは「5年ごと利差配当付介護保障移行特約の締結日」と読み替えて前号(ア)および(イ)の規定を適用します。

（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

第33条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわら

ず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。

- (2) 第2条（特約保険金の支払に関する補則）第1項中「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人」とあるのは「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡給付金受取人」と、また、第2項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者）」と読み替えます。
- (3) 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、すえ置支払または年金支払を選択することができます。
- (4) 第3条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第3項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める死亡給付金」と、第4項中「保険金の受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と、「保険金の請求」とあるのは「死亡給付金の請求」と読み替えます。
- (5) 第6条（特約の責任開始期）第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (6) 第25条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。
- (7) 主契約の年金支払開始日を繰り下げたときでも、この特約の保険期間は変更しません。
- (8) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合には、第27条（主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱）の規定は適用せず、この特約の解約返戻金を、主契約について会社の定めた方法で計算した金額に加えて取り扱います。

（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

第34条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 前号の場合、第23条（特約の更新）第3項中「更新前のこの特約の保険期間と同一」とあるのは「更新後の主契約の保険期間と同一」と読み替えます。
- (3) 第6条（特約の責任開始期）第2項第4号中

「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の保険金の受取人」と読み替えます。

(収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合の特則)

第35条 この特約を収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約保険金の支払に関する補則）第1項中「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人」とあるのは「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の遺族年金受取人」と、また、第2項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「主契約の高度障害年金の受取人」と読み替えます。
- (2) 保険契約者（特約保険金の支払事由発生後は特約保険金の受取人）は、特約保険金の一時支払にかえて、会社の取扱方法に従い、すえ置支払または年金支払を選択することができます。ただし、すえ置く特約保険金の金額または年金の1回の支払額が会社の定める金額以上であることを要します。
- (3) 第3条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第3項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める年金」と、第4項「保険金の受取人」とあるのは「年金の受取人」と、「保険金の請求」とあるのは「年金の請求」と読み替えます。
- (4) 第6条（特約の責任開始期）第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の遺族年金受取人」と読み替えます。
- (5) 第25条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは、主契約が収入保障保険の場合は「主契約の基本年金月額」と、主契約が低解約返戻金型収入保障保険の場合は「主契約の年金月額」と読み替えます。
- (6) この特約の更新については、第31条（定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則）の規定を準用します。

(特約がん保険金の指定代理請求に関する特則)

第36条 平成30年4月1日以前に締結されたこの特約を更新する場合、この特則を適用します。ただし、主契約に指定代理請求特約が付加されている場合を除きます。

2. この特則を適用したこの特約については、特約がん保険金の受取人に特約がん保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第4項の規定により変更したつぎの者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類を会社に提出して、特約がん保険金の受取人の代理人として特

約がん保険金を請求することができます。ただし、特約がん保険金の受取人が法人である場合を除きます。

- (1) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
3. 前項の規定により会社が特約がん保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特約がん保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
 4. 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第2項の規定の範囲内の者であることを要します。
 5. 前項の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類（別表1）を会社に提出してください。
 6. 前項の書類が会社に到達する前に変更前の指定代理請求人に特約がん保険金を支払ったときは、その後特約がん保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
 7. 第4項の変更の手続が完了したときは、会社は、変更後の契約内容を保険契約者またはその承継人に通知します。
 8. 会社は、告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知について、正当な理由によって保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(引受基準緩和特則)

第37条 保険契約者は、この特約の締結の際、会社の取扱方法に従い、引受基準を緩和した特約の申込をすることができ、会社の承諾を得て、この特約にこの特則を付加することができます。

2. この特則を適用するこの特約については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険料率は、この特則を付加しない保険料率より割増された保険料率とします。
 - (2) 第1条（特約保険金の支払）および第2条（特約保険金の支払に関する補則）の全文をつぎのとおり読み替えます。

『

（特約保険金の支払）

第1条 この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

特約保険金の種類	支払額	受取人	
			特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
			支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約死亡保険金	特約保険金額	特約死亡保険金受取人	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
特約がん保険金	特約保険金額	特約がん保険金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期以後、特約の保険期間中に、初めて（特約の責任開始期前の期間を通じて初めてとします。）悪性新生物（別表2）に罹患し、医師により病理組織学的所見（生検を含みます。以下同じ。）によって診断確定（被保険者の病状等を理由として病理組織学的所見によることなく最終的にがんと診断確定された場合には、その病理組織学的所見以外の所見による診断確定も

		認めます。以下「診断確定」といいます。）されたとき	
--	--	---------------------------	--

2. 前項の特約がん保険金の支払事由に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物（別表2の表2中、基本分類コードC50の悪性新生物。以下同じ。）に罹患し、医師により診断確定されたときは、特約がん保険金を支払いません。ただし、その後（乳房の悪性新生物についてはこの特約の責任開始期の属する日から起算して90日経過後）、特約の保険期間中に、被保険者が新たに悪性新生物（別表2）に罹患し、医師により診断確定されたときは、特約がん保険金を支払います。

（特約保険金の支払に関する補則）

- 第2条 特約死亡保険金受取人は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人とします。
2. 特約がん保険金受取人は、被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者）とします。
 3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、特約死亡保険金を支払います。
 4. 特約がん保険金が支払われた場合には、この特約は、被保険者が特約がん保険金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。
 5. 特約死亡保険金を支払う前に特約がん保険金の請求を受け、特約がん保険金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。
 6. 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約がん保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
 7. 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
 8. 被保険者が戦争その他の変乱によっ

て死亡した場合でも、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

9. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。

- (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき。
- (2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。
- (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。

10. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

11. 特約保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、特約保険金からそれらの元利金を差し引きします。

12. 特約保険金の受取人は、第1条（特約保険金の支払）、本条第1項および第2項に定める者以外の者に変更することはできません。

』

(3) 第3条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第4項中「特約死亡保険金および特約高度障害保険金」とあるのは「特約死亡保険金」と読み替えます。

(4) 第19条（特約の返戻金）第2項中「第2条（特約保険金の支払に関する補則）第11項および第12項」とあるのは「第2条（特約保険金の支払に関する補則）第9項」と読み替えます。

(5) 第14条（告知義務）ただし書、第20条（特約の消滅とみなす場合）第2号、第22条（特約の復旧）、第25条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第2項から第5項および第27条（主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱）の規定は適用しません。

3. この特則のみの解約はできません。

別表1 請求書類

(1) 特約保険金の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	特約死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 特約死亡保険金受取人の印鑑登録証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2	特約がん保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約がん保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑登録証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
3	特約高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約高度障害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑登録証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券

4	特約がん保険金の指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の住民票と印鑑登録証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険証の写し (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

(2) その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の同意書
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断日以前に新たな分類提要が施行された場合には、旧分類の悪性新生物に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

表1 対象となる悪性新生物の定義

疾 病 の 定 義
悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く）

表2 対象となる悪性新生物の基本分類コード

分 類 項 目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00 ~ C14
消化器の悪性新生物	C15 ~ C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30 ~ C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40 ~ C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45 ~ C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51 ~ C58
男性生殖器の悪性新生物	C60 ~ C63
腎尿路の悪性新生物	C64 ~ C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69 ~ C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73 ~ C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76 ~ C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81 ~ C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、 ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症	D47.1 D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち、 ・ランゲルハンス＜Langerhans＞細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

2. 上記1. において「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備 考

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込

がない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

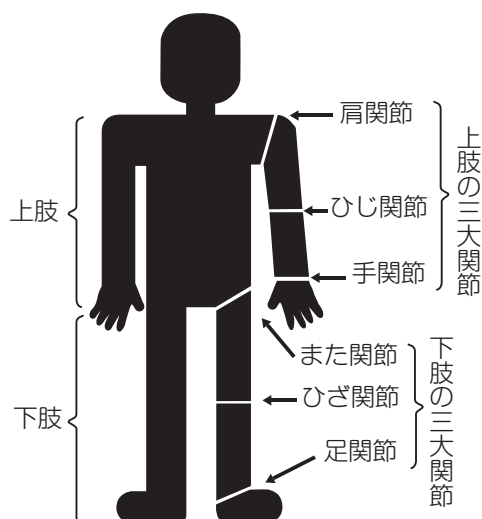
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



この特約の概要

第1条	認知症の定義および診断確定
第2条	特約保険金等の支払
第3条	特約保険金等の支払に関する補則
第4条	特約保険金等の請求、支払時期および支払場所
第5条	特約保険料の払込免除
第6条	特約の締結
第7条	特約の責任開始期
第8条	特約の保険期間および保険料払込期間
第9条	特約の保険料の払込
第10条	猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
第11条	特約の失効
第12条	特約の復活
第13条	詐欺による取消
第14条	不法取得目的による無効
第15条	告知義務
第16条	告知義務違反による解除
第17条	特約を解除できない場合
第18条	重大事由による解除
第19条	特約の解約
第20条	特約の返戻金
第21条	特約の消滅とみなす場合
第22条	特約保険金額の減額
第23条	特約の復旧
第24条	特約の更新
第25条	特約の契約者配当
第26条	主契約の内容変更に伴う特約の取扱

第27条	主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱
第28条	主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱
第29条	時効
第30条	法令等の改正に伴う支払事由の変更
第31条	管轄裁判所
第32条	主約款の規定の準用
第33条	死亡保険金不担保特則
第34条	認知症診断給付金不担保特則
第35条	定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則
第36条	終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則
第37条	養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則
第38条	収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合の特則
第39条	解約返戻金抑制型医療保険に付加した場合の特則
別表1	請求書類
別表2	認知症
別表3	公的介護保険制度、要介護2以上
別表4	対象となる要介護状態
別表5	対象となる高度障害状態
別表6	薬物依存

介護保障定期保険特約条項

(令和6年4月1日改正)

(この特約の概要)

この特約は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。なお、介護保険金額、特約死亡保険金額および特約高度障害保険金額は同額です。

(1) 認知症診断給付金

被保険者がこの特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後、この特約の保険期間中に、初めて所定の認知症に罹患していると診断確定されたときに支払います。ただし、認知症診断給付金不担保特則を付加した場合は、認知症診断給付金の支払はありません。

(2) 介護保険金

被保険者がこの特約の保険期間中に所定の要介護状態に該当したときに支払います。

(3) 特約死亡保険金

被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したときに支払います。ただし、死亡保険金不担保特則を付

加した場合は、特約死亡保険金の支払はありません。

(4) 特約高度障害保険金

被保険者がこの特約の保険期間中に所定の高度障害状態に該当したときに支払います。

(認知症の定義および診断確定)

第1条 この特約において「認知症」とは、別表2に定める認知症（以下「認知症」といいます。）をいいます。

2. 認知症の診断確定は、少なくともつぎの第1号および第2号の方法により、医師の資格を持つ者によってなされることを要します。

(1) 認知機能検査

この特約において「認知機能検査」とは、知的機能、認知機能、記憶機能などを測定するための標準化された質問で構成されたテストに対する対象者の回答内容に基づき、認知症の罹患（その疑いを含みます。）の有無ならびにその

症状の内容および程度を判定する検査をいいます。

(2) 画像検査

この特約において「画像検査」とは、MRI（核磁気共鳴画像法）、CT（コンピュータ断層撮影）、SPECT（単一光子放射断層撮影）などの方法により、対象者の脳の組織または機能を画像化し、器質的な変化の有無および態様を判定する検査をいいます。

3. 前項の規定にかかわらず、信頼性があるものとして広く通用している前項第1号に定める認知機能検査において明らかな認知症の症状を確認できたことその他の事情に基づき、前項第2号に定める画像検査を行なわなくとも被保険者が認知症に罹患していることを明確に認定できると当該医師が認めた場合には、画像検査を行なわない診断確定も認めます。

(特約保険金等の支払)

第2条 この特約において支払う保険金および給付金（以下「特約保険金等」といいます。）はつぎのとおりです。

の特約種類	支払額	受取人	特約保険金等を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても特約保険金等を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
認知症診断給付金	特約保険金額に保険証券に記載の給付金倍率を乗じて得た金額	認知症診断給付金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日（以下「認知症給付の責任開始日」といい、認知症給付の責任開始日以後復活または復旧の取扱いが行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期の属する日とします。以下同じ。）以後、この特約の保険期間中に、初めて認知症に罹患していると診断確定されたとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存（別表6） (4) 戦争その他の変乱

介護保険金	特約保険金額	介護保険金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期（復活または復旧の取扱いが行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に、つぎのいずれかの事由に該当したとき (1) 公的介護保険制度（別表3）による要介護認定を受け要介護2以上（別表3）に該当していると認定されたとき (2) つぎのいずれかに該当したことが、医師によって診断確定されたとき ① 認知症による要介護状態（別表4）に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して90日あること ② 寝たきりによる要介護状態（別表4）に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して180日あること	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存（別表6） (4) 戦争その他の変乱
特約死亡保険金	特約保険金額	特約死亡保険金受取人	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

特約高度障害保険金	特約保険金額	特約高度障害保険金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表5）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱
-----------	--------	--------------	---	--

2. 認知症診断給付金の支払は、この特約の保険期間を通じて1回のみとします。
3. 被保険者が認知症給付の責任開始日の前日までに認知症に罹患していると診断確定されたときは、この特約の締結時より認知症診断給付金不担保特則が付加されていたものとして保険料を更正します。ただし、第13条（詐欺による取消）、第14条（不法取得目的による無効）、第16条（告知義務違反による解除）または第18条（重大事由による解除）の規定により、会社がこの特約を取り消すとき、無効とするときまたは解除するときは、本項の規定は適用しません。
4. 前項の規定が適用される場合、更正された保険料に対するすでに払い込まれた保険料の超過分を保険契約者に払い戻します。ただし、被保険者が認知症に罹患していると診断確定されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれか一人でも告知前に知っていたときは、すでに払い込まれた保険料の超過分は払い戻しません。
5. 被保険者が、この特約の責任開始期前に発生した原因によって、この特約の責任開始期以後に介護保険金の支払事由または高度障害状態（別表5）に該当した場合でも、この特約の締結、復活または復旧の際の告知等により、会社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因はこの特約の責任開始期以後に発生したものとみなします。

（特約保険金等の支払に関する補則）

第3条 特約死亡保険金受取人は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人

とします。

2. 認知症診断給付金受取人、介護保険金受取人および特約高度障害保険金受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人とします。
3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、特約死亡保険金を支払います。
4. つぎの場合には、被保険者がこの特約の保険期間中に介護保険金の支払事由に該当したものとみなして取り扱います。
 - (1) 被保険者が前条の介護保険金の支払事由中の(2)①に該当したことが、この特約の保険期間満了の日から起算して90日以内に医師により診断確定されたとき。
 - (2) 被保険者が前条の介護保険金の支払事由中の(2)②に該当したことが、この特約の保険期間満了の日から起算して180日以内に医師により診断確定されたとき。
5. この特約の保険期間の満了時において、回復の見込みがないことのみが明らかでないために被保険者が高度障害状態（別表5）に該当していることが明らかでないときでも、引き続きその状態が継続し、その回復の見込みがないことが明らかになったときには、この特約の保険期間中に高度障害状態に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。
6. 介護保険金が支払われた場合には、この特約は、被保険者が介護保険金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。
7. 会社が被保険者の高度障害状態（別表5）を認めて特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとみなします。
8. 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害保険金の請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。また、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払う前に介護保険金の請求を受け、介護保険金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払いません。
9. 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。また、特約死亡保険金または特約高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に介護保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
10. 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
11. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または認知症診断給付金もしくは介護保険金の支払事由もしくは高度障害状態（別表5）に該当し

た場合でも、その原因によって死亡し、または認知症診断給付金もしくは介護保険金の支払事由もしくは高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと認めるときは、会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金、認知症診断給付金、介護保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

12. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき。
 - (2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。
13. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、前条第5項に該当する場合を除き、この特約の高度障害保険金は支払わず、被保険者が高度障害状態（別表5）になった時から消滅したものとみなして、会社は、この特約の責任準備金を特約高度障害保険金受取人に支払います。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金からそれらの元利金を差し引きします。
14. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
15. この特約の保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、この特約の保険金からそれらの元利金を差し引きします。
16. 特約保険金等の受取人は、第2条（特約保険金等の支払）、本条第1項および第2項に定める者以外の者に変更することはできません。

（特約保険金等の請求、支払時期および支払場所）

- 第4条** 特約保険金等の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその特約保険金等の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた特約保険金等の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、特約保険金等を請求してください。
 3. 主約款に定める保険金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による特約保険金等の支払の場合に準用します。
 4. 主約款に定める団体が保険金の受取人となる事業保険契約の場合の保険金の請求に要する書類に

関する規定は、特約死亡保険金および特約高度障害保険金の支払の場合に準用します。

（特約保険料の払込免除）

- 第5条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

（特約の締結）

- 第6条** 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の取扱方法に従い、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の責任開始期）

- 第7条** この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。ただし、認知症診断給付金の支払については、認知症給付の責任開始日よりこの特約上の責任を負います。
2. 会社が特約付加の申込を承諾した場合には、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付して、承諾の通知にかえます。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 主たる被保険者の氏名および契約日時点の年齢
 - (4) 主契約の死亡保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 主契約および付加する特約の種類
 - (6) 支払事由
 - (7) 保険期間
 - (8) 保険金、給付金、年金等の額およびその支払方法
 - (9) 給付金倍率
 - (10) 保険料およびその払込方法
 - (11) 契約日（ただし、主契約の契約日後にこの特約を主契約に付加した場合は、「契約日」を「契約日および特約の中途付加日」と読み替えます。）

(12) 保険証券を作成した年月日

(特約の保険期間および保険料払込期間)

第8条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めま

す。

2. この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間と同一とします。

(特約の保険料の払込)

第9条 この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。

3. 第1項の保険料が払い込まないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までに特約保険金等の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金等から未払込保険料を差し引きま

す。

4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとします。

5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。

6. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。

7. 第5項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料払込の猶予期間中に、特約保険金等の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金等から未払込保険料を差し引きま

す。

2. 特約保険金等が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の失効)

第11条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、この特約の復活の取扱いをします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

(詐欺による取消)

第13条 この特約の締結、復活または復旧に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

(不法取得目的による無効)

第14条 保険契約者が特約保険金等を不法に取得する目的または他人に特約保険金等を不法に取得させる目的をもってこの特約を締結、復活または復旧したときは、この特約を無効とし、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

(告知義務)

第15条 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、特約保険金等の支払事由および特約保険料払込の免除事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面で告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第16条 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向けてこの特約を解除することができます。

2. 会社は、特約保険金等の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合には、特約保険金等を支払わず、または特約保険料の払込を免除しません。また、すでに特約保険金等を支払い、または特約保険料の払込を免除していたときは、特約保険金等の返還を請求し、または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

3. 前項の規定にかかわらず、特約保険金等の支払事由または特約保険料払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、または特約保険金等の受取人が証明したときは、特約保険金等を支払いまたは特約保険料の払込を免除します。

4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。

ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所
が不明であるか、その他正当な理由によって保険
契約者に通知できない場合には、被保険者または
特約保険金等の受取人に通知します。

(特約を解除できない場合)

第17条 会社は、つぎのいずれかの場合には前条による
この特約の解除をすることができません。

- (1) 会社が、この特約の締結、復活または復旧の
際、解除の原因となる事実を知っていたとき、
または過失のため知らなかったとき。
 - (2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なう
ことができる者（以下本条において「保険媒介
者」といいます。）が、保険契約者または被保
険者が第15条（告知義務）の告知をすることを
妨げたとき。
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者
に対し、第15条の告知をしないことを勧めた
とき、または事実でないことを告げることを勧め
たとき。
 - (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日か
らその日を含めて1か月を経過したとき。
 - (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2
年以内に、特約保険金等の支払事由または特約
保険料払込の免除事由が生じなかったとき。
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規
定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保
険契約者または被保険者が、第15条の規定により
会社が告知を求めた事項について、事実を告げな
かったかまたは事実でないことを告げたと認めら
れる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

第18条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が
生じた場合には、この特約を将来に向かって解除す
ることができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（特約死亡保険金の場合
は被保険者を除きます。）または特約保険金
等の受取人が、この特約の特約保険金等（特約
保険料払込の免除を含みます。以下本項におい
て同じ。）を詐取する目的もしくは他人に特約
保険金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を
含みます。）をした場合
- (2) この特約の特約保険金等の請求に関し、特約
保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みま
す。）があった場合
- (3) 保険契約者、被保険者または特約保険金等の
受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった
日から5年を経過しない者を含みます。）、
暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反
社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいま
す。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、ま
たは便宜を供与するなどの関与をしていると

認められること

- (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認め
られること
 - (エ) 保険契約者または特約保険金等の受取人が
法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営
を支配し、またはその法人の経営に実質的に
関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難される
べき関係を有していると認められること
- (4) この特約を含む保険契約または他の保険契約
（保険契約者、被保険者または特約保険金等の
受取人が他の保険会社等との間で締結した保険
契約または共済契約を含みます。）が重大事由
によって解除されることなどにより、会社の保
険契約者、被保険者または特約保険金等の受取
人に対する信頼を損ない、この特約を継続する
ことを期待し得ない前3号に掲げる事由と同等
の重大な事由がある場合

2. 特約保険金等の支払事由または特約保険料払込
の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定
によってこの特約を解除することができます。こ
の場合には、前項各号に定める事由の発生時以後
に生じた支払事由による特約保険金等（前項第3
号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(オ)
までに該当したのが特約保険金等の受取人のみで
あり、その特約保険金等の受取人が特約保険金等
の一部の受取人であるときは、特約保険金等のう
ち、その受取人に支払われるべき特約保険金等を
いいます。以下本項において同じ。）の支払また
は特約保険料の払込の免除を行ないません。ま
た、この場合に、すでに特約保険金等を支払って
いるときは、会社は、その返還を請求し、すでに
特約保険料の払込を免除していたときは、払込を
免除した特約保険料の払込がなかったものとして
取り扱います。

3. 本条の規定によってこの特約を解除するとき
は、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所
が不明であるか、その他正当な理由によって保険
契約者に通知できない場合には、被保険者または
特約保険金等の受取人に通知します。

(特約の解約)

第19条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特
約を解約することができます。

(特約の返戻金)

第20条 この特約に対する解約返戻金はありません。

(特約の消滅とみなす場合)

第21条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したも
のみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅した
とき。
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更

されたとき。

(特約保険金額の減額)

第22条 保険契約者は、いつでも、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定により、この特約の保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

第23条 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第21条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の更新)

第24条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。

- (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき。

- (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき。

- (3) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき。

3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は、会社の取扱方法に従い、短期の保険期間に変更して更新します。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。

4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

5. 第3項のほか、この特約は、会社の取扱方法に従い、保険期間を変更して更新することがあります。

6. この特約の保険期間満了の日の2か月前までに保険契約者から申出があるときは、会社の定める範囲内でこの特約の保険期間を短縮して更新することができます。

7. 更新後の特約保険金額は、更新前の特約保険金額と同一とします。ただし、この特約の保険期間満了の日の2か月前までに保険契約者から申出があるときは、会社の定める範囲内で更新日から特約保険金額を減額することができます。

8. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

9. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。

10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。

11. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金等の支払事由もしくは主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第9条（特約の保険料の払込）第3項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

12. この特約が更新された場合には、新たな保険証券の交付にかえて、特約更新通知書（主契約とともにこの特約が更新された場合には、第7条（特約の責任開始期）第2項に規定する保険証券）を保険契約者に交付し、つぎの各号によって取り扱います。

- (1) 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

- (2) 第2条（特約保険金等の支払）、第5条（特約保険料の払込免除）、第15条（告知義務）および第16条（告知義務違反による解除）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。

13. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

(特約の契約者配当)

第25条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

第26条 主契約の保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 主契約の保険期間を短縮した場合で、この特約の保険期間の満了日が短縮後の主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
3. 主契約の保険期間を延長した場合には、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。
4. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間は変更せず、そのまま有効に継続します。ただし、変更後の主契約の保険料払込期間をこの特約の保険料払込期間がこえることとなるときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

(主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱)

第27条 主契約について主約款の保険料の振替貸付の規定を適用する場合、主契約の保険料とこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について、主約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。

(主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱)

第28条 主約款の規定により主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合には、この特約の保険金額を、主契約の保険金額に加えて取り扱います。

(時効)

第29条 特約保険金等、責任準備金その他この特約に基づく諸支払金の支払または特約保険料払込の免除を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

(法令等の改正に伴う支払事由の変更)

第30条 会社は、公的介護保険制度（別表3）の改正が行なわれた場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、介護保険金の支払事由を変更することがあります。

2. 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由を改めます。
3. 本条の規定により支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、公的介護保険制度（別表3）を改正する法令の公布時期等やむを得ない理由により支払事由の変更日の2か月前までに通知することが困難な場合には、支払事由の変更日までに通知するものとします。
4. 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由の

変更日の2週間前までに、つぎのいずれかの方法を指定してください。

- (1) 支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 支払事由の変更日の前日にこの特約を解約する方法
5. 前項の指定がなされないまま、支払事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第2号の方法が指定されたものとみなします。

(管轄裁判所)

第31条 この特約における特約保険金等または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第32条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(死亡保険金不担保特則)

第33条 保険契約者は、この特約の締結の際、会社の承諾を得て、この特約にこの特則を付加することができます。

2. この特則を適用するこの特約については、第2条（特約保険金等の支払）の規定にかかわらず、特約死亡保険金を支払いません。
3. この特則を適用するこの特約については、つぎの各号の規定は適用しません。
 - (1) 第3条（特約保険金等の支払に関する補則）第3項、第10項、第12項および第14項
 - (2) 第28条（主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱）
4. この特則を適用するこの特約については、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 第3条（特約保険金等の支払に関する補則）第8項、第9項および第11項の全文をそれぞれつぎのとおり読み替えます。

『
8. 特約高度障害保険金を支払う前に介護保険金の請求を受け、介護保険金が支払われるときは、会社は、特約高度障害保険金を支払いません。

9. 特約高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に介護保険金の請求を受け、ても、会社は、これを支払いません。

11. 被保険者が戦争その他の変乱によって認知症診断給付金もしくは介護保険金の支払事由または高度障害状態（別表5）に該当した場合でも、その原因によって認知症診断給付金もしくは介護保険金の支払事由または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、認知症診断給付金、介護保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うこ

とがあります。

- 』
- (2) 第4条（特約保険金等の請求、支払時期および支払場所）第4項中「特約死亡保険金および特約高度障害保険金」とあるのは「特約高度障害保険金」と読み替えます。
- (3) 第18条（重大事由による解除）第1項第1号中「被保険者（特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）」とあるのは「被保険者」と読み替えます。
- (4) 第21条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、被保険者が死亡したときは、この特約は消滅したものとみなします。
5. この特則のみの解約はできません。

（認知症診断給付金不担保特則）

第34条 保険契約者は、この特約の締結の際、会社の承諾を得て、この特約にこの特則を付加することができます。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号の場合、会社はこの特約にこの特則を付加します。
- (1) 認知症診断給付金が支払われた場合
認知症診断給付金の支払後、第24条（特約の更新）の規定により、この特約が更新されるときは、更新後のこの特約にこの特則を付加します。
- (2) 第2条（特約保険金等の支払）第3項の規定が適用される場合
この特約の締結時よりこの特約にこの特則が付加されていたものとして取り扱います。
3. この特則を適用するこの特約については、第2条（特約保険金等の支払）の規定にかかわらず、認知症診断給付金を支払いません。
4. この特則のみの解約はできません。

（定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則）

第35条 この特約を定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 前号の場合、第24条（特約の更新）第3項中「更新前のこの特約の保険期間と同一」とあるのは「更新後の主契約の保険期間と同一」と読み替えます。

（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則）

第36条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間中は、主約款に定める保険料の払込完了の特則による保険料の払込完了を取り扱いません。
- (2) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、つぎのとおりとします。
- (ア) 主契約の全部を年金支払に移行することはできません。
- (イ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が解約その他の事由によって消滅したときは、第21条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、この特約は消滅します。
- (3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行したときは、前号中「年金支払」とあるのは「介護保障」と読み替えて前号（ア）および（イ）の規定を適用します。

（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

第37条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 前号の場合、第24条（特約の更新）第3項中「更新前のこの特約の保険期間と同一」とあるのは「更新後の主契約の保険期間と同一」と読み替えます。
- (3) 第7条（特約の責任開始期）第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の保険金の受取人」と読み替えます。

（収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合の特則）

第38条 この特約を収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（特約保険金等の支払に関する補則）第1項中「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人」とあるのは「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の遺族年金受取人」と、また、第2項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「主契約の高度障害年金の受取人」と読み替

- えます。
- (2) 第4条（特約保険金等の請求、支払時期および支払場所）第3項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める年金」と、第4項「保険金の受取人」とあるのは「年金の受取人」と、「保険金の請求」とあるのは「年金の請求」と読み替えます。
- (3) 第7条（特約の責任開始期）第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の遺族年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第26条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは、主契約が収入保障保険の場合は「主契約の基本年金月額」と、主契約が低解約返戻金型収入保障保険の場合は「主契約の年金月額」と読み替えます。
- (5) この特約の更新については、第35条（定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則）の規定を準用します。

- (2) 被保険者に弔慰金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

- 』
- (4) 第7条（特約の責任開始期）第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の給付金の受取人」と読み替えます。
- (5) 第24条（特約の更新）第11項中「特約の保険金もしくは給付金」とあるのは「特約の保険金、給付金もしくは一時金」と読み替えます。
- (6) 第26条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の入院給付金日額」と読み替えます。
- (7) 第33条（死亡保険金不担保特則）第4項第2号の規定は適用しません。
- (8) この特約の更新については、第35条（定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則）の規定を準用します。

（解約返戻金抑制型医療保険に付加した場合の特則）

第39条 この特約を解約返戻金抑制型医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約に死亡保険金不担保特則を付加することを要します。
- (2) 第3条（特約保険金等の支払に関する補則）第2項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「主契約の給付金の受取人」と、第13項中「主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由」とあるのは「高度障害状態（別表5）を原因として主契約の保険料払込が免除される場合でも、その保険料払込の免除事由」と読み替えます。
- (3) 第4条（特約保険金等の請求、支払時期および支払場所）第3項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める給付金」と読み替え、第4項の全文をつぎのとおり読み替えます。

『

4. 官公庁、会社、組合、工場その他の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および給付金の受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約（「団体が保険金の受取人となる事業保険契約」といいます。）の場合、保険契約者である団体が保険金の全部またはその相当部分を弔慰金規程その他これらに準ずる規程に基づく弔慰金その他の支給金（以下「弔慰金等」といいます。）として被保険者に支払うときは、特約高度障害保険金の請求の際、第2項の書類のほか、第1号または第2号のいずれかの書類および第3号の書類の提出を要します。

- (1) 被保険者の請求内容確認書

別表 1 請求書類

(1) 特約保険金等の請求書類

項 目		必 要 書 類
1	特約死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 特約死亡保険金受取人の印鑑登録証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2	認知症診断給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 認知症診断給付金受取人の戸籍抄本と印鑑登録証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
3	介護保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 介護保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑登録証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券

4	特約高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約高度障害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑登録証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

別表 2 認知症

認知症とは、つぎに定めるものとします。

- 「認知症」とは、つぎの(1)、(2)のすべてに該当する「器質性認知症」をいいます。
 - 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - 正常に成熟した脳が、前(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- 前1.の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。
 - 「器質性認知症」
 「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。
 なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、旧分類の器質性認知症に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
アルツハイマー<Alzheimer>病の認知症	F00
血管性認知症	F01
他に分類されるその他の疾患の認知症	F02
詳細不明の認知症	F03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1

- (2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」
「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」
とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

別表3 公的介護保険制度、要介護2以上

「公的介護保険制度」、「要介護2以上」とは、つぎのものをいいます。

(1) 公的介護保険制度	介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）に基づく介護保険制度
(2) 要介護2以上	要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態

別表4 対象となる要介護状態

対象となる要介護状態とは、つぎの1.または2.のいずれかに該当する状態をいいます。

1. 認知症による要介護状態

医師の資格をもつ者により認知症（別表2）と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態。ただし、見当識障害は、認知症（別表2）の診断確定を行なった医師によって診断されることを要します。

2. 寝たきりによる要介護状態

常時寝たきり状態で、つぎの各号のすべてに該当して他人の介護を要する状態。

- (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできないこと。
- (2) つぎの①から④のうち2項目以上に該当すること。
 - ① 衣服の着脱が自分ではできない。
 - ② 入浴が自分ではできない。
 - ③ 食物の摂取が自分ではできない。
 - ④ 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

【備考1】意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程

度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）に分けられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い）、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすいに加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

【備考2】見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- a. 時間の見当識障害：常時、季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- b. 場所の見当識障害：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- c. 人物の見当識障害：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表5 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

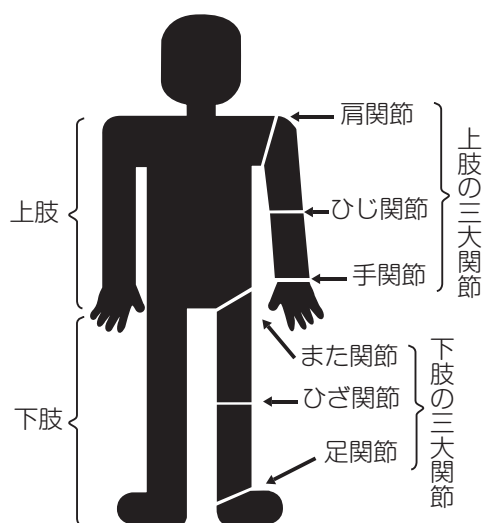
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



別表6 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

この特約の概要

第1条	認知障害の定義および診断確定
第2条	給付金の支払
第3条	給付金の支払に関する補則
第4条	給付金の請求、支払時期および支払場所
第5条	特約保険料の払込免除
第6条	特約の締結
第7条	特約の責任開始期
第8条	特約の保険期間および保険料払込期間
第9条	特約の保険料の払込
第10条	猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
第11条	特約の失効
第12条	特約の復活
第13条	詐欺による取消
第14条	不法取得目的による無効
第15条	告知義務
第16条	告知義務違反による解除
第17条	特約を解除できない場合
第18条	重大事由による解除
第19条	特約の解約
第20条	特約の返戻金
第21条	特約の消滅とみなす場合
第22条	特約基準金額の減額
第23条	特約の復旧
第24条	特約の更新
第25条	特約の契約者配当
第26条	主契約の内容変更に伴う特約の取扱
第27条	主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱

第28条	主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱
第29条	時効
第30条	法令等の改正に伴う支払事由の変更
第31条	管轄裁判所
第32条	主約款の規定の準用
第33条	生存給付金特則
第34条	認知障害給付金不担保特則
第35条	要支援給付金不担保特則
第36条	定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則
第37条	終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則
第38条	養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則
第39条	収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合の特則
第40条	解約返戻金抑制型医療保険に付加した場合の特則
別表1	請求書類
別表2	認知障害
別表3	公的介護保険制度、要支援1または要支援2、要介護1以上
別表4	対象となる要介護状態
別表5	対象となる高度障害状態
別表6	薬物依存

軽度介護保障特約条項

(令和4年4月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

(1) 認知障害給付金

被保険者がこの特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後、この特約の保険期間中に、初めて所定の認知障害と診断確定されたときに支払います。ただし、認知障害給付金不担保特則を付加した場合は、認知障害給付金の支払はありません。

(2) 要支援給付金

被保険者がこの特約の保険期間中に所定の要支援状態に該当したときに支払います。ただし、要支援給付金不担保特則を付加した場合は、要支援給付金の支払はありません。

(3) 軽度介護給付金

被保険者がこの特約の保険期間中に所定の要介護

状態に該当したときに支払います。

(4) 生存給付金

被保険者がこの特約の保険期間中に到来する2年ごとの年単位の契約応当日の前日の満了時およびこの特約の保険期間の満了時に生存しているときに支払います。ただし、生存給付金の支払を行なうのは、この特約に生存給付金特則が付加されている場合に限りです。

(認知障害の定義および診断確定)

第1条 この特約において「認知障害」とは、別表2に定める認知症および軽度認知障害（以下「認知障害」といいます。）をいいます。

2. 認知障害の診断確定は、少なくともつぎの第1号および第2号の方法により、医師の資格を持つ者によってなされることを要します。

(1) 認知機能検査

この特約において「認知機能検査」とは、知

的機能、認知機能、記憶機能などを測定するための標準化された質問で構成されたテストに対する対象者の回答内容に基づき、認知障害の有無ならびにその症状の内容および程度を判定する検査をいいます。

(2) 画像検査

この特約において「画像検査」とは、MRI（核磁気共鳴画像法）、CT（コンピュータ断層撮影）、SPECT（単一光子放射断層撮影）などの方法により、対象者の脳の組織または機能を画像化し、器質的な変化の有無および態様を判定する検査をいいます。

3. 前項の規定にかかわらず、信頼性があるものとして広く通用している前項第1号に定める認知機能検査において明らかな認知障害を確認できたことその他の事情に基づき、前項第2号に定める画像検査を行なわなくとも認知障害の診断確定ができと当該医師が認めた場合には、画像検査を行なわない診断確定も認めます。

(給付金の支払)

第2条 この特約において支払う給付金はつぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
認知障害給付金	特約基準金額の5%	給付金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日（以下「認知障害給付の責任開始日」といい、認知障害給付の責任開始日以後復活または復旧の取扱いが行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期の属する日とします。以下同じ。）以後、この特約の保険期間中に、初めて認知障害と診断確定されたとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存（別表6） (4) 戦争その他の変乱
要支援給付金	特約基準金額の20%	給付金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期（復活または復旧の取扱いが行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に、公	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

			的介護保険制度（別表3）に基づく要支援1または要支援2（別表3）に該当していると認定されたとき	(2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存（別表6） (4) 戦争その他の変乱
軽度介護給付金	特約基準金額の100%（ただし、要支援給付金の支払後は、特約基準金額の80%）	給付金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に、つぎのいずれかの事由に該当したとき (1) 公的介護保険制度（別表3）に基づく要介護1以上（別表3）に該当していると認定されたとき (2) つぎのいずれかに該当したことが、医師によって診断確定されたとき ① 認知症による要介護状態（別表4）に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して90日あること ② 日常生活動作における要介護状態（別表4）に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して180日あること (3) 高度障害状態（別表5）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存（別表6） (4) 戦争その他の変乱

2. 各給付金の支払は、この特約の保険期間を通じてそれぞれ1回のみとします。
3. 被保険者が認知障害給付の責任開始日の前日までに認知障害と診断確定されたときは、この特約の締結時より認知障害給付金不担保特約が付加されていたものとして保険料を更正します。ただし、第13条（詐欺による取消）、第14条（不法取得目的による無効）、第16条（告知義務違反による解除）または第18条（重大事由による解除）の規定により、会社がこの特約を取り消すとき、無効とするときまたは解除するときは、本項の規定は適用しません。
4. 前項の規定が適用される場合、更正された保険料に対するすでに払い込まれた保険料の超過分を保険契約者に払い戻します。ただし、被保険者が認知障害と診断確定されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれか一人でも告知前に知っていたときは、すでに払い込まれた保険料の超過分は払い戻しません。
5. 被保険者が、この特約の責任開始期前に発生した原因によって、この特約の責任開始期以後に要支援給付金または軽度介護給付金の支払事由に該当した場合でも、この特約の締結、復活または復旧の際の告知等により、会社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因はこの特約の責任開始期以後に発生したものとみなします。

（給付金の支払に関する補則）

- 第3条** 給付金受取人は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の高度障害保険金の受取人となります。
2. つぎの場合には、被保険者がこの特約の保険期間中に軽度介護給付金の支払事由に該当したものとみなして取り扱います。
 - (1) 被保険者が前条の軽度介護給付金の支払事由中の(2)①に該当したことが、この特約の保険期間満了の日から起算して90日以内に医師により診断確定されたとき。
 - (2) 被保険者が前条の軽度介護給付金の支払事由中の(2)②に該当したことが、この特約の保険期間満了の日から起算して180日以内に医師により診断確定されたとき。
 3. この特約の保険期間の満了時において、回復の見込みがないことのみが明らかでないために被保険者が高度障害状態（別表5）に該当していることが明らかでないときでも、引き続きその状態が継続し、その回復の見込みがないことが明らかになったときには、この特約の保険期間中に高度障害状態に該当したものとみなして軽度介護給付金を支払います。
 4. 軽度介護給付金が支払われた場合には、この特約は、被保険者が軽度介護給付金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。
 5. 要支援給付金を支払う前に軽度介護給付金の請

求を受け、軽度介護給付金が支払われるときは、会社は、要支援給付金を支払いません。

6. 第20条（特約の返戻金）第3項の規定によりこの特約の責任準備金を払い戻した後、死亡前に支払事由に該当していた軽度介護給付金の請求があった場合には、軽度介護給付金が支払われるときは、会社は、軽度介護給付金からすでに支払った責任準備金を差し引きます。
7. 被保険者が戦争その他の変乱によって認知障害給付金、要支援給付金または軽度介護給付金の支払事由に該当した場合でも、その原因によって認知障害給付金、要支援給付金または軽度介護給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、認知障害給付金、要支援給付金または軽度介護給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
8. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、前条第5項に該当する場合を除き、この特約の軽度介護給付金は支払わず、被保険者が高度障害状態（別表5）になった時から消滅したものとみなして、会社は、この特約の責任準備金を給付金受取人に支払います。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金からそれらの元利金を差し引きます。
9. 軽度介護給付金を支払うときに主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、軽度介護給付金からそれらの元利金を差し引きます。
10. 給付金の受取人は、第2条（給付金の支払）および本条第1項に定める者以外の者に変更することはできません。

（給付金の請求、支払時期および支払場所）

- 第4条** 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または給付金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、給付金を請求してください。
 3. 主約款に定める保険金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による給付金の支払の場合に準用します。

（特約保険料の払込免除）

- 第5条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この

特約の保険料の払込を免除します。

- (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
- (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

（特約の締結）

第6条 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の取扱方法に従い、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の責任開始期）

第7条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。ただし、認知障害給付金の支払については、認知障害給付の責任開始日よりこの特約上の責任を負います。

2. 会社が特約付加の申込を承諾した場合には、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付して、承諾の通知にかえます。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 主たる被保険者の氏名および契約日時点の年齢
 - (4) 主契約の死亡保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 主契約および付加する特約の種類
 - (6) 支払事由
 - (7) 保険期間
 - (8) 保険金、給付金、年金等の額およびその支払方法
 - (9) 保険料およびその払込方法
 - (10) 契約日（ただし、主契約の契約日後にこの特約を主契約に付加した場合は、「契約日」を「契約日および特約の中途付加日」と読み替えます。）
- (11) 保険証券を作成した年月日

（特約の保険期間および保険料払込期間）

第8条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めま

2. この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間と同一とします。

（特約の保険料の払込）

第9条 この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までに給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、給付金から未払込保険料を差し引きま
4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向って解約されたもの
5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
6. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
7. 第5項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

第10条 保険料払込の猶予期間中に、給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、給付金から未払込保険料を差し引きま

2. 給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

（特約の失効）

第11条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

（特約の復活）

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

(詐欺による取消)

第13条 この特約の締結、復活または復旧に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

(不法取得目的による無効)

第14条 保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもってこの特約を締結、復活または復旧したときは、この特約を無効とし、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

(告知義務)

第15条 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、給付金の支払事由および特約保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面で告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第16条 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

2. 会社は、給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合には、給付金を支払わず、または特約保険料の払込を免除しません。また、すでに給付金を支払い、または特約保険料の払込を免除していたときは、給付金の返還を請求し、または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

3. 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、または給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払いまたは特約保険料の払込を免除します。

4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約を解除できない場合)

第17条 会社は、つぎのいずれかの場合には前条によるこの特約の解除をすることができません。

(1) 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき。

(2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第15条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき。

(3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第15条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。

(4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき。

(5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じなかったとき。

2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第15条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

第18条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、この特約の給付金（特約保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合

(ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

(イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

- (カ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) この特約を含む保険契約または他の保険契約（保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されることなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待し得ない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(A)から(カ)までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または特約保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの特約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

（特約の解約）

第19条 保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

（特約の返戻金）

第20条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主契約の規定によって主契約の保険金を支払う場合には、第3条（給付金の支払に関する補則）第8項に該当する場合を除き、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
3. この特約が次条第3号の規定によって消滅した場合、この特約の責任準備金を保険契約者（主契約の保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。ただし、主契約の規定によって主契約の保険金の支払および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がないときには、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
4. この特約の解約返戻金額は、保険証券を発行する際に、主契約の解約返戻金額とあわせて保険証券に例示します。
5. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

（特約の消滅とみなす場合）

第21条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。（第3号に該当する場合を除きます。）
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき。
- (3) 被保険者が死亡したとき。

（特約基準金額の減額）

第22条 保険契約者は、いつでも、特約基準金額を減額することができます。ただし、減額後の特約基準金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定により、この特約の特約基準金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

（特約の復旧）

第23条 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第21条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

（特約の更新）

第24条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき。
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき。
 - (3) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき。
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は、会社の取扱方法に従い、短期の保険期間に変更して更新します。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、会社の取扱方法に従い、保険期間を変更して更新することがあります。
6. この特約の保険期間満了の日の2か月前までに保険契約者から申出があるときは、会社の定める範囲内でこの特約の保険期間を短縮して更新することができます。
7. 更新後の特約基準金額は、更新前の特約基準金額と同一とします。ただし、この特約の保険期間満了の日の2か月前までに保険契約者から申出があるときは、会社の定める範囲内で更新日から特約基準金額を減額することができます。
8. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
9. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定のほか、第9条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
11. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の給付金の支払事由もしくは主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加

されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第9条（特約の保険料の払込）第3項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

12. この特約が更新された場合には、新たな保険証券の交付にかえて、特約更新通知書（主契約とともにこの特約が更新された場合には、第7条（特約の責任開始期）第2項に規定する保険証券）を保険契約者に交付し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 第2条（給付金の支払）、第5条（特約保険料の払込免除）、第15条（告知義務）および第16条（告知義務違反による解除）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
13. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

（特約の契約者配当）

第25条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

- 第26条** 主契約の保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。
2. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
 3. 主契約の保険期間を延長した場合には、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。
 4. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間は変更せず、そのまま有効に継続します。ただし、変更後の主契約の保険料払込期間をこの特約の保険料払込期間がこえることとなるときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
 5. 第2項の規定により、この特約の保険期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

（主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱）

第27条 主契約について主約款の保険料の振替貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

2. 前項の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、この特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとします。

（主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱）

第28条 主約款の規定により主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

（時効）

第29条 給付金、解約返戻金、責任準備金その他この特約に基づく諸支払金の支払または特約保険料払込の免除を請求する権利は、これらを行行使うことができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

第30条 会社は、公的介護保険制度（別表3）の改正が行なわれた場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、要支援給付金および軽度介護給付金の支払事由を変更することがあります。

2. 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由を改めます。
3. 本条の規定により支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、公的介護保険制度（別表3）を改正する法令の公布時期等やむを得ない理由により支払事由の変更日の2か月前までに通知することが困難な場合には、支払事由の変更日までに通知するものとします。
4. 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由の変更日の2週間前までに、つぎのいずれかの方法を指定してください。
- (1) 支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 支払事由の変更日の前日にこの特約を解約する方法
5. 前項の指定がなされないまま、支払事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第2号の方法が指定されたものとみなします。

（管轄裁判所）

第31条 この特約における給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第32条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（生存給付金特則）

第33条 保険契約者は、この特約の締結の際、会社の承

諾を得て、この特約にこの特則を付加することができます。

2. この特則を適用するこの特約については、第2条（給付金の支払）の規定のほか、つぎのとおり生存給付金を支払います。

支払額	受取人	支払事由
生存給付金額	保険契約者	被保険者が、つぎの時に生存しているとき (1) この特約の保険期間中に到来する2年ごとの年単位の契約応当日（この特約の保険期間の満了日を除きます。）の前日の満了時 (2) この特約の保険期間の満了時

3. 生存給付金の受取人は、前項に定める者以外の者に変更することはできません。
4. 生存給付金については、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 生存給付金は、支払事由が生じたときから、会社所定の利率による利息をつけて自動的にすえ置きます。
- (2) 前号の規定によりすえ置いた生存給付金は、保険契約者から請求があったときまたは主契約が消滅したとき（主契約が更新される場合を除きます。）に保険契約者に支払います。ただし、主契約の保険金の支払により消滅するときは、すえ置かれた生存給付金（主契約が消滅した時に支払事由が生じた生存給付金を含みます。）は、主契約の保険金とともにその受取人に支払います。
- (3) 第1号の規定により生存給付金をすえ置く場合に、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときには、会社は、生存給付金からそれらの元利金を差し引き、その残額をすえ置きます。
5. 第4条（給付金の請求、支払時期および支払場所）第2項および第3項の規定は、本条による生存給付金の支払の場合に準用します。
6. この特則の保険期間および保険料払込期間は、この特約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
7. この特則の保険料は、この特約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
8. 保険料払込の猶予期間中に、生存給付金の支払事由が生じた場合には、第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定に準じて取り扱います。
9. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特則を解約することができます。
10. 第20条（特約の返戻金）の規定は、この特則の返戻金の支払の場合に準用します。
11. 前項の規定によるほか、軽度介護給付金の支払

によりこの特約が消滅する場合、この特則の責任準備金を軽度介護給付金とともにその受取人に支払います。

12. この特則の生存給付金額の減額はできません。
13. この特約が更新されるときは、この特則も更新されます。ただし、更新前のこの特約の保険料払込が免除された場合は、この特則は更新されません。
14. この特則に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除きこの特約の規定を準用します。

(認知障害給付金不担保特則)

第34条 つぎの各号の場合、会社はこの特約にこの特則を付加します。

- (1) 認知障害給付金が支払われた場合
認知障害給付金の支払後、第24条（特約の更新）の規定により、この特約が更新されるときは、更新後のこの特約にこの特則を付加します。
 - (2) 第2条（給付金の支払）第3項の規定が適用される場合
この特約の締結時よりこの特約にこの特則が付加されていたものとして取り扱います。
2. この特則を適用するこの特約については、第2条（給付金の支払）の規定にかかわらず、認知障害給付金を支払いません。
 3. この特則のみの解約はできません。

(要支援給付金不担保特則)

第35条 要支援給付金が支払われた場合、要支援給付金の支払後、第24条（特約の更新）の規定により、この特約が更新されるときは、更新後のこの特約にこの特則を付加します。

2. この特則を適用するこの特約については、第2条（給付金の支払）の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 要支援給付金を支払いません。
 - (2) 軽度介護給付金の支払額は、特約基準金額の80%とします。
3. この特則のみの解約はできません。

(定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則)

第36条 この特約を定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 前号の場合、第24条（特約の更新）第3項中「更新前のこの特約の保険期間と同一」とあるのは「更新後の主契約の保険期間と同一」と読

み替えます。

(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

第37条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間中に、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、この特約の保険期間は保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は保険料の払込完了日の前日に消滅したものととして取り扱います。
- (2) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 主契約の全部について年金支払に移行した場合には、この特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、この特約は年金支払開始日の前日に消滅したものととして取り扱います。
 - (イ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が解約その他の事由によって消滅したときは、第21条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、この特約は消滅します。
 - (ウ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、「主契約の保険金額」とあるのを「年金支払に移行しない部分の保険金額」と読み替えて第26条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項の規定を適用します。
- (3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行したときは、前号中「年金支払」とあるのは「介護保障」と、「年金支払開始日」とあるのは「5年ごと利差配当付介護保障移行特約の締結日」と読み替えて前号(ア)から(ウ)までの規定を適用します。

(養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

第38条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 前号の場合、第24条（特約の更新）第3項中「更新前のこの特約の保険期間と同一」とあるのは「更新後の主契約の保険期間と同一」と読

み替えます。

- (3) 第7条（特約の責任開始期）第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の保険金の受取人」と読み替えます。

（収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合の特則）

第39条 この特約を収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（給付金の支払に関する補則）第1項および第8項中「高度障害保険金」とあるのは「高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第4条（給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める年金」と読み替えます。
- (3) 第7条（特約の責任開始期）第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の遺族年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第20条（特約の返戻金）第2項および第3項中「主契約の保険金」とあるのは、「主契約の年金」と読み替えます。
- (5) 第26条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは、主契約が収入保障保険の場合は「主契約の基本年金月額」と、主契約が低解約返戻金型収入保障保険の場合は「主契約の年金月額」と読み替えます。
- (6) 第33条（生存給付金特則）第4項第2号の全文をつぎのとおり読み替えます。

『

- (2) 前号の規定によりすえ置いた生存給付金は、保険契約者から請求があったとき、主契約が消滅したときまたは主契約の年金の支払事由に該当したときに保険契約者に支払います。ただし、主契約の年金が支払われるときは、すえ置かれた生存給付金は、主契約の年金とともにその受取人に支払います。

』

- (7) この特約の更新については、第36条（定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則）の規定を準用します。

（解約返戻金抑制型医療保険に付加した場合の特則）

第40条 この特約を解約返戻金抑制型医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（給付金の支払に関する補則）第1項中「高度障害保険金の受取人」とあるのは「給付金の受取人」と、第8項中「主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由」とあるのは「高度障害状態（別表5）を原因として主契約の保険料払込が免除される場合でも、その保険料払込の免除事由」と読み替えます。

ます。

- (2) 第4条（給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める給付金」と読み替えます。
- (3) 第7条（特約の責任開始期）第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の給付金の受取人」と読み替えます。
- (4) 第20条（特約の返戻金）第3項の全文をつぎのとおり読み替えます。

『

3. この特約が次条第3号の規定によって消滅した場合、この特約の責任準備金を保険契約者に払い戻します。

』

- (5) 第24条（特約の更新）第11項中「特約の保険金もしくは給付金」とあるのは「特約の保険金、給付金もしくは一時金」と読み替えます。
- (6) 第26条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の入院給付金日額」と読み替えます。
- (7) この特約の更新については、第36条（定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則）の規定を準用します。
- (8) 給付金の受取人による保険契約の存続に関する主約款の規定の適用に際しては、同規定の第3項のつぎに、つぎの第4項を加えます。

『

4. 第1項の解約の通知が会社に到着した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、軽度介護給付金の支払事由が生じ、会社が軽度介護給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、軽度介護給付金の受取人に支払います。

』

別表1 請求書類

(1) 給付金の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	認知障害給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 給付金受取人の戸籍抄本と印鑑登録証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
2	要支援給付金 軽度介護給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 給付金受取人の戸籍抄本と印鑑登録証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
3	生存給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、保険契約者と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 保険契約者の戸籍抄本と印鑑登録証明書 (4) 最終の保険料払込を証する書類 (5) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

別表2 認知障害

1. 認知症

(1) 「認知症」とは、つぎの①、②のすべてに該当する「器質性認知症」をいいます。

① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

② 正常に成熟した脳が、前①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、旧分類の器質性認知症に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
アルツハイマー<Alzheimer>病の認知症	F00
血管性認知症	F01
他に分類されるその他の疾患の認知症	F02
詳細不明の認知症	F03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 軽度認知障害

「軽度認知障害」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中の基本分類コードF06.7「軽症認知障害」に規定される内容によるものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、旧分類の軽症認知障害に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

備考

つぎの傷病名は「軽症認知障害」と同義とします。

- ・軽度認知障害
- ・軽度認知機能障害
- ・MC I

別表3 公的介護保険制度、要支援1または要支援2、要介護1以上

「公的介護保険制度」、「要支援1または要支援2」、「要介護1以上」とは、つぎのものをいいます。

(1) 公的介護保険制度	介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）に基づく介護保険制度
(2) 要支援1または要支援2	要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第2条第1項に定める要支援1または要支援2の状態
(3) 要介護1以上	要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護1から要介護5までのいずれかの状態

別表4 対象となる要介護状態

対象となる要介護状態とは、つぎの1.または2.のいずれかに該当する状態をいいます。

1. 認知症による要介護状態

医師の資格をもつ者により別表2に規定する認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態。ただし、見当識障害は、別表2に規定する認知症の診断確定を行なった医師によって診断されることを要します。

2. 日常生活動作における要介護状態

つぎの各号のいずれかに該当して他人の介護を要する状態。

- (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
- (2) 衣服の着脱が自分ではできない。
- (3) 入浴が自分ではできない。
- (4) 食物の摂取が自分ではできない。
- (5) 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

【備考1】意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

【備考2】見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- a. 時間の見当識障害：常時、季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- b. 場所の見当識障害：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- c. 人物の見当識障害：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表5 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

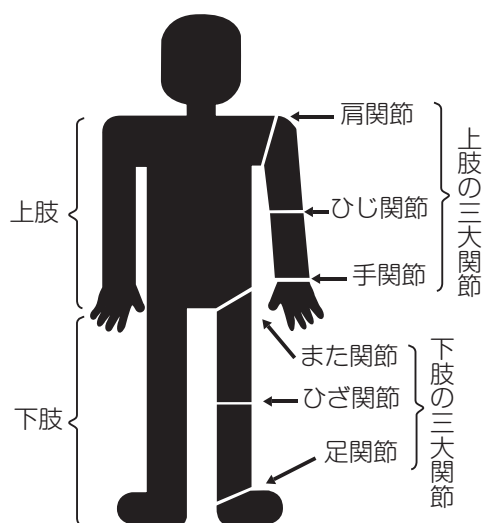
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

この特約の概要

第1条	災害死亡保険金の支払
第2条	災害高度障害保険金の支払
第3条	災害死亡保険金・災害高度障害保険金の請求、支払時期および支払場所
第4条	災害死亡保険金または災害高度障害保険金を支払わない場合
第5条	特約保険料の払込免除
第6条	特約の締結
第7条	特約の責任開始期
第8条	特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
第9条	猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
第10条	特約の失効
第11条	特約の復活
第12条	詐欺による取消
第13条	不法取得目的による無効
第14条	告知義務
第15条	告知義務違反による解除
第16条	特約を解除できない場合
第17条	重大事由による解除
第18条	特約の解約
第19条	特約の返戻金
第20条	特約の消滅とみなす場合
第21条	災害死亡保険金額の減額

第22条	特約の復旧
第23条	特約の更新
第24条	特約の契約者配当
第25条	主契約の内容変更に伴う特約の取扱
第26条	時効
第27条	管轄裁判所
第28条	主約款の規定の準用
第29条	この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則
第30条	定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則
第31条	終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則
第32条	5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則
第33条	養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則
第34条	収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合の特則
別表1	請求書類
別表2	対象となる不慮の事故
別表3	対象となる高度障害状態
別表4	対象となる保険金額等
別表5	対象となる感染症

災害割増特約条項

(令和6年4月1日改正)

(この特約の概要)

この特約は、被保険者が不慮の事故または所定の感染症によって、死亡または所定の高度障害状態になった場合に、災害死亡保険金または災害高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。

(災害死亡保険金の支払)

- 第1条** 会社は、この特約の保険期間中に被保険者がつぎの各号のいずれかに該当したときは、災害死亡保険金を主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人に支払います。
- (1) この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡したとき。
 - (2) この特約の責任開始期以後に発病した別表5に定める感染症（以下「感染症」といいます。）を直接の原因として死亡したとき。

2. 災害死亡保険金の受取人は、第1項に定める者以外の者に変更することはできません。
3. 被保険者が、この特約の責任開始期前に発生した原因によって、この特約の責任開始期以後に死亡した場合でも、この特約の締結、復活または復旧の際の告知等により、会社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因はこの特約の責任開始期以後に発生したものとみなします。

(災害高度障害保険金の支払)

- 第2条** 会社は、この特約の保険期間中に被保険者がつぎの各号のいずれかに該当したときは、災害死亡保険金と同額の災害高度障害保険金を被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）に支払います。
- (1) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に高度障害状態（別表3）に該当したとき。

この場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態にこの特約の責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）に該当したときも同様とします。

- (2) この特約の責任開始期以後に発病した感染症を直接の原因として、高度障害状態（別表3）に該当したとき。

この場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態にこの特約の責任開始期以後に発病した感染症を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）に該当したときも同様とします。

2. この特約の保険期間の満了時において、回復の見込みがないことのみが明らかでないために被保険者が高度障害状態（別表3）に該当していることが明らかでないときでも、引き続きその状態が継続し、その回復の見込みがないことが明らかになったときには、この特約の保険期間中（前項第1号の場合には、不慮の事故の日から起算して180日以内であることを要します。）に高度障害状態に該当したものとみなして災害高度障害保険金を支払います。
3. 災害死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に災害高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
4. 災害高度障害保険金の受取人は、第1項に定める者以外の者に変更することはできません。
5. 被保険者が、この特約の責任開始期前に発生した原因によって、この特約の責任開始期以後に高度障害状態（別表3）に該当した場合でも、この特約の締結、復活または復旧の際の告知等により、会社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因はこの特約の責任開始期以後に発生したものとみなします。

（災害死亡保険金・災害高度障害保険金の請求、支払時期および支払場所）

- 第3条** 災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人はすみやかに会社に通知してください。
2. 災害死亡保険金または災害高度障害保険金の受取人は会社に請求に必要な書類（別表1）を提出して災害死亡保険金または災害高度障害保険金を請求してください。
3. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金の支払時期および支払場所ならびに団体が保険金の受取人となる事業保険契約の場合の保険金の請求に要する書類に関する規定は、この特約による災害死亡保険金および災害高度障害保険金の支払の場合に準用します。

（災害死亡保険金または災害高度障害保険金を支払わない場合）

第4条 会社は、被保険者がつぎのいずれかによって第1条（災害死亡保険金の支払）または第2条（災害高度障害保険金の支払）の規定に該当した場合には、災害死亡保険金または災害高度障害保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 災害死亡保険金に関しては、災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失。ただし、その者がその一部の受取人であるときは、会社は、その残額をその他の受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
- (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (8) 地震、噴火または津波
- (9) 戦争その他の変乱

2. 前項第8号または第9号の原因によって死亡し、または高度障害状態（別表3）に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、災害死亡保険金または災害高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

（特約保険料の払込免除）

第5条 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
- (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

（特約の締結）

第6条 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の取扱方法に従い、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の責任開始期）

第7条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同

一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

2. 会社が特約付加の申込を承諾した場合には、会社は、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付して、承諾の通知にかえます。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 主たる被保険者の氏名および契約日時点の年齢
- (4) 主契約の死亡保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
- (5) 主契約および付加する特約の種類
- (6) 支払事由
- (7) 保険期間
- (8) 保険金、給付金、年金等の額およびその支払方法
- (9) 保険料およびその払込方法
- (10) 契約日（ただし、主契約の契約日後にこの特約を主契約に付加した場合は、「契約日」を「契約日および特約の中途付加日」と読み替えます。）
- (11) 保険証券を作成した年月日

（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

第8条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

2. この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。

4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による保険金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。

5. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

6. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険

料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。

7. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。

8. 第6項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

第9条 保険料払込の猶予期間中にこの特約による災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払事由が発生した場合には、会社はその支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

（特約の失効）

第10条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（特約の復活）

第11条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（詐欺による取消）

第12条 この特約の締結、復活または復旧に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

（不法取得目的による無効）

第13条 保険契約者が災害死亡保険金または災害高度障害保険金（以下本条において「保険金」といいます。）を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの特約を締結、復活または復旧したときは、この特約を無効とし、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

（告知義務）

第14条 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、災害死亡保険金および災害高度障害保険金の支払事由ならびに特約保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面で告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知するこ

とを要します。

(告知義務違反による解除)

- 第15条** 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向けてこの特約を解除することができます。
2. 会社は、災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金（以下本条において「保険金」といいます。）の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合には、保険金を支払わず、または特約保険料の払込を免除しません。また、すでに保険金を支払い、または特約保険料の払込を免除していたときは、保険金の返還を請求し、または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払いまたは特約保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約を解除できない場合)

- 第16条** 会社は、つぎのいずれかの場合には前条によるこの特約の解除をすることができません。
- (1) 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき。
- (2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき。
- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第14条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
- (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき。
- (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じなかったとき。

2. 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第14条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

- 第17条** 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者（災害死亡保険金の場合には被保険者を除きます。）または災害死亡保険金の受取人が、この特約の災害死亡保険金（災害高度障害保険金、特約保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に災害死亡保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この特約の災害死亡保険金の請求に関し、災害死亡保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 保険契約者、被保険者または災害死亡保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
- (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (エ) 保険契約者または災害死亡保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) この特約を含む保険契約または他の保険契約（保険契約者、被保険者または災害死亡保険金の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されることなどにより、会社の保険契約者、被保険者または災害死亡保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待し得ない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による災害死亡保険金（前項第3号のみに該当し

た場合で、前項第3号(ア)から(オ)までに該当したのが災害死亡保険金の受取人のみであり、その災害死亡保険金の受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、災害死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき災害死亡保険金をいいます。以下本項において同じ。)もしくは災害高度障害保険金の支払または特約保険料の払込の免除を行ないません。また、この場合に、すでに災害死亡保険金または災害高度障害保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によって、この特約を解除したときは、会社は解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの特約を解除した場合で、災害死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し災害死亡保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない災害死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第18条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

- 第19条** この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
2. この特約が次条第1号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
 3. 前項の規定にかかわらず、主契約の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
 4. この特約の解約返戻金額は、保険証券を発行する際に、主契約の解約返戻金額とあわせて保険証

券に例示します。

5. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

(特約の消滅とみなす場合)

第20条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき。

(災害死亡保険金額の減額)

第21条 保険契約者は、いつでも、災害死亡保険金額を減額することができます。ただし、減額後の災害死亡保険金額は会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定によって、災害死亡保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

第22条 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第20条(特約の消滅とみなす場合)第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の更新)

第23条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (4) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの

各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、会社の取扱方法に従い、保険期間を変更して更新することがあります。

- (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
- (2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、会社の取扱方法に従い、保険期間を変更して更新することがあります。
6. この特約の保険期間満了の日の2か月前までに保険契約者から申出があるときは、会社の定める範囲内でこの特約の保険期間を短縮して更新することができます。
7. 更新後の災害死亡保険金額は、更新前の災害死亡保険金額と同一とします。ただし、この特約の保険期間満了の日の2か月前までに保険契約者から申出があるときは、会社の定める範囲内で更新日から災害死亡保険金額を減額することができます。
8. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。
9. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第5項の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
11. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
12. 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払

い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。

- (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
13. この特約が更新された場合には、新たな保険証券の交付にかえて、特約更新通知書（主契約とともにこの特約が更新された場合には、第7条（特約の責任開始期）第2項に規定する保険証券）を保険契約者に交付し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 災害死亡保険金の支払、災害高度障害保険金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
14. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第8項まで、および第13項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第4項、第9項および第10項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第5項の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金の支払事由が生じたときは、第11項の規定は適用せず、第8条第4項および第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - (ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第12項および前(ア)、(イ)の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
 - (a) 主契約の保険料払込期間の満了後において

て払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第8条第4項および第9条の規定を準用します。

- (b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前(a)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

15. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

(特約の契約者配当)

第24条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

第25条 主契約の保険金額を減額したとき（主契約に平準定期保険特約、逓減定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、収入保障特約または低解約返戻金型収入保障特約が付加されている場合には、それらの特約が消滅したときまたはそれらの特約保険金額、特約基本保険金額、特約基本年金月額もしくは特約年金月額が減額されたときを含みます。）に、減額後の主契約の保険金額（主契約に付加されている他の特約の保険金額等（別表4）を含みます。）に対するこの特約の災害死亡保険金額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までこの特約の災害死亡保険金額を減額します。

2. 前項の規定によって、災害死亡保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。
3. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
4. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
5. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

6. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

(時効)

第26条 災害死亡保険金、災害高度障害保険金、解約返戻金その他この特約に基づく諸支払金の支払または特約保険料払込の免除を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

(管轄裁判所)

第27条 この特約における保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第28条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

第29条 つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

- (1) 保険料の振替貸付
 - (2) 延長定期保険または払済保険への変更
2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約の保険料との合計額について行なうものとし、

(定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則)

第30条 この特約を定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 前号の場合、第23条（特約の更新）第3項中「更新前のこの特約の保険期間と同一」とあるのは「更新後の主契約の保険期間と同一」と読み替えます。

(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

第31条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合

には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。
- (ア) 保険契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第23条（特約の更新）第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第8項、第13項および第15項の規定を適用します。
- (ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- (エ) 前(ウ)に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- (2) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付個人年金支払移行特約を付加し、年金支払に移行したときは、つぎのとおりとします。
- (ア) 主契約の全部について年金支払に移行した場合には、この特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、この特約は年金支払開始日の前日に消滅したものと取り扱います。
- (イ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が解約その他の事由によって消滅したときは、第20条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、この特約は消滅します。
- (ウ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分の保険金額（主契約に付加されている他の特約の保険金額等（別表4）を含みます。）に対するこの特約の災害死亡保険金額の割合が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までこの特約の災害死亡保険金額を減額します。
- (3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行したときは、前号中「年金支払」とあるのは「介護保障」と、「年金支払開始日」とあるのは「5年ごと利差配当付介護保障移行特約の締結日」と読み替えて前号

(ア) から(ウ)までの規定を適用します。

- (4) 第5条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了した場合、保険料の払込完了日以後も、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

第32条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）の規定にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。
- (2) 第1条（災害死亡保険金の支払）第1項中「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人」とあるのは「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡給付金受取人」と、第2条（災害高度障害保険金の支払）第1項中「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者）」と読み替えます。
- (3) 災害高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、すえ置支払または年金支払を選択することができます。
- (4) 第3条（災害死亡保険金・災害高度障害保険金の請求、支払時期および支払場所）第3項中「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金」とあるのは「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める死亡給付金」と、「保険金の受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と、「保険金の請求」とあるのは「死亡給付金の請求」と読み替えます。
- (5) 第7条（特約の責任開始期）第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (6) 第25条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。
- (7) 主契約の年金支払開始日を繰り下げた場合、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。
- (8) 主契約の基本年金額が主契約の契約内容の変

更により減額された場合、主契約の基本年金額に対するこの特約の保険金額の割合が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度まで特約保険金額を減額します。この場合、第25条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項の規定を準用して取り扱います。

- (9) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第29条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

第33条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 前号の場合、第23条（特約の更新）第3項中「更新前のこの特約の保険期間と同一」とあるのは「更新後の主契約の保険期間と同一」と読み替えます。
- (3) 第7条（特約の責任開始期）第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の保険金の受取人」と読み替えます。

（収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合の特則）

第34条 この特約を収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅します。
- (2) 第1条（災害死亡保険金の支払）第1項中「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人」とあるのは「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の遺族年金受取人」と、第2条（災害高度障害保険金の支払）第1項中「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「主契約の高度障害年金の受取人」と読み替えます。
- (3) 保険契約者（災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払事由発生後は保険金の受取人）は、災害死亡保険金または災害高度障害保険金の一時支払にかえて、会社の定める期間の範囲内で、すえ置支払または年金支払を選択することができます。ただし、すえ置く保険金の

金額または年金の1回の支払額が会社の定める金額以上であることを要します。

- (4) 災害死亡保険金または災害高度障害保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の振替貸付があるときは、会社は、災害死亡保険金または災害高度障害保険金からそれらの元利金を差し引きます。
- (5) 第3条（災害死亡保険金・災害高度障害保険金の請求、支払時期および支払場所）第3項中「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金」とあるのは「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める年金」と、「保険金の受取人」とあるのは「年金の受取人」と、「保険金の請求」とあるのは「年金の請求」と読み替えます。
- (6) 第7条（特約の責任開始期）第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の遺族年金受取人」と読み替えます。
- (7) 第25条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額を減額したとき」とあるのは、主契約が収入保障保険の場合は「主契約の基本年金月額を減額したとき」と、主契約が低解約返戻金型収入保障保険の場合は「主契約の年金月額を減額したとき」と、「減額後の主契約の保険金額」とあるのは「減額後の主契約の保険金換算額」と読み替えます。
- (8) この特約の更新については、第30条（定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則）の規定を準用します。

別表1 請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	災害死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類
2	災害高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用 語	定 義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が受傷者にとって予見できないことをいいます。（受傷者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が受傷者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該 当 例	非 該 当 例
つぎのような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	つぎのような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項 目	除 外 す る 事 故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	つぎの症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表4 対象となる保険金額等

- (1) 平準定期保険特約の特約保険金額
- (2) 生存給付金付定期保険特約の特約保険金額
- (3) 逓減定期保険特約の特約基本保険金額
- (4) 収入保障特約および低解約返戻金型収入保障特約の保険金換算額

別表5 対象となる感染症

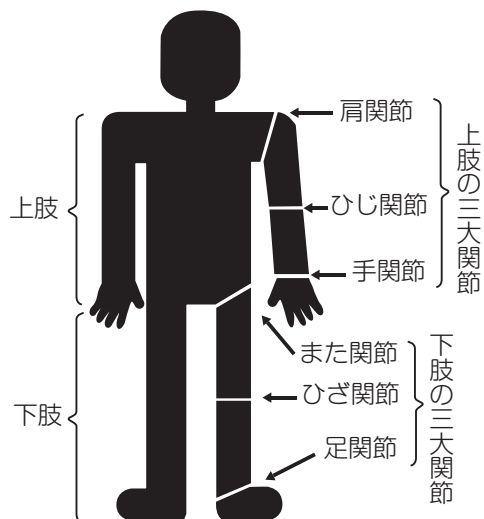
対象となる感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項から第4項までに規定されている疾病のうちつぎのものをいいます。（注）

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症

（注）新型コロナウイルス感染症（COVID-19、病原体がベータコロナウイルス属のSARS-CoV-2であるもの。）が、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項から第4項までに規定されている疾病に指定されている間に、または同条第7項の「新型インフルエンザ等感染症」として位置づけられている間に支払事由が生じた場合は、対象となる感染症に含めます。

節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関

傷害特約条項 目次

この特約の概要

第1条	特約の型および被保険者の範囲	第25条	災害死亡保険金額の減額
第2条	被保険者資格の得喪	第26条	特約の復旧
第3条	配偶者または子の災害死亡保険金額	第27条	特約の型の変更
第4条	災害死亡保険金の支払	第28条	特約の更新
第5条	障害給付金の支払	第29条	特約の契約者配当
第6条	障害給付金額	第30条	主契約の内容変更に伴う特約の取扱
第7条	災害死亡保険金・障害給付金の請求、支払時期 および支払場所	第31条	時効
第8条	災害死亡保険金または障害給付金を支払わない 場合	第32条	管轄裁判所
第9条	特約保険料の払込免除	第33条	主約款の規定の準用
第10条	特約の締結	第34条	この特約を付加した場合の主契約の取扱に関す る特則
第11条	特約の責任開始期	第35条	定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に 付加した場合の特則
第12条	特約の保険期間、保険料払込期間および保険料 の払込	第36条	終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解 約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付 低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則
第13条	猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	第37条	5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場 合の特則
第14条	特約の失効	第38条	養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に 付加した場合の特則
第15条	特約の復活	第39条	収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保 険に付加した場合の特則
第16条	詐欺による取消		
第17条	不法取得目的による無効	別表1	請求書類
第18条	告知義務	別表2	対象となる不慮の事故
第19条	告知義務違反による解除	別表3	給付割合表
第20条	特約を解除できない場合	別表4	身体の同一部位
第21条	重大事由による解除	別表5	対象となる保険金額等
第22条	特約の解約	別表6	対象となる感染症
第23条	特約の返戻金		
第24条	特約の消滅とみなす場合		

傷害特約条項

(令和6年4月1日改正)

(この特約の概要)

- この特約は、被保険者が不慮の事故または所定の感染症によって死亡した場合には災害死亡保険金を支払い、また、不慮の事故によって身体に障害を受けた場合には、所定の障害給付金を支払うことを主な内容とするものです。
- 保険契約者は、この特約の締結の際、その家族構成に応じて被保険者の範囲につきつぎの各号のいずれかを選択することができます。
 - 主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者
 - 主契約の被保険者ならびにその配偶者および未成年の子
 - 主契約の被保険者およびその配偶者
 - 主契約の被保険者およびその未成年の子

(特約の型および被保険者の範囲)

- 第1条** 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの型を選択するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者
本人・配偶者・子型	主契約の被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主契約の被保険者 配偶者
本人・子型	主契約の被保険者 子

- この特約において「配偶者」および「子」とはつぎの者をいいます。
 - 配偶者
主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（この特約の締結後にそ

の戸籍に記載されるに至った者を含みます。)

(2) 子

主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この特約において満年齢で規定した場合には、出生日から起算した満年であって、1年未満の端数を切り捨てるものとします。)

(被保険者資格の得喪)

第2条 この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結時に前条第2項に定める配偶者または子に該当している者については、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

2. この特約の締結後に前条第2項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

3. 前条第2項に定める配偶者または子は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。

(1) 戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき

(2) 子が満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき

(配偶者または子の災害死亡保険金額)

第3条 この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の災害死亡保険金額は、主契約の被保険者について定められた災害死亡保険金額の60%相当額とします。

2. 配偶者または子について定められた災害死亡保険金額は、主契約の被保険者について定められた災害死亡保険金額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

(災害死亡保険金の支払)

第4条 会社は、この特約の保険期間中に、被保険者がつぎの各号のいずれかに該当した（該当した時に被保険者であることを要します。）ときは、災害死亡保険金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、災害死亡保険金の支払事由に該当した被保険者が第1条（特約の型および被保険者の範囲）に規定する配偶者または子の場合には、主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）に支払います。

(1) この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した

不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡したとき

(2) この特約の責任開始期以後に発病した感染症（別表6）を直接の原因として死亡したとき

2. 会社は、前項の規定によって災害死亡保険金を支払う場合に、次条に規定する障害給付金について、つぎの各号のいずれかに該当する事実があるときは、当該被保険者について定められた災害死亡保険金額にその該当する障害給付金の給付割合を乗じて得られる金額の合計額を、その災害死亡保険金から差し引きします。

(1) 当該被保険者について、災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故（別表2）と同一の不慮の事故による障害給付金をすでに支払っているとき

(2) 当該被保険者について、災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故（別表2）と同一の不慮の事故による障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき

3. 第1項の規定によって災害死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に、当該被保険者について、災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故（別表2）と同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

4. 災害死亡保険金の受取人は、第1項に定める者以外の者に変更することはできません。

5. 被保険者が、この特約の責任開始期前に発生した原因によって、この特約の責任開始期以後に死亡した場合でも、この特約の締結、復活、復旧または型の変更の際の告知等により、会社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因はこの特約の責任開始期以後に発生したものとみなします。

(障害給付金の支払)

第5条 会社は、被保険者が、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に、給付割合表（別表3）に定めるいずれかの身体障害の状態に該当した（該当した時に被保険者であることを要します。）場合に、次条に定める金額の障害給付金を主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）に支払います。

2. この特約の保険期間の満了時または第2条（被保険者資格の得喪）第3項第2号の規定により被保険者の資格を喪失する時において、回復の見込がないことのみが明らかでないために被保険者が給付割合表（別表3）に定める身体障害の状態に該当していることが明らかでないときでも、引き続きその状態が継続し、その回復の見込がないこ

とが明らかになったときには、この特約の保険期間中または被保険者資格の喪失時以前（いずれの場合も不慮の事故の日から起算して180日以内であることを要します。）に身体障害の状態に該当したものとみなして障害給付金を支払います。

3. 前2項の規定にかかわらず、この特約による障害給付金の支払は、各被保険者についてその支払割合（この特約の型の変更が行なわれた場合には、変更前の支払割合を含みます。）を通算して100%をもって限度とします。
4. 障害給付金の受取人は、第1項に定める者以外の者に変更することはできません。
5. 被保険者が、この特約の責任開始期前に発生した原因によって、この特約の責任開始期以後に給付割合表（別表3）に定める身体障害の状態に該当した場合でも、この特約の締結、復活、復旧または型の変更の際の告知等により、会社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因はこの特約の責任開始期以後に発生したものとみなします。

（障害給付金額）

第6条 会社が、前条第1項により支払う障害給付金の額は、つぎの各号に定めるとおりとします。

- (1) 一被保険者の身体障害の状態が給付割合表（別表3）の1種目のみに該当する場合には、当該被保険者について定められた災害死亡保険金額に給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額
 - (2) 一被保険者の身体障害の状態が給付割合表（別表3）の2種目以上に該当する場合には、その該当する各種目ごと——ただし身体の同一部位（別表4）に生じた2種目以上の障害については、そのうち最も上位の種目のみ——に前号の規定を適用して得られる金額の合計額
2. 前項各号の適用にあたっては、すでに給付割合表（別表3）に該当する身体障害のあった身体の同一部位（別表4）に生じた身体障害については、すでにあった身体障害（本項において「前障害」といいます。）を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合から、その前障害の状態に対応する給付割合（2種目以上に該当する場合には、最も上位の種目に対応する給付割合）を差し引いて得られる割合を、その身体障害についての給付割合とします。

（災害死亡保険金・障害給付金の請求、支払時期および支払場所）

- 第7条** 災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 災害死亡保険金または障害給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、災害死亡保険金または障害給付金を請求してください。

3. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金の支払時期および支払場所ならびに団体が保険金の受取人となる事業保険契約の場合の保険金の請求に要する書類に関する規定は、この特約による災害死亡保険金および障害給付金の支払の場合に準用します。

（災害死亡保険金または障害給付金を支払わない場合）

第8条 会社は、被保険者がつぎのいずれかによって第4条（災害死亡保険金の支払）または第5条（障害給付金の支払）の規定に該当した場合には、災害死亡保険金または障害給付金を支払いません。

- (1) 保険契約者、主契約の被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失
- (2) 災害死亡保険金に関しては、災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失。ただし、その者がその一部の受取人であるときは、会社はその残額をその他の受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
- (3) 当該被保険者の犯罪行為
- (4) 当該被保険者の精神障害を原因とする事故
- (5) 当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (6) 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (7) 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (8) 地震、噴火または津波
- (9) 戦争その他の変乱

2. 前項第8号または第9号の原因によって死亡し、または身体障害の状態（別表3）に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、災害死亡保険金または障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

（特約保険料の払込免除）

第9条 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

（特約の締結）

第10条 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の取扱方法に従い、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の責任開始期)

第11条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。ただし、「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合の配偶者または子については、第2条（被保険者資格の得喪）に定める被保険者資格を取得した時からこの特約上の責任を負います。

2. 会社が特約付加の申込を承諾した場合には、会社は、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付して、承諾の通知にかえます。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 主たる被保険者の氏名および契約日時点の年齢
- (4) 主契約の死亡保険金受取人の氏名または名称
その他のその受取人を特定するために必要な事項
- (5) 主契約および付加する特約の種類
- (6) 支払事由
- (7) 保険期間
- (8) 保険金、給付金、年金等の額およびその支払方法
- (9) 保険料およびその払込方法
- (10) 契約日（ただし、主契約の契約日後にこの特約を主契約に付加した場合は、「契約日」を「契約日および特約の中途付加日」と読み替えます。）
- (11) 保険証券を作成した年月日

(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

第12条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

2. この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款

の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、障害給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。

5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとしします。
7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとしします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第13条 保険料払込の猶予期間中に、この特約による災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。

2. 障害給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の失効)

第14条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

(特約の復活)

第15条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(詐欺による取消)

第16条 この特約の締結、復活または復旧に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

(不法取得目的による無効)

第17条 保険契約者が災害死亡保険金または障害給付金（以下本条において「給付金」といいます。）を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもってこの特約を締結、復活または復旧したときは、この特約を無効とし、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

(告知義務)

第18条 会社が、この特約の締結、復活、復旧または型の変更の際、災害死亡保険金および障害給付金の支払事由ならびに特約保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面で告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第19条 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向けてこの特約を解除することができます。

2. 会社は、災害死亡保険金もしくは障害給付金（以下本条において「給付金」といいます。）の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合には、給付金を支払わず、または特約保険料の払込を免除しません。また、すでに給付金を支払い、または特約保険料の払込を免除していたときは、給付金の返還を請求し、または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払いまたは特約保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契

約者に支払います。

(特約を解除できない場合)

第20条 会社は、つぎのいずれかの場合には前条によるこの特約の解除をすることができません。

- (1) 会社が、この特約の締結、復活、復旧または型の変更の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき。
- (2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第18条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき。
- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第18条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
- (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき。
- (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、災害死亡保険金もしくは障害給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じなかったとき。

2. 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第18条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

第21条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（災害死亡保険金の場合には被保険者を除きます。）または給付金の受取人が、この特約の給付金（災害死亡保険金、特約保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
- (7) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）

- す。)に該当すると認められること
- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) この特約を含む保険契約または他の保険契約（保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されることなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待し得ない前4号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 障害給付金もしくは災害死亡保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による障害給付金もしくは災害死亡保険金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号(ア)から(オ)までに該当したのが災害死亡保険金の受取人のみであり、その災害死亡保険金の受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、災害死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき災害死亡保険金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または特約保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに障害給付金または災害死亡保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金もしくは災害死亡保険金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、災害死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し災害死亡保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない災害死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解

約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第22条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

- 第23条** この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元金金の返済にあてます。
2. この特約が次条第1号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
4. この特約の解約返戻金額は、保険証券を発行する際に、主契約の解約返戻金額とあわせて保険証券に例示します。
5. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第24条** つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき

(災害死亡保険金額の減額)

- 第25条** 保険契約者は、いつでも、主契約の被保険者について定められた災害死亡保険金額を減額することができます。ただし、減額後のその災害死亡保険金額は会社の定める金額以上であることを要します。
2. 前項の規定によって、主契約の被保険者について定められた災害死亡保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

第26条 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第24条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅

したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の型の変更)

第27条 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の型を変更することができます。ただし、第9条（特約保険料の払込免除）の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合は、その保険料払込の免除事由の発生時以後は、本条の変更はできません。

2. 本条の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとします。

- (1) 「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合

……承諾日

- (2) 前号以外の変更の場合

……会社が会社所定の金額を受け取った時
(告知の前に受け取った場合には、告知の時)

3. 本条の変更が行なわれた場合には、将来に向けてこの特約の保険料を改めます。
4. 本条の変更によりこの特約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金との差額金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。
5. 本条の変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。
6. 本条の変更の手続が完了したときは、会社は、変更後の契約内容を保険契約者に通知します。

(特約の更新)

第28条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。

- (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき

- (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき

- (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき

- (4) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、会社の取扱方法に従い、保険期間を変更して更新することがあります。

- (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき

- (2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき

4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

5. 第3項のほか、この特約は、会社の取扱方法に従い、保険期間を変更して更新することがあります。

6. この特約の保険期間満了の日の2か月前までに保険契約者から申出があるときは、会社の定める範囲内でこの特約の保険期間を短縮して更新することができます。

7. 更新後の災害死亡保険金額は、更新前の災害死亡保険金額と同一とします。ただし、この特約の保険期間満了の日の2か月前までに保険契約者から申出があるときは、会社の定める範囲内で更新日から災害死亡保険金額を減額することができます。

8. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。

9. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定のほか、第12条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。

10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。

11. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の災害死亡保険金もしくは障害給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたとき

特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

5. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元金金の返済にあてます。

6. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

(時効)

第31条 災害死亡保険金、障害給付金、解約返戻金その他この特約に基づく諸支払金の支払または特約保険料払込の免除を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

(管轄裁判所)

第32条 この特約における災害死亡保険金、障害給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第33条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

第34条 つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

- (1) 保険料の振替貸付
- (2) 延長定期保険または払済保険への変更
2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と特約保険料の払込方法(回数)が一時払を除くこの特約の保険料との合計額について行なうものとします。

(定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則)

第35条 この特約を定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新さ

れます。

- (2) 前号の場合、第28条(特約の更新)第3項中「更新前のこの特約の保険期間と同一」とあるのは「更新後の主契約の保険期間と同一」と読み替えます。

(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

第36条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 保険契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第28条(特約の更新)第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第8項、第13項および第15項の規定を適用します。
 - (ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- (2) 前(ウ)に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- (2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (ウ) 第4条(災害死亡保険金の支払)第1項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「保険契約者」と、第4条第1項および第5条(障害給付金の支払)第1項中「主契約の被保険者(保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者で

ある場合には、保険契約者）」とあるのは「主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。

- (3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前号(ア)および(イ)の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
 - (イ) 第4条（災害死亡保険金の支払）第1項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「保険契約者」と、第4条第1項および第5条（障害給付金の支払）第1項中「主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第4条（災害死亡保険金の支払）第1項および第5条（障害給付金の支払）第1項中「主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。
- (5) つぎの(ア)または(イ)の場合には、第23条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
 - (ア) 主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。
 - (イ) 主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅した

とき。

- (6) 第9条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (ア) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (イ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

第37条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。
- (2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (3) 第4条（災害死亡保険金の支払）第1項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主契約の死亡給付金受取人」、年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人（年金受取人が被保険者のときはその法定相続人）」と読み替えます。
- (4) この特約の災害死亡保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、すえ置支払または年金支払を選択することができます。
- (5) 第7条（災害死亡保険金・障害給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項中「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金」とあるのは「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める死亡給付金」と、「保険金の受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と、「保険金の請求」とあるのは「死亡給付金の請求」と読み替えます。
- (6) 主契約の基本年金額を減額したとき（主契約の基本年金額が契約内容の変更により減額されたときを含みます。）に、主契約の被保険者について定められた災害死亡保険金額が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度の額までその災害死亡保険金が減額されます。この場合、減額分は、解約されたものとして取り扱います。
- (7) 主約款の契約者貸付の規定の適用により、主契約の責任準備金から貸付金の元利金を差し引

き、その残額をもって主契約の基本年金額が新たに定められたときは、前号の規定を準用して取り扱います。

- (8) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの(ア)または(イ)に該当するときは、第4条（災害死亡保険金の支払）第1項、第4項、第5条（障害給付金の支払）第1項および第4項の規定にかかわらず、障害給付金および配偶者または子にかかわる災害死亡保険金の受取人は、保険契約者（障害給付金および配偶者または子にかかわる災害死亡保険金の受取人を保険契約者以外の者へ変更することはできません。）とします。
- (ア) 主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。）が保険契約者であるとき
- (イ) 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき
- (9) 第11条（特約の責任開始期）第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (10) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第34条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

第38条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 前号の場合、第28条（特約の更新）第3項中「更新前のこの特約の保険期間と同一」とあるのは「更新後の主契約の保険期間と同一」と読み替えます。
- (3) 第11条（特約の責任開始期）第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の保険金の受取人」と読み替えます。

（収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合の特則）

第39条 この特約を収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅します。
- (2) 第4条（災害死亡保険金の支払）第1項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の遺族年金受取人」と、第5条（障害給付金の支払）第1項中「主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「主契約の高度障害年金の受取人」と読み替えます。
- (3) 保険契約者（災害死亡保険金または障害給付金の支払事由発生後は保険金の受取人）は、災害死亡保険金または障害給付金の一時支払にかえて、会社の定める期間の範囲内で、すえ置支払または年金支払を選択することができます。ただし、すえ置く保険金の金額または年金の1回の支払額が会社の定める金額以上であることを要します。
- (4) 災害死亡保険金または障害給付金を支払うときに主約款の規定による保険料の振替貸付があるときは、会社は、災害死亡保険金または障害給付金からそれらの元利金を差し引きます。
- (5) 第7条（災害死亡保険金・障害給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項中「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金」とあるのは「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める年金」と、「保険金の受取人」とあるのは「年金の受取人」と、「保険金の請求」とあるのは「年金の請求」と読み替えます。
- (6) 第11条（特約の責任開始期）第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の遺族年金受取人」と読み替えます。
- (7) 第30条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額を減額したとき」とあるのは、主契約が収入保障保険の場合は「主契約の基本年金月額を減額したとき」と、主契約が低解約返戻金型収入保障保険の場合は「主契約の年金月額を減額したとき」と、「減額後の主契約の保険金額」とあるのは「減額後の主契約の保険金換算額」と読み替えます。
- (8) この特約の更新については、第35条（定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則）の規定を準用します。

別表1 請求書類

項 目	必 要 書 類
1 災害死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (4) 当該被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合、または会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 災害死亡保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑登録証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2 障害給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） (5) 障害給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑登録証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用 語	定 義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が受傷者にとって予見できないことをいいます。（受傷者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が受傷者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該 当 例	非 該 当 例
つぎのような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	つぎのような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項 目	除 外 す る 事 故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息

4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	つぎの症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表3 給付割合表

等級	身 体 障 害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの	50%

	16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、または第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	15%

第 6 級	37. 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1 下肢が永久に 3 センチ以上短縮したもの 40. 1 手の第 1 指（母指）もしくは第 2 指（示指）の用を全く永久に失ったか第 1 指（母指）もしくは第 2 指（示指）を含んで 2 手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第 1 指（母指）および第 2 指（示指）以外の 2 手指もしくは 3 手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1 手の第 1 指（母指）および第 2 指（示指）以外の 1 手指または 2 手指を失ったもの 42. 1 足の第 1 指（母指）または他の 4 足指を失ったもの 43. 1 足の第 1 指（母指）を含んで 3 足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%
-------------	--	-----

備 考

1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 日常生活動作が著しく制限されるもの
「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。
3. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が 0.06 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
4. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの 3 つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の 4 種のうち、3 種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
 - (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。
5. 耳の障害（聴力障害）
 - (1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行ないます。
 - (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が 90 デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記の (2) の $\frac{1}{4} (a + 2b + c)$ の値が 70 デシベル以上（40cm を超えると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
6. 鼻の障害
 - (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の 2 分の 1 以上を欠損した場合をいいます。
 - (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。
 7. 上・下肢の障害
 - (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ 3 大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
 - (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
 - (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の 2 分の 1 以下で回復の見込のない場合をいいます。
 8. 脊柱の障害
 - (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左

右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

- (3) 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

9. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につき、それぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

10. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

別表4 身体の同一部位

- (1) 1上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
- (2) 1下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 別表3の第1級の4、5、6もしくは7、第2級の8、9もしくは10、第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

別表5 対象となる保険金額等

- (1) 平準定期保険特約の特約保険金額
- (2) 生存給付金付定期保険特約の特約保険金額
- (3) 逓減定期保険特約の特約基本保険金額
- (4) 収入保障特約および低解約返戻金型収入保障特約の保険金換算額

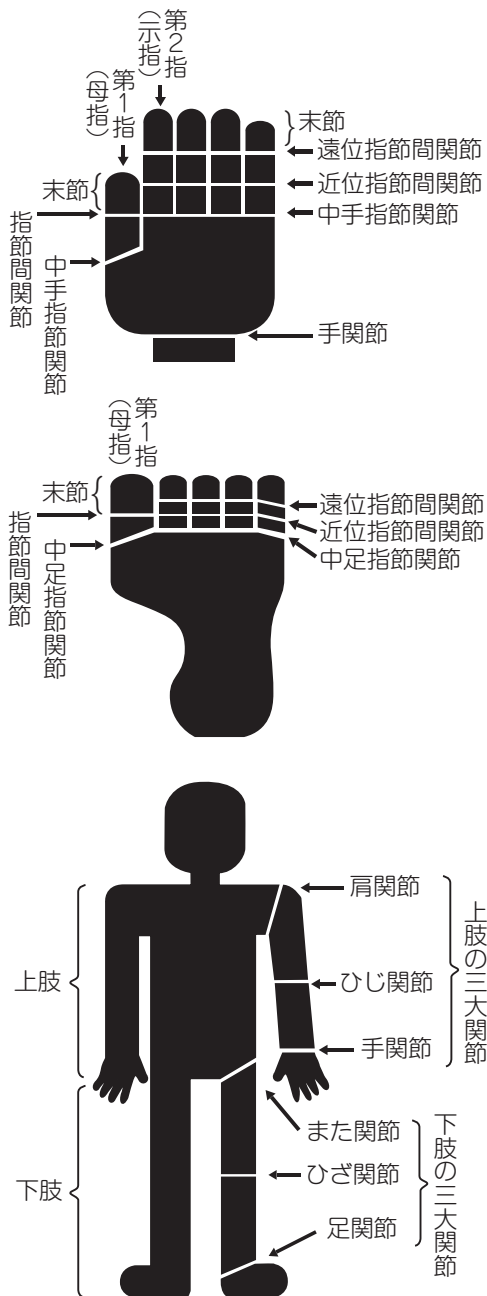
別表6 対象となる感染症

対象となる感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項から第4項までに規定されている疾病のうちつぎのものをいいます。（注）

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症

（注）新型コロナウイルス感染症（COVID-19、病原体がベータコロナウイルス属のSARS-CoV-2であるもの。）が、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項から第4項までに規定されている疾病に指定されている間に、または同条第7項の「新型インフルエンザ等感染症」として位置づけられている間に支払事由が生じた場合は、対象となる感染症に含めます。

【身体部位の名称図】



この特約の概要

第1条	特定状態保険金の支払
第2条	特定状態保険金の支払に関する補則
第3条	特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所
第4条	特定状態保険金を支払わない場合
第5条	特約の締結
第6条	特約の責任開始期
第7条	特約保険料
第8条	特約の失効
第9条	特約の復活
第10条	告知義務および告知義務違反による解除
第11条	重大事由による解除
第12条	特約の解約
第13条	特約の解約返戻金
第14条	特約の消滅とみなす場合
第15条	特約の復旧
第16条	主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用する場合の取扱
第17条	管轄裁判所
第18条	主約款の規定の準用
第19条	主契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（2013）に規定する保険金削減支払法が適用されている場合の特則
第20条	主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、がん保障定期保険特約または介護保障定期保険特約が付加されている場合の特則

第21条	主契約に逓減定期保険特約が付加されている場合の特則
第22条	主契約に収入保障特約または低解約返戻金型収入保障特約が付加されている場合の特則
第23条	主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合の特則
第24条	主契約にこども定期保険特約が付加されている場合の特則
第25条	主契約に付加されている入院給付金のある特約等の取扱
第26条	定期保険、低解約返戻金型長期定期保険、逓増定期保険、養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則
第27条	終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則
第28条	5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加した場合の特則
第29条	5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則
第30条	収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合の特則
第31条	特定状態保険金の指定代理請求に関する特則

別表 1	請求書類
------	------

リビング・ニース特約条項 (2009)

(令和4年4月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部または一部について、将来の保険金の支払にかえて、主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の余命が6か月以内と判断される場合に特定状態保険金を支払うことを目的としたものです。

(特定状態保険金の支払)

第1条 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときは、特定状態保険金を特定状態保険金の受取人に支払います。ただし、特定状態保険金の請求日（第3条（特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所）第1項に規定する請求に必要な書類が会社の本社に到着した日をいいます。以下同じ。）が主契約の保険期間の満了する日の直前の年単位の契約応当日以後である場合には、会社は、特定状態保険金を支払いません。

2. 特定状態保険金の金額は、主契約の保険金額のうち、特定状態保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額を差し引いた金額とします。

(特定状態保険金の支払に関する補則)

第2条 特定状態保険金の受取人は、被保険者となります。

2. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合には、前項の規定にかかわらず、特定状態保険金の受取人は保険契約者となります。

3. 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
4. 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額分が特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものと取り扱います。
5. 前項の場合、主契約の保険金額は、主契約の保険金額から指定保険金額を差し引いた金額に改めます。
6. 特定状態保険金を支払う前に、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、会社は、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱います。
7. 主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受け、その保険金を支払うときは、会社は、特定状態保険金を支払いません。
8. 主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に特定状態保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
9. 特定状態保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、特定状態保険金からそれらの元利金を差し引きます。
10. 特定状態保険金の受取人は、第1項および第2項に定める者以外の者に変更することはできません。

（特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所）

- 第3条** 特定状態保険金の受取人は、特定状態保険金を請求（第1条（特定状態保険金の支払）第2項の規定による主契約の保険金額の指定を含みます。以下本条において同じ。）する場合には、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
2. 特定状態保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社で支払います。
 3. 特定状態保険金（以下本項において「保険金」といいます。）を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、特約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします（この場合には、会社は、保険金を請求した者に通知します。）。
- (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な

場合

- 被保険者の第1条（特定状態保険金の支払）に定める所定の状態に該当する事実の有無
 - (2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
この特約が付加されている主契約について会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) 主約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、主約款に定める反社会的勢力に該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
4. 前項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特定状態保険金を支払いません。

（特定状態保険金を支払わない場合）

- 第4条** 被保険者がつぎのいずれかによって第1条（特定状態保険金の支払）第1項の規定に該当した場合には、会社は、特定状態保険金を支払いません。
- (1) 保険契約者または被保険者の故意
 - (2) 戦争その他の変乱

（特約の締結）

- 第5条** 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の取扱方法に従い、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の責任開始期）

- 第6条** この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、会社が特約付加の申込を承諾した時からこの特約上の責任を負います。
2. 会社が特約付加の申込を承諾した場合には、会社は、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付して、承諾の通知にかえます。
- (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 主たる被保険者の氏名および契約日時点の年齢

- (4) 主契約の死亡保険金受取人の氏名または名称
その他のその受取人を特定するために必要な事項
- (5) 主契約および付加する特約の種類
- (6) 支払事由
- (7) 保険期間
- (8) 保険金、給付金、年金等の額およびその支払方法
- (9) 保険料およびその払込方法
- (10) 契約日（ただし、主契約の契約日後にこの特約を主契約に付加した場合は、「契約日」を「契約日および特約の中途付加日」と読み替えます。）
- (11) 保険証券を作成した年月日

（特約保険料）

第7条 この特約に対する保険料はありません。

（特約の失効）

第8条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（特約の復活）

第9条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（告知義務および告知義務違反による解除）

第10条 主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定は、特定状態保険金の支払の場合に準用します。

（重大事由による解除）

第11条 主約款の重大事由による解除の規定は、特定状態保険金の支払の場合に準用します。

（特約の解約）

第12条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

（特約の解約返戻金）

第13条 この特約に対する解約返戻金はありません。

（特約の消滅とみなす場合）

第14条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 第1条（特定状態保険金の支払）の規定により特定状態保険金が支払われたとき。
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
- (3) 主契約が延長定期保険に変更されたとき。

（特約の復旧）

第15条 延長定期保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、前条第3号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとしします。

（主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用する場合の取扱）

第16条 特定状態保険金の支払に際しては、指定保険金額分に対して、主契約の死亡保険金を支払うときの取扱に準じて、主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用します。

（管轄裁判所）

第17条 この特約における特定状態保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第18条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（主契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（2013）に規定する保険金削減支払法が適用されている場合の特則）

第19条 主契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（2013）（以下「特別条件付保険特約等」といいます。）が付加され、特別条件付保険特約等の特約条項第2条（特別条件）第1項第1号に規定する保険金削減支払法が主契約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、会社は、指定保険金額に特定状態保険金の請求日における特別条件付保険特約等の特約条項に定める所定の割合を乗じて得た金額から、会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額を差し引いた金額を特定状態保険金として支払います。

（主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、がん保障定期保険特約または介護保障定期保険特約が付加されている場合の特則）

第20条 主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、がん保障定期保険特約または介護保障定期保険特約（死亡保険金不担保特約が付加されている場合を除きます。以下本条において同じ。）が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特定状態保険金の支払）第2項に定める主契約の保険金額に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保

険特約、がん保障定期保険特約および介護保障定期保険特約の保険金額を加えます。

- (2) 第1条第2項に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約、平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、がん保障定期保険特約および介護保障定期保険特約の保険金額から、特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- (3) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）の規定を準用します。
- (4) 平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、がん保障定期保険特約および介護保障定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日（それぞれの特約条項の規定により特約が更新される場合を除きます。）の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特約は適用しません。
- (5) 主契約に特別条件付保険特約等が付加され、特別条件付保険特約等の特約条項第2条（特別条件）第1項第1号に規定する保険金削減支払法が平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、がん保障定期保険特約または介護保障定期保険特約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、会社は、指定保険金額に特定状態保険金の請求日における特別条件付保険特約等の特約条項に定める所定の割合を乗じて得た金額から、会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額を差し引いた金額を特定状態保険金として支払います。
- (6) 特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合、特定疾病保障定期保険特約条項に定める特約特定疾病保険金の請求と特定状態保険金の請求を重ねてうけたときには、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特定状態保険金は支払いません。
- (7) がん保障定期保険特約が付加されている場合、がん保障定期保険特約条項に定める特約がん保険金の請求と特定状態保険金の請求を重ねてうけたときには、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特定状態保険金は支払いません。
- (8) 介護保障定期保険特約が付加されている場合、介護保障定期保険特約条項に定める介護保険金の請求と特定状態保険金の請求を重ねてうけたときには、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特定状態保険金は支払いません。

（主契約に逡減定期保険特約が付加されている場合の特約）

第21条 主契約に逡減定期保険特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特定状態保険金の支払）第2項に定める主契約の保険金額に逡減定期保険特約の保険金額を加えます。この場合、逡減定期保険特約の保険金額は、特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日（応当日のない場合は、その月の末日とします。以下本条において同じ。）における保険金額とします。
- (2) 第1条第2項に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額および特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における逡減定期保険特約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- (3) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第1項、第2項および第6項から第9項までの規定を準用するほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における逡減定期保険特約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逡減定期保険特約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
 - (イ) 特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における逡減定期保険特約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逡減定期保険特約は指定保険金額に対応する特約基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
 - (ウ) 前(イ)の場合、逡減定期保険特約の特約基本保険金額は、逡減定期保険特約の特約基本保険金額から指定保険金額に対応する特約基本保険金額を差し引いた金額に改められます。
- (4) 逡減定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日（逡減定期保険特約条項の規定により逡減定期保険特約が更新される場合を除きます。）の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特約は適用しません。
- (5) 主契約に特別条件付保険特約等が付加され、特別条件付保険特約等の特約条項第2条（特別条件）第1項第1号に規定する保険金削減支払法が逡減定期保険特約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、前条第5号の規定を適用します。

(主契約に収入保障特約または低解約返戻金型収入保障特約が付加されている場合の特則)

第22条 主契約に収入保障特約または低解約返戻金型収入保障特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条(特定状態保険金の支払)第2項に定める主契約の保険金額に収入保障特約または低解約返戻金型収入保障特約の年金の現価相当額を加えます。この場合、収入保障特約または低解約返戻金型収入保障特約の年金の現価相当額は、特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日(応当日のない場合は、その月の末日とします。以下本条において同じ。)における年金の現価相当額とします。
- (2) 第1条第2項に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額および前号に定める収入保障特約または低解約返戻金型収入保障特約の年金の現価相当額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。この場合、収入保障特約については特約基本年金月額を、低解約返戻金型収入保障特約については特約年金月額を指定することにより、指定保険金額を指定するものとします。
- (3) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)第1項、第2項および第6項から第9項までの規定を準用するほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第1号に定める収入保障特約または低解約返戻金型収入保障特約の年金の現価相当額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、収入保障特約または低解約返戻金型収入保障特約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
 - (イ) 第1号に定める収入保障特約または低解約返戻金型収入保障特約の年金の現価相当額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、指定保険金額に対応する収入保障特約の特約基本年金月額または低解約返戻金型収入保障特約の特約年金月額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
 - (ウ) 前(イ)の場合、収入保障特約の特約基本年金月額は指定保険金額に対応する特約基本年金月額分を差し引いた金額に、低解約返戻金型収入保障特約の特約年金月額は指定保険金額に対応する特約年金月額分を差し引いた金額に改められます。
- (4) 収入保障特約または低解約返戻金型収入保障特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日(収入保障特約条項の規定により収入保障特約が更新される場合を除きます。)の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特則は適用しません。
- (5) 主契約に特別条件付保険特約等が付加され、

特別条件付保険特約等の特約条項第2条(特別条件)第1項第1号に規定する保険金削減支払法が収入保障特約または低解約返戻金型収入保障特約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、第20条(主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、がん保障定期保険特約または介護保障定期保険特約が付加されている場合の特則)第5号の規定を適用します。

(主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合の特則)

第23条 主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)第3項の規定により主契約が消滅したときは、配偶者定期保険特約は消滅したものとみなし、配偶者定期保険特約の責任準備金を払い戻します。
- (2) 第2条第4項、第5項、第20条(主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、がん保障定期保険特約または介護保障定期保険特約が付加されている場合の特則)第3号、第21条(主契約に遡減定期保険特約が付加されている場合の特則)第3号および第22条(主契約に収入保障特約または低解約返戻金型収入保障特約が付加されている場合の特則)第3号の規定により主契約の保険金額(主契約に付加されている平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、がん保障定期保険特約または介護保障定期保険特約の保険金額を含みます。)、遡減定期保険特約の特約基本保険金額、収入保障特約の特約基本年金月額または低解約返戻金型収入保障特約の特約年金月額が改められるときでも、配偶者定期保険特約はそのまま有効に継続します。

(主契約にこども定期保険特約が付加されている場合の特則)

第24条 主契約にこども定期保険特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)第3項の規定により主契約が消滅したときは、こども定期保険特約は消滅したものとみなし、こども定期保険特約の責任準備金を払い戻します。
- (2) 第2条第4項、第5項、第20条(主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、がん保障定期保険特約または介護保障定期保険特約が付加されている場合の特則)第3号、第21条(主契約に遡減定期保険特約が付加されている場合の特則)第3号および第22条(主契約に収入保障特約ま

たは低解約返戻金型収入保障特約が付加されている場合の特則）第3号の規定により主契約の保険金額（主契約に付加されている平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、がん保障定期保険特約または介護保障定期保険特約の保険金額を含みます。））、逓減定期保険特約の特約基本保険金額、収入保障特約の特約基本年金月額または低解約返戻金型収入保障特約の特約年金月額が改められるときでも、こども定期保険特約はそのまま有効に継続します。

（主契約に付加されている入院給付金のある特約等の取扱）

第25条 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）

第3項の規定により主契約が消滅したときまたは第2条第4項、第5項、第20条（主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、がん保障定期保険特約または介護保障定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号、第21条（主契約に逓減定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号および第22条（主契約に収入保障特約または低解約返戻金型収入保障特約が付加されている場合の特則）第3号の規定により主契約の保険金額（主契約に付加されている平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、がん保障定期保険特約または介護保障定期保険特約の保険金額を含みます。以下本条において同じ。））、逓減定期保険特約の特約基本保険金額、収入保障特約の特約基本年金月額または低解約返戻金型収入保障特約の特約年金月額が改められるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 入院給付金または療養給付金のある会社所定の特約については、主契約が消滅した場合、主契約の消滅時を含んで継続している入院またはその後の退院であるときは、それぞれの特約条項の主契約の消滅時を含んで継続している入院またはその後の退院の取扱の規定を準用します。
- (2) 入院給付金、手術給付金、療養給付金または災害死亡保険金等のある会社所定の特約については、主契約の保険金額、逓減定期保険特約の特約基本保険金額、収入保障特約の特約基本年金月額または低解約返戻金型収入保障特約の特約年金月額が改められるときでも、これらの特約はそのまま有効に継続します。

（定期保険、低解約返戻金型長期定期保険、逓増定期保険、養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

第26条 この特約を定期保険、低解約返戻金型長期定期保険、逓増定期保険、養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、第1条（特定状態保険金の支払）第1項中「主契約の保

険期間の満了する日」とあるのは「主契約の保険期間の満了する日（主約款の規定により主契約が更新される場合を除きます。）」と読み替えます。

2. 前項のほか、この特約を逓増定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特定状態保険金の支払）第2項に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
 - (2) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第1項、第2項および第6項から第9項までの規定を準用するほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
 - (イ) 特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は指定保険金額に対応する基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
 - (ウ) 前(イ)の場合、主契約の基本保険金額は、主契約の基本保険金額から指定保険金額に対応する基本保険金額を差し引いた金額に改められます。
3. 第1項のほか、この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、第6条（特約の責任開始期）第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の保険金の受取人」と読み替えます。

（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則）

第27条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の全部について、保険契約者が、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したときは、この特約は消滅します。
- (2) 主契約の一部について、保険契約者が、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したときは、第14条（特約の消滅とみなす場合）第2号中「主契約」とあるのは「主契約のうち、年金支払移行部分および介護保障移行部分を除いた部分」と読み替えます。

(5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加した場合の特則)

第28条 この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱いいます。

- (1) 主約款に定める特定疾病保険金の請求と特定状態保険金の請求を重ねてうけた場合には、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特定状態保険金は支払いません。
- (2) 特定疾病保障定期保険に付加した場合には、第1条(特定状態保険金の支払)第1項中「主契約の保険期間の満了する日」とあるのは「主契約の保険期間の満了する日(主約款の規定により主契約が更新される場合を除きます。)」と読み替えます。

(5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

第29条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱いいます。

- (1) この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合、平準定期保険特約、逓減定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、がん保障定期保険特約、収入保障特約または低解約返戻金型収入保障特約の付加を要します。
- (2) 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)第2項中「主契約の死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)」および主契約の満期保険金受取人(満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。)」とあるのは、「主契約の死亡給付金受取人(死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。)」および主契約の年金受取人(年金の一部の受取人である場合を含みます。)」と読み替えます。
- (3) 第2条第6項、第7項および第8項中「主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金」とあるのは「平準定期保険特約条項、逓減定期保険特約条項、生存給付金付定期保険特約条項、特定疾病保障定期保険特約条項、がん保障定期保険特約条項、収入保障特約条項または低解約返戻金型収入保障特約条項に定める特約死亡保険金、特約高度障害保険金、特約特定疾病保険金、特約がん保険金、特約遺族年金または特約高度障害年金」と読み替えます。
- (4) 第6条(特約の責任開始期)第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (5) 第14条(特約の消滅とみなす場合)に定めるほか、主契約に付加している平準定期保険特約、逓減定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、がん保障定期保険特約、収入保障特約および低解約返戻金

型収入保障特約がすべて消滅したときも、この特約は消滅します。

- (6) 第20条(主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、がん保障定期保険特約または介護保障定期保険特約が付加されている場合の特則)、第21条(主契約に逓減定期保険特約が付加されている場合の特則)および第22条(主契約に収入保障特約または低解約返戻金型収入保障特約が付加されている場合の特則)の規定の運用にあたっては、主契約の保険金額はないものとみなします。

(収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合の特則)

第30条 この特約を収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱いいます。

- (1) この特約条項の適用に際しては、「主契約の保険金額」を「特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日(応当日のない場合は、その月の末日とします。)」における主契約の年金の現価相当額」と読み替えます。
- (2) 第1条(特定状態保険金の支払)第1項中「主契約の保険期間の満了する日」とあるのは「主契約の保険期間の満了する日(主約款の規定により主契約が更新される場合を除きます。)」と読み替えます。
- (3) 第1条第2項に定める指定保険金額は、主契約の基本年金月額または年金月額を指定することにより指定するものとします。
- (4) 第6条(特約の責任開始期)第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の遺族年金受取人」と読み替えます。
- (5) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)第1項および第9項を準用するほか、つぎのとおりとします。
- (7) 保険契約者が法人で、かつ、主契約の遺族年金受取人(遺族年金の一部の受取人である場合を含みます。)が保険契約者である場合には、第2条第1項の規定にかかわらず、特定状態保険金の受取人は保険契約者となります。
- (イ) 特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日(応当日のない場合は、その月の末日とします。以下本号において同じ。))における主契約の年金の現価相当額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- (ウ) 特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における主契約の年金の現価相当額の一部が指定保険金額として指

定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は指定保険金額に対応する基本年金月額分または年金月額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

- (I) 前(ウ)の場合、収入保障保険の基本年金月額は指定保険金額に対応する基本年金月額分を差し引いた金額に、低解約返戻金型収入保障保険の年金月額分は指定保険金額に対応する年金月額分を差し引いた金額に改められます。
- (オ) 特定状態保険金を支払う前に、主約款に定める遺族年金または高度障害年金の請求を受けたときは、会社は、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱います。
- (カ) 主約款に定める遺族年金または高度障害年金の請求を受け、その年金を支払うときは、会社は、特定状態保険金を支払いません。
- (キ) 主約款に定める遺族年金または高度障害年金が支払われた場合には、その支払後に特定状態保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

（特定状態保険金の指定代理請求に関する特則）

第31条 平成30年4月1日以前に締結されたこの特約を更新する場合、この特則を適用します。ただし、主契約に指定代理請求特約が付加されている場合を除きます。

2. この特則を適用したこの特約については、特定状態保険金の受取人に特定状態保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第5項の規定により変更したつぎの者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類を会社に提出して、特定状態保険金の受取人の代理人として特定状態保険金を請求することができます。ただし、特定状態保険金の受取人が法人である場合を除きます。
- (1) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
3. 前項の規定により会社が特定状態保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特定状態保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
4. 被保険者が指定代理請求人の故意によって第1条（特定状態保険金の支払）第1項の規定に該当した場合には、会社は、特定状態保険金を支払いません。ただし、被保険者から請求があったときは、この限りではありません。
5. 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同

意を得て、指定代理請求人を変更することができません。ただし、変更後の指定代理請求人は、第2項の規定の範囲内の者であることを要します。

6. 前項の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類（別表1）を会社に提出してください。
7. 前項の書類が会社に到達する前に変更前の指定代理請求人に特定状態保険金を支払ったときは、その後特定状態保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
8. 第5項の変更の手続が完了したときは、会社は、変更後の契約内容を保険契約者またはその承継人に通知します。
9. 会社は、告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知について、保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。
10. この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険もしくは特定疾病保障定期保険に付加している場合または主契約に特定疾病保障定期保険特約もしくはがん保障定期保険特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) この特約と主契約、特定疾病保障定期保険特約またはがん保障定期保険特約の指定代理請求人は、同一人であることを要します。
- (2) この特約と主契約、特定疾病保障定期保険特約またはがん保障定期保険特約のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更（指定代理請求人を指定しない場合も含みます。以下本号において同じ。）が行なわれたときは、他の特約または主契約についても同一の指定または変更が行なわれたものとします。

別表 1 請求書類

(1) 特定状態保険金の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	特定状態保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特定状態保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑登録証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
2	特定状態保険金の指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の住民票と印鑑登録証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険証の写し (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

(2) その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の同意書
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

この特約の概要

- 第1条 特約の締結
- 第2条 保険契約者代理人による手続
- 第3条 保険契約者代理人の指定および変更
- 第4条 告知義務違反等による解除の通知
- 第5条 特約の解約
- 第6条 特約の消滅とみなす場合
- 第7条 主約款の規定の準用
- 第8条 主契約に指定代理請求特約が付加されている場合の特則

- 第9条 主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合の特則
- 第10条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則
- 第11条 3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険または積立利率変動型個人年金保険に付加した場合の特則
- 第12条 収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合の特則
- 第13条 学資保険に付加した場合の特則

別表 請求書類

保険契約者代理特約条項

(令和6年4月2日制定)

(この特約の概要)

この特約は、保険契約者が手続を自ら行なうことができない会社所定の事情があるときに、所定の代理人が保険契約者に代わって手続を行なうことを可能とするものです。

(特約の締結)

第1条 保険契約者は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の契約日以後、会社の取扱方法に従い、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(保険契約者代理人による手続)

第2条 保険契約者が手続を自ら行なうことができないつぎのいずれかの事情（以下「特別な事情」といいます。）があるときは、次条の規定によりあらかじめ指定または変更された保険契約者代理人が、別表に定める必要書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、保険契約者の代理人として手続を行なうことができます。

- (1) 手続を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 前号に準じる状態であると会社が認めた場合
2. 保険契約者代理人が行なうことができる手続（以下「代理手続」といいます。）は、つぎの各号に定めるとおりとします。
- (1) 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および主契約に付加されている特約の特約条項に定める保険契約者が行なうことができる手続
 - (2) 保険契約者と主契約および主契約に付加されている特約の保険金、給付金、一時金、年金および祝金（以下「保険金等」といいます。）の

受取人が同一人である場合の保険金等の受取人が行なうことができる手続

3. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号に定める手続を除きます。

- (1) 保険契約者の変更手続
- (2) 保険金等の受取人の変更手続
- (3) 告知を要する手続
- (4) 保険契約者代理人の変更手続
- (5) 指定代理請求人の変更手続
- (6) 保険金等の受取人が主契約の被保険者と定められている場合の請求手続

4. 保険契約者代理人が代理手続を行なう場合、保険契約者代理人は手続時においてつぎのいずれかに該当する者であることを要します。ただし、第5号、第6号および第7号に該当する者は、当社所定の書類によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために手続を行なうべき相当な関係があると会社が認めた者に限ります。

- (1) 保険契約者の戸籍上の配偶者
- (2) 保険契約者の直系血族
- (3) 保険契約者の3親等内の血族
- (4) 保険契約者と同居し、または、保険契約者と生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族
- (5) 前号以外の者で、保険契約者と同居し、または、保険契約者と生計を一にしている者
- (6) 保険契約者の財産管理を行なっている者
- (7) その他保険契約者と同居し、または、保険契約者と生計を一にしている者または保険契約者の財産管理を行なっている者と同等の関係にある者

5. 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険契約者を第1項各

号に定める状態に該当させた者は、代理手続を行なうことができません。

6. 会社が代理手続により保険金等その他この保険契約に基づく諸支払金を支払った場合には、その後重複して同一の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
7. 主約款に定める保険金等の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による保険金等その他この保険契約に基づく諸支払金の請求の場合に準用します。

(保険契約者代理人の指定および変更)

- 第3条** この特約を付加した場合には、保険契約者は、あらかじめ前条第4項に定める範囲内で1人の者を保険契約者代理人として指定してください。
2. 保険契約者は、保険契約者代理人を前条第4項に定める範囲内で他の1人の者に変更することができます。
 3. 前項の規定により、保険契約者が保険契約者代理人の変更をするときは、別表に定める必要書類を会社に提出してください。
 4. 第2項の規定により保険契約者代理人の変更を行なった後は、変更前の保険契約者代理人は代理手続を行なうことはできません。
 5. 第3項の必要書類が会社に到達する前に、保険契約者が変更後の保険契約者代理人として指定した者から代理手続の請求を受けても、会社は、これを取り扱いません。
 6. 第2項の変更の手続が完了したときは、会社は、変更後の契約内容を保険契約者に通知します。

(告知義務違反等による解除の通知)

- 第4条** この特約が付加されている場合で、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知について、会社が正当な理由により主約款または主契約に付加されている特約の特約条項に定める通知先のいずれにも通知できないときは、保険契約者代理人に解除の通知をします。

(特約の解約)

- 第5条** 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第6条** つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- (1) 保険契約者が死亡したとき
 - (2) 保険契約者が変更されたとき
 - (3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 - (4) 保険契約者代理人が死亡、その他法令に定める代理権の消滅事由に該当したとき
2. 前項第4号に該当したときは、保険契約者はす

みやかに会社に通知してください。

(主約款の規定の準用)

- 第7条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約に指定代理請求特約が付加されている場合の特則)

- 第8条** 主契約に指定代理請求特約が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 指定代理請求人による請求が可能である手続は代理手続から除きます。
 - (2) 指定代理請求特約条項第3条（保険金等の代理請求）第3項に定める指定代理請求人が請求できない場合の代理請求人による請求手続は取り扱いません。ただし、保険契約者代理人による請求が可能である場合に限りです。

(主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合の特則)

- 第9条** この特約が付加された主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合には、年金支払開始日にこの特約は消滅します。ただし、主契約のうち年金支払に移行しない部分および主契約に付加された特約のうち有効に継続している保険金等がある特約については、この特約は継続するものとします。
2. 5年ごと利差配当付年金支払移行特約により一部が年金支払に移行された主契約または年金支払開始日以後も保険金等がある特約が有効に継続している主契約にこの特約が付加された場合、主契約のうち年金支払移行部分には、この特約を適用しません。

(5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

- 第10条** この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合、主契約の年金支払開始日にこの特約は消滅します。ただし、主契約に付加された特約のうち有効に継続している保険金等がある特約については、この特約は継続するものとします。
2. この特約を主契約の年金支払開始日以後も保険金等がある特約が有効に継続している主契約に付加した場合、主契約には、この特約を適用しません。

(3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険または積立利率変動型個人年金保険に付加した場合の特則)

- 第11条** この特約を3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険または積立利率変動型個人年金保険に付加した場合、主契約の年金支払開始日にこの特約は消滅します。

(収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合の特則)

第12条 この特約を収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合、主契約の第1回の年金の支払日にこの特約は消滅します。

(学資保険に付加した場合の特則)

第13条 この特約を学資保険に付加した場合、主契約の学資年金支払開始日にこの特約は消滅します。

別表 請求書類

項 目		必 要 書 類
1	代理手続	(1) 主約款および各特約に定める各手続の請求書類 (2) 保険契約者および保険契約者代理人の戸籍謄本 (3) 保険契約者代理人の住民票および印鑑登録証明書 (4) 保険契約者または保険契約者代理人の健康保険被保険者証の写し（保険契約者代理人が保険契約者と生計を一にしていることを証する必要がある場合） (5) 保険契約者が手続を自ら行なうことができない特別な事情を示す書類 (6) 保険契約者代理人が保険契約者の財産管理を行なっている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
2	保険契約者代理人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

指定代理請求特約条項 目次

この特約の概要

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の対象となる保険金等
- 第3条 保険金等の代理請求
- 第4条 指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回
- 第5条 告知義務違反等による解除の通知
- 第6条 特約の解約
- 第7条 特約の消滅
- 第8条 主約款等の代理請求等に関する規定の不適用
- 第9条 主約款の規定の準用
- 第10条 主契約に収入保障特約または低解約返戻金型収入保障特約が付加されている場合の特則

- 第11条 主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合の特則
- 第12条 5年ごと利差配当付個人年金保険、3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険または積立利率変動型個人年金保険に付加した場合の特則
- 第13条 5年ごと利差配当付こども保険または学資保険に付加した場合の特則
- 第14条 医療保険に付加した場合の特則
- 第15条 収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合の特則

別表 請求書類

指定代理請求特約条項

(令和4年4月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、会社の定める保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、所定の代理人が保険金等の受取人に代わって請求を行なうことを可能とするものです。

(特約の締結)

第1条 保険契約者は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の契約日以後、会社の取扱方法に従い、主契約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の対象となる保険金等)

第2条 この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、つぎの各号に定めるとおりとします。

- (1) 主契約および主契約に付加されている特約の保険金、給付金、一時金、年金および祝金のうち、主契約の被保険者が受け取ることとなるもの
- (2) 主契約および主契約に付加されている特約の保険金、給付金、一時金、年金および祝金のうち、主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなるもの
- (3) 主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料払込の免除

(保険金等の代理請求)

第3条 保険金等の受取人（保険料払込の免除の場合は

保険契約者。以下同じ。）が保険金等を請求できないつぎのいずれかの事情（以下「特別な事情」といいます。）があるときは、次条の規定により指定または変更指定された指定代理請求人が、別表に定める必要書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。

- (1) 保険金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 傷病名の告知を受けていない場合。ただし、主治医等から告知を受けていないことに相当の理由があり、かつ、悪性新生物等の特定の傷病を対象とする保険金等について、受取人が自身の傷病名を知らないために当該保険金等を請求することができないと会社が認めた場合に限り、
 - (3) その他前2号に準じる状態であると会社が認めた場合
2. 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時においてつぎのいずれかに該当する者であることを要します。ただし、第5号、第6号および第7号に該当する者は、当社所定の書類によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者に限ります。
- (1) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 主契約の被保険者の直系血族
 - (3) 主契約の被保険者の3親等内の血族
 - (4) 主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている主契約の被保険者の3親等内の親族
 - (5) 前号以外の者で、主契約の被保険者と同居し、または、生計を一にしている者

- (6) 主契約の被保険者の財産管理を行なっている者
- (7) その他主契約の被保険者と同居し、または、生計を一にしている者または主契約の被保険者の財産管理を行なっている者と同等の関係にある者
- 3. 保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があり、指定代理請求人が死亡している場合、請求時に前項に定める範囲外である場合（指定代理請求人が指定されていないときを含みます。）または保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、つぎの者が、別表に定める必要書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。
 - (1) 請求時において、主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている主契約または主契約に付加されている特約の死亡保険金、死亡給付金または遺族年金の受取人（以下「死亡保険金受取人等」といいます。）
 - (2) 前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (3) 前2号に該当する者がいない場合または前2号に該当する者が保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている主契約の被保険者の3親等内の親族
- 4. 前項の場合で、前項第1号に該当する死亡保険金受取人等が2人以上のときは、代表者1名を定めて請求してください。その代表者は他の死亡保険金受取人等を代理するものとします。
- 5. 前4項の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人または第3項に定める保険金等の受取人の代理人（以下「代理請求人」といいます。）に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 6. 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人または代理請求人としての取扱を受けることができません。
- 7. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金等の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による保険金等の請求の場合に準用します。

(指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回)

- 第4条** この特約を付加した場合には、保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得てあらかじめ前条第2項各号に定める範囲内で1人の者を指定代理請求人として指定することができます。
- 2. 保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求人を前条第2項に定める範囲内で他の1人の者に変更指定することができます。
 - 3. 保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。また、保険契約者は、本項の規定により指定代理請求人の指定を撤回した後、主契約の被保険者の同意を得て、新たに前条第2項に定める範囲内で1人の者を指定代理請求人として指定することができます。
 - 4. 前2項の規定により、保険契約者が指定代理請求人の指定（変更指定を含みます。以下、本条において同じ。）または指定の撤回をするときは、別表に定める必要書類を会社に提出してください。
 - 5. 前項の必要書類が会社に到達する前に変更前の指定代理請求人に保険金等を支払ったときは、その後保険金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
 - 6. 第2項または第3項の変更の手続が完了したときは、会社は、変更後の契約内容を保険契約者に通知します。

(告知義務違反等による解除の通知)

- 第5条** この特約が付加されている場合で、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知について、会社が正当な理由により主約款または主契約に付加されている特約に定める通知先のいずれにも通知できないときは、指定代理請求人または代理請求人に解除の通知をします。

(特約の解約)

- 第6条** この特約のみの解約はできません。

(特約の消滅)

- 第7条** 主契約が消滅した場合には、この特約は消滅します。

(主約款等の代理請求等に関する規定の不適用)

- 第8条** この特約が付加された場合には、主約款および主契約に付加されている特約中の、指定代理請求人に関する規定および代理人による給付金または一時金の請求に関する規定は適用しません。

(主約款の規定の準用)

- 第9条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約に収入保障特約または低解約返戻金型収入保障特約が付加されている場合の特則)

- 第10条** 主契約に収入保障特約または低解約返戻金型収

入保障特約（以下「収入保障特約等」といいます。）が付加されている場合で、収入保障特約等の第1回の年金が指定代理請求人または代理請求人により請求され支払われ、かつ、この特約が消滅したときは、年金の受取人が年金を請求できない特別な事情が継続する場合に限り、第2回以後の年金をその指定代理請求人または代理請求人が請求できるものとします。

（主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合の特則）

第11条 第2条（特約の対象となる保険金等）中の「保険金等」には、5年ごと利差配当付年金支払移行特約により支払われる年金は含みません。

（5年ごと利差配当付個人年金保険、3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険または積立利率変動型個人年金保険に付加した場合の特則）

第12条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険、3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険または積立利率変動型個人年金保険に付加した場合で、主契約の第1回の年金が支払われたときは、この特約は消滅します。ただし、主契約の第1回の年金が指定代理請求人または代理請求人により請求され支払われたときは、年金の受取人が年金を請求できない特別な事情が継続する場合に限り、第2回以後の年金をその指定代理請求人または代理請求人が請求できるものとします。

2. 主契約の年金支払開始日以後、主契約に付加された特約のうち、保険金等がある特約が有効に継続している場合には、前項の規定は適用しません。

（5年ごと利差配当付こども保険または学資保険に付加した場合の特則）

第13条 この特約を5年ごと利差配当付こども保険または学資保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第1条（特約の締結）および第4条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）における、主契約の被保険者の同意を得る取扱は適用しません。

(2) 第2条（特約の対象となる保険金等）第1号中「主契約の被保険者」とあるのは「保険契約者」と、第3号中「主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料払込の免除」とあるのは「保険料払込の免除（保険契約者が死亡したことによるものを除きます。）」と読み替えます。

(3) 第3条（保険金等の代理請求）および別表中「主契約の被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

(4) この特約を学資保険に付加した場合で、主契約の第1回の年金が支払われたときは、この特約は消滅します。ただし、主契約の第1回の年金が指定代理請求人または代理請求人により請

求され支払われたときは、年金の受取人が年金を請求できない特別な事情が継続する場合に限り、第2回以後の年金をその指定代理請求人または代理請求人が請求できるものとします。

（医療保険に付加した場合の特則）

第14条 この特約を医療保険に付加した場合には、本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは「主契約の主たる被保険者」と読み替えます。

（収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合の特則）

第15条 この特約を収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合で、主契約の第1回の年金が支払われたときは、この特約は消滅します。ただし、主契約の第1回の年金が指定代理請求人または代理請求人により請求され支払われたときは、年金の受取人が年金を請求できない特別な事情が継続する場合に限り、第2回以後の年金をその指定代理請求人または代理請求人が請求できるものとします。

別表 請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	保険金等の代理請求	(1) 主約款および各特約に定める保険金等の請求書類 (2) 主契約の被保険者および指定代理請求人または代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人または代理請求人の住民票および印鑑登録証明書 (4) 主契約の被保険者または指定代理請求人もしくは代理請求人の健康保険被保険者証の写し（指定代理請求人または代理請求人が主契約の被保険者と生計を一にしていることを証する必要がある場合） (5) 保険金等の受取人が保険金等を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (6) 指定代理請求人が主契約の被保険者の財産管理を行なっている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
2	指定代理請求人の指定、指定の撤回	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑登録証明書 (3) 主契約の被保険者の同意書 (4) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

(特別条件の適用)

第1条 主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）および主契約に付加される保険給付のある特約のうち会社の定める特約（以下「主特約」といいます。）の締結もしくは復活の際または主契約の契約日後に主特約を付加する際、主契約の被保険者の健康状態その他が会社の定めた基準に適合しないときは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項のほか、この特約条項を適用します。

2. 前項の規定により、この特約条項に規定する特別条件を適用する場合、つぎの日を適用日とします。

- (1) 主契約および主特約の締結の際に適用する場合
主契約の契約日
- (2) 主契約および主特約の復活の際に適用する場合
復活の際の責任開始期の属する日
- (3) 主契約の契約日後に主特約を付加する際に適用する場合
付加する主特約の責任開始期の属する日

(特別条件)

第2条 この特約により主契約または主特約（以下「主契約等」といいます。）に適用する特別条件は、その危険の程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つ以上の方法によります。

- (1) 保険金削減支払法
 - (ア) 適用日から起算して会社の定める保険金削減期間内に、主契約の被保険者が死亡し、主約款もしくは主特約の特約条項（以下「主約款等」といいます。）に定める特定の疾病により所定の状態に該当しまたは主約款等に定める高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）になったときは、主約款等の規定により支払うべき保険金額に、適用日から起算して保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、つぎの割合を乗じて得た金額を死亡保険金、特定疾病保険金または高度障害保険金として支払います。ただし、保険料の払込済の主契約等または保険契約の復活の際にこの特別条件を適用した主契約等については、支払うべき保険金額からその支払事由に該当した時における責任準備金を控除した金額につぎの割合を乗じて得た金額と、その時における責任準備金とを合算した金額を支払います。

保険金の支払事由に該当した時までの経過期間	削減期間				
	1年	2年	3年	4年	5年
1年以内	50%	30%	25%	20%	15%
1年超2年以内		60%	50%	40%	30%
2年超3年以内			75%	60%	45%
3年超4年以内				80%	60%
4年超5年以内					80%

- (イ) 前(ア)の規定にかかわらず、主契約の被保険者が傷害（主約款等に定める不慮の事故またはそれ以外の外因による傷害をいいます。以下同じ。）または別表1に定める感染症（以下「感染症」といいます。）により、死亡しまたは高度障害状態になったときは、保険金の削減はしません。
- (2) 給付金削減支払法

適用日から起算して会社の定める給付金削減期間内に、主契約の被保険者がつぎのいずれかに該当するときは、主約款等の規定により支払うべき給付金額に、適用日から起算して給付金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、前号(ア)に定める割合を乗じて得た額を基準として、給付金を支払います。ただし、傷害または感染症による場合は、給付金の削減はしません。

 - (ア) 入院をしたとき
 - (イ) 手術、放射線治療または骨髄移植を受けたとき
 - (ウ) 先進医療による療養を受けたとき
 - (エ) 入院して退院したとき
 - (オ) 通院をしたとき
- (3) 特別保険料領収法
 - (ア) 主契約等の保険料に会社の定める特別保険料を加算した金額を払い込むべき主契約等の保険料とします。
 - (イ) 主約款等の規定によって保険料の払込が免除された場合は、同時に特別保険料の払込を免除します。
 - (ウ) 特別保険料に対する解約返戻金は、特別保険料領収法が適用される主契約等の規定を準用して計算します。ただし、解約返戻金抑制型医療保険の場合、特別保険料に対する解約返戻金はありません。
 - (エ) 特別保険料に対する解約返戻金または責任準備金の支払その他の取扱は、特別保険料領収法が適用される主契約等の解約返戻金または責任準備金の支払その他の取扱に準じて取り扱います。
- (4) 特定疾病・部位不担保法
 - (ア) 適用日から起算して会社が定める不担保期

間内に、別表 2 に定める疾病および身体部位のうちこの特別条件を適用する際に会社が指定した疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。以下「特定疾病」といいます。）または会社が指定した部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた疾病もしくは責任開始期前に発生した傷害（以下本(ア)において「疾病等」といいます。）によりつぎのいずれかに該当するときは、給付金を支払いません。ただし、感染症による場合を除きます。

- (a) 特定疾病または特定部位に生じた疾病等の治療を目的として入院をしたとき
- (b) 特定疾病または特定部位に生じた疾病等の治療を目的として手術、放射線治療または骨髄移植を受けたとき
- (c) 特定疾病または特定部位に生じた疾病等を原因として先進医療による療養を受けたとき
- (d) 特定疾病または特定部位に生じた疾病等の治療を目的として入院して退院したとき
- (e) 特定疾病または特定部位に生じた疾病等の治療を目的として通院をしたとき
- (イ) 前(ア)の規定が適用される入院について、主契約の被保険者が会社の定めた不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その満了日の翌日を入院の開始日とみなします。
- (5) 特定高度障害状態不担保法
被保険者が眼球および眼球附属器に生じた疾病または責任開始期前に発生した傷害により、高度障害状態のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当するときは、高度障害保険金（名称の如何を問わず、高度障害状態に該当したことにより支払われる年金等を含みます。）を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。ただし、感染症による場合を除きます。
2. 保険金削減支払法が適用された低解約返戻金型収入保障保険普通保険約款および低解約返戻金型収入保障特約条項の規定により遺族年金、高度障害年金、特約遺族年金もしくは特約高度障害年金またはこれらの現価を支払うときは前項第 1 号の規定を準用します。
3. 保険金削減支払法が適用されたがん保障定期保険特約条項の規定により特約死亡保険金、特約がん保険金または特約高度障害保険金を支払うときは第 1 項第 1 号の規定を準用します。
4. 保険金削減支払法が適用された介護保障定期保険特約条項の規定により特約死亡保険金、介護保険金または特約高度障害保険金を支払うときは第 1 項第 1 号の規定を準用し、給付金削減支払法が適用された介護保障定期保険特約条項の規定により認知症診断給付金を支払うときは第 1 項第 2 号の規定を準用します。

（復活の制限）

- 第 3 条** この特約を付加した保険契約が効力を失った場合、保険契約の復活の請求は保険契約が効力を失った日から起算して 2 年以内に限りします。
2. 前項の規定は、主契約が医療保険契約および解約返戻金抑制型医療保険契約の場合は適用しません。

（主約款および特約条項の規定の適用除外）

- 第 4 条** この特約に定める特別条件を主契約に適用した場合、つぎの各号の取扱は行ないません。ただし、保険金削減支払法もしくは給付金削減支払法の場合で保険金削減期間もしくは給付金削減期間経過後のとき、特定疾病・部位不担保法のとき、または特定高度障害状態不担保法のときはこの限りではありません。
- (1) 延長定期保険への変更
 - (2) 払済保険への変更
 - (3) 保険期間の変更
 - (4) 保険料払込期間の変更
 - (5) 保険料の払込完了の特則の適用
 - (6) 保険契約の更新
2. この特約に定める特別条件を主特約に適用した場合、つぎの各号の取扱は行ないません。
 - (1) 延長定期保険への変更。ただし、保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき、給付金削減支払法のとき、特定疾病・部位不担保法のとき、または特定高度障害状態不担保法のときはこの限りではありません。
 - (2) 払済保険への変更。ただし、保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき、給付金削減支払法のとき、特定疾病・部位不担保法のとき、または特定高度障害状態不担保法のときはこの限りではありません。
 - (3) 特別条件を適用した主特約の保険期間の変更または保険料払込期間の変更をともなう主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の変更、特約の付加または特則の適用。ただし、保険金削減支払法の場合もしくは給付金削減支払法の場合で保険金削減期間もしくは給付金削減期間経過後のとき、特定疾病・部位不担保法のとき、または特定高度障害状態不担保法のときはこの限りではありません。
 - (4) 特別条件を適用した主特約の更新および復旧。ただし、保険金削減支払法もしくは給付金削減支払法の場合で保険金削減期間もしくは給付金削減期間経過後のとき、特定疾病・部位不担保法のとき、または特定高度障害状態不担保法のときはこの限りではありません。

備考

更新後の特別条件の適用について

- (1) 特定疾病・部位不担保法が適用された主契約等の保険期間満了の日までに不担保期間が満了せず、保険契約が更新された場合、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして特定疾病・部位不担保法を適用します。
- (2) 特定高度障害状態不担保法が適用された保険契約が更新された場合、更新後の保険契約にも特定高度障害状態不担保法を適用します。

別表1 感染症

感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項から第4項までに規定されている疾病のうちつぎのものをいいます。（注）

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症

- （注）新型コロナウイルス感染症（COVID-19、病原体がベータコロナウイルス属のSARS-CoV-2であるもの。）が、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項から第4項までに規定されている疾病に指定されている間または同条第7項の「新型インフルエンザ等感染症」として位置づけられている間は、対象となる感染症に含めます。

別表2 特定疾病・部位不担保法により不担保とする疾病・部位

身体部位の名称	
1	眼球および眼球附属器
2	耳（内耳、中耳、外耳、聴神経を含みます。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含みます。）
4	咽頭および喉頭
5	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
6	甲状腺
7	食道
8	胃、十二指腸および空腸
9	小腸および大腸
10	盲腸（虫様突起を含みます。）
11	直腸および肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	脾臓
14	肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭

15	腎臓および尿管
16	膀胱および尿道
17	前立腺、睾丸、副睾丸、精管、精索および精嚢
18	子宮、卵巣および子宮附属器（異常分娩、妊娠異常が生じた場合を含みます。）
19	乳房（乳腺を含みます。）
20	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニア、または大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）
21	頸椎部（当該神経を含みます。）
22	胸椎部（当該神経を含みます。）
23	腰椎部（当該神経を含みます。）
24	仙骨部および尾骨部（当該神経を含みます。）
25	左肩関節部
26	右肩関節部
27	左鎖骨
28	右鎖骨
29	左股関節部
30	右股関節部
31	左上肢（左肩関節部を除きます。）
32	右上肢（右肩関節部を除きます。）
33	左下肢（左股関節部を除きます。）
34	右下肢（右股関節部を除きます。）
35	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限ります。）
36	脊椎（当該神経を含みます。）
37	皮膚（頭皮を含みます。）
38	腹膜（腹腔内臓器の癒着が生じた場合を含みます。）
39	前立腺
40	頭蓋骨
41	上顎骨、下顎骨および顎関節部
42	肋骨、肋軟骨および胸骨
43	縦隔
44	膣および外陰部
45	骨盤
46	両肩関節部および両鎖骨
47	両股関節部
48	両上肢（両肩関節部を除きます。）
49	両下肢（両股関節部を除きます。）

特定疾病の名称	
50	異常妊娠および異常分娩（帝王切開を含みます。）
51	腎結石および尿路結石
52	副鼻腔炎、蓄膿症、鼻中隔湾曲症および鼻茸
53	扁桃腺炎、扁桃周囲膿瘍、扁桃膿瘍、扁桃周囲炎、扁桃肥大およびアデノイド
54	痔瘻、痔核、脱肛および肛門周囲膿瘍
55	腹壁ヘルニア、癒痕ヘルニアおよび臍ヘルニア
56	網膜剥離および網膜裂孔

(この特約の概要)

この特約は、第1回保険料（第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。）の払込を責任開始期の要件とせず、会社が保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負うことを目的としたものです。

(特約の適用)

- 第1条** この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して適用します。
2. この特約を付加した主契約が更新された場合、更新後の主契約にはこの特約は付加されません。

(会社の責任開始期)

- 第2条** この特約が適用され、会社が保険契約の申込を承諾した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 会社は、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。
- (2) 前号により会社の責任が開始される時を主契約の責任開始期とし、その時の属する日を契約日とします。

(第1回保険料の払込および猶予期間)

- 第3条** 保険契約者は、第1回保険料を払込期間内に会社に払い込んでください。
2. 第1回保険料の払込期間は、責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日までとします。
3. 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期間満了の日の属する月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。
4. 第1回保険料の猶予期間中に第2回保険料の猶予期間満了の日が到来する場合は、主約款の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第1回保険料の猶予期間満了の日までとします。

(第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合)

- 第4条** 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了の日までに主約款または特約の規定に基づいて保険金、年金、給付金または一時金（以下「保険金等」といいます。）の支払事由が生じたときは、会社は第1回保険料を支払うべき保険金等から差し引きます。ただし、第2回以後の保険料について、主約款または特約の規定に基づいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、

第1回保険料と合わせて支払うべき保険金等から差し引きます。

2. 前項の場合、支払うべき保険金等が第1回保険料（前項ただし書きの未払込保険料を含みます。）に不足するときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了の日までに第1回保険料（前項ただし書きの未払込保険料を含みます。以下本項において同じ。）を払い込んでください。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき保険金等を支払いません。
3. 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了の日までに主約款または特約の規定に基づいて保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了の日までに第1回保険料（主約款または特約の規定に基づいて払い込むべき第2回以後の未払込保険料がある場合は、その未払込保険料を含みます。以下本項において同じ。）を払い込んでください。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

(第1回保険料が払い込まれないことによる無効)

- 第5条** 第1回保険料の猶予期間満了の日までに第1回保険料の払込がないときは、主契約および主契約に付加された特約を無効とします。ただし、前条第1項に該当し、かつ、前条第2項に該当しない場合を除きます。
2. 本条の規定によって主契約および主契約に付加された特約を無効とした場合、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

(特約の解約)

- 第6条** この特約のみの解約はできません。

(第1回保険料の払込前の保険契約の解約返戻金)

- 第7条** 第1回保険料の払込前の主契約および主契約に付加された特約には解約返戻金はありません。

(主約款の規定の準用)

- 第8条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(学資保険に付加した場合の特則)

- 第9条** この特約を学資保険に付加した場合には、第2条（会社の責任開始期）第1号中、「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

(5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則)

- 第10条** この特約を5年ごと利差配当付こども保険に付

加した場合には、第2条（会社の責任開始期）第1号中、「被保険者」とあるのは「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

（低解約返戻金型終身保険（無選択型）に付加した場合の特則）

第11条 この特約を低解約返戻金型終身保険（無選択型）に付加した場合には、第2条（会社の責任開始期）第1号中、「保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時」とあるのは「保険契約の申込を受けた時」と読み替えます。

(特約の適用)

第1条 この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、つぎの条件を満たす場合に適用します。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること
- (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座。以下同じ。）へ保険料の口座振替を委任していること

(責任開始期および契約日の特則)

第2条 この特約が適用され、第1回保険料から口座振替を行なう場合には、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、第4条（保険料の払込）第1項に定める第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、この日を契約日とします。

2. 月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は主約款および前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
3. 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、会社が主約款および特約の規定に基づいて保険金、給付金等を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、前項の規定にかかわらず、会社は、会社の責任開始の日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、支払うべき保険金、給付金等があるときは、過不足分をその保険金、給付金等と清算します。
4. 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第2項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、普通保険料率を適用します。

- (1) 当月分以後の保険料が3か月分以上一括払されたとき。この場合、会社所定の割引率で保険料を割引します。
- (2) 保険料の振替貸付が行なわれたとき

(保険料の払込)

第4条 保険料は、会社の定めの日（第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めの日とします。また、会社の定めの日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。

2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
4. 保険契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。

(保険料口座振替不能の場合の取扱)

第5条 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合は、保険契約者は、第1回保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。この場合、第2条（責任開始期および契約日の特則）第1項の規定は適用しません。

2. 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合は、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、1か月分の保険料の口座振替を行ない、払込期月の過ぎた保険料について払込があったものとします。
 - (2) 年払契約または半年払契約の場合、払込期月の翌月の振替日に再度口座振替を行ないます。
3. 前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月が到来している保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

(諸変更)

第6条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該金融機関に申し出てください。

2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
4. 会社は、会社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

（特約の消滅）

第7条 つぎの場合には、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
 - (2) 保険料の前納がなされたとき
 - (3) 保険料の一括払込がなされたとき
 - (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (5) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
 - (6) 第1条（特約の適用）に定める条件に該当しなくなったとき
2. 前項第3号の規定にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払込後も引き続きこの特約を適用する旨の申出がなされたときは、この特約は消滅しません。

（主約款の規定の準用）

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（責任開始期に関する特約とあわせて付加した場合の特則）

第9条 この特約を責任開始期に関する特約とあわせて保険契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（責任開始期および契約日の特則）第1項の規定は適用しません。
- (2) 第2条（責任開始期および契約日の特則）第2項中「主約款および前項」とあるのは「主約款および責任開始期に関する特約」と読み替えます。
- (3) 第4条（保険料の払込）第1項の全文をつぎのとおり読み替えます。

『

1. 保険料は、主約款および責任開始期に関する特約の規定にかかわらず、つぎの各号に定める日（提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。

- (1) 第1回保険料
責任開始期に関する特約に定める第1回保険料の払込期間中の会社の定めの日
- (2) 第2回以後の保険料
払込期月中の会社の定めの日

』

- (4) 第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第1項の全文をつぎのとおり読み替えます。

『

1. 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合（提携金融機関に対して第1回保険料の口座振替請求が行われなかった場合を含みます。）は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 月払契約の場合、翌月の振替日に第2回保険料と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たないときには、1か月分の保険料の口座振替を行ない、第1回保険料について払込があったものとしします。
- (2) 年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の振替当日に再度口座振替を行ないます。
- (3) 前2号の規定による保険料の口座振替が不能の場合、保険契約者は、責任開始期に関する特約に定める第1回保険料の猶予期間満了の日までに第1回保険料および払込期月が到来している第2回以後の保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

』

- (5) 第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第2項中「第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合」とあるのは「第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合（前項に該当する場合を除きます。）」と読み替えます。

(特約の適用)

- 第1条** この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
2. 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限りします。
3. 会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性等および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行なうものとします。
4. 会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合にかぎり、この特約に定める取扱を行いません。

(契約日の特則)

- 第2条** 月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として計算します。
2. 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、会社が主約款および特約の規定に基づいて保険金、給付金等を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、前項の規定にかかわらず、会社は、会社の責任開始の日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、支払うべき保険金、給付金等があるときは、過不足分をその保険金、給付金等と清算します。
3. 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第1項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

(保険料率)

- 第3条** この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、クレジットカード払保険料率とします。
2. 前項の規定にかかわらず、当月分以後の保険料が3か月分以上一括払されたときは、普通保険料

率を適用します。この場合、会社所定の割引率で保険料を割引します。

(保険料の払込)

- 第4条** 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった上で、クレジットカードによる保険料の払込を承諾した時に、第1回保険料の払込があったものとします。
2. 前項の場合、会社が、保険契約の申込を承諾したときは会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。
3. 第2回以後の保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、その保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった上で、払込期月中の会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとします。
4. 保険契約者は、カード会社の会員規約等に従い、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
5. 会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった後でも、つぎのすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第3項（第1回保険料の場合は第1項）の規定は適用しません。
- (1) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
- (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと
6. 前項の場合、保険契約者は、保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。なお、第2回以後の保険料の場合は、主約款に定める猶予期間内に、払込期月が到来している保険料を払い込むことを要します。

(諸変更)

- 第5条** 保険契約者は、クレジットカードを同一のカード会社の他のクレジットカードまたは他のカード会社のクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。
2. 保険契約者は、クレジットカードによる保険料の払込を停止して、他の保険料の払込方法（経路）に変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。

(特約の消滅)

- 第6条** つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。
- (1) 保険契約が消滅または失効したとき

- (2) 保険料の前納がなされたとき
 - (3) 保険料の一括払込がなされたとき
 - (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (5) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
 - (6) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
 - (7) 会社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき
 - (8) カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止したとき
2. 前項第3号の規定にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払込後も引き続きこの特約を適用する旨の申出がなされたときは、この特約は消滅しません。
3. 第1項第6号から第8号に該当した場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保険料の払込方法（経路）への変更を行なってください。

（主契約の規定の準用）

第7条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（責任開始期に関する特約とあわせて付加した場合の特則）

第8条 この特約を責任開始期に関する特約とあわせて保険契約に付加した場合には、第2条（契約日の特則）第1項中「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）」とあるのは「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および責任開始期に関する特約」と読み替えます。

(取扱の範囲)

第1条 官公庁、会社、組合、工場その他の団体（以下「団体」といいます。）においてつぎの条件の備わる場合は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほかこの特約を適用して団体年払、半年払または月払の取扱をします。

- (1) 保険契約者がその団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者である保険契約（以下「個人契約」といいます。）であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者である保険契約（以下「事業保険」といいます。）であること
 - (2) 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること
2. 前項第2号の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすことを要します。
3. 第1項の取扱を行なうときは、会社は団体代表者と協定書を取りかわします。

(契約日の特則)

第2条 主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱を行なう保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

2. 前項の規定にかかわらず、責任開始の日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、会社は、責任開始の日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と清算します。
3. 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第1項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 団体がつぎのいずれかに該当する場合は、団体保険料率Aを適用します。
 - (ア) その事業所に個人契約の保険契約者数が20名以上あるとき
 - (イ) その事業所に事業保険の被保険者数が20名以上あるとき

- (ウ) その事業所の個人契約の保険契約者数とその事業所の事業保険の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上あるとき

- (I) その事業所の個人契約の保険契約者数または事業保険の被保険者数が20名未満であっても前(ア)から(ウ)のいずれかに該当する事業所が他にあるとき

- (2) 団体が前号(ア)から(I)のいずれにも該当しない場合は、団体保険料率Bを適用します。

2. 団体保険料率Aを適用した場合でも、保険契約者または被保険者の数が前項第1号に規定する人数未満に減少し、その後6か月を経過しても規定の人数にもどらないときは、会社は、適用する保険料率を団体保険料率Bに変更します。

(保険料の払込)

第4条 第1回保険料を団体を經由して払い込む場合には、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。

2. 第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。

3. 前2項に規定する保険料は、団体の代表者が会社へ払い込んだ日をもって払込のあった日とします。

(保険料の一括払)

第5条 団体月払取扱の場合、団体保険料率Bが適用されるときは、保険契約者は、会社の取扱方法に従い、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あるときは、普通保険料率を基準として、会社所定の割引率で保険料を割引します。

(猶予期間)

第6条 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

- (1) 団体月払取扱の場合、払込期月の翌月初日から末日まで

- (2) 団体年払または半年払の取扱の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）

2. 猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。

3. 定期保険契約、低解約返戻金型長期定期保険契約、収入保障保険契約、特定疾病保障定期保険契約、逦増定期保険契約、養老保険契約、5年ごと利差配当付養老保険契約、利差配当付貯蓄保険契

約、医療保険契約および解約返戻金抑制型医療保険契約について保険契約を更新する場合には、更新後第1回保険料の払込について前項の規定を準用します。

(特約の失効)

第7条 つぎの場合には、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者が、その所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 保険契約者または被保険者の数が第1条（取扱の範囲）第1項および第2項に規定する人数未満に減少し、その後3か月（団体年払または半年払の取扱の場合はその後6か月）を経過しても規定の人数にもどらないとき
 - (3) 保険金額、年金額または入院給付金日額の減額その他により、保険金額、年金額または入院給付金日額が会社の定めた金額を下るとき
 - (4) 保険料の振替貸付を行なったとき
 - (5) 保険料の前納取扱をしたとき
 - (6) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (7) 会社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱を廃止したとき
2. 前項の場合には、個人扱の年払、半年払または月払の取扱に変更し、保険料率を将来に向って更正します。
3. 団体月払取扱を個人扱の年払または半年払の取扱に変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

(責任開始期に関する特約とあわせて付加した場合の特則)

第8条 この特約を責任開始期に関する特約とあわせて保険契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約日の特則）第1項中「主約款」とあるのは「主約款および責任開始期に関する特約」と読み替えます。
- (2) 第1回保険料の猶予期間中に第2回保険料の猶予期間満了の日が到来するときは、主約款および第6条（猶予期間）第1項の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第1回保険料の猶予期間満了の日までとします。

(取扱の範囲)

第1条 組合、連合会、同業団体その他の団体（以下「団体」といいます。）においてつぎの条件の備わる場合は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほかこの特約を適用して団体年払、半年払または月払の取扱をします。

- (1) 保険契約者は、その団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること（この場合を「事業保険」といいます。）
 - (2) 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること
 - (3) 団体を代表する者のあることを要し、その代表者によって保険料を一括して徴収することが可能であること
2. 前項第2号の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすことを要します。
3. 第1項の取扱を行なうときは、会社は団体代表者と協定書を取りかわします。

(契約日の特則)

第2条 主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱を行なう保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

2. 前項の規定にかかわらず、責任開始の日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、会社は、責任開始の日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と清算します。

3. 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第1項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

(保険料の払込)

第4条 第1回保険料を団体を経由して払い込む場合には、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。

2. 第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りま

とめて払い込んでください。

3. 前2項に規定する保険料は、団体の代表者が会社に払い込んだ日をもって払込のあった日とします。

(保険料の一括払)

第5条 団体月払取扱の場合、保険契約者は、会社の取扱方法に従い、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あるときは、普通保険料率を基準として、会社所定の割引率で保険料を割引します。

(猶予期間)

第6条 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

- (1) 団体月払取扱の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
- (2) 団体年払または半年払の取扱の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）

2. 猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。

3. 定期保険契約、低解約返戻金型長期定期保険契約、収入保障保険契約、特定疾病保障定期保険契約、逡増定期保険契約、養老保険契約、5年ごと利差配当付養老保険契約、利差配当付貯蓄保険契約、医療保険契約および解約返戻金抑制型医療保険契約について保険契約を更新する場合には、更新後第1回保険料の払込について前項の規定を準用します。

(特約の失効)

第7条 つぎの場合には、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
- (2) 保険契約者または被保険者の数が第1条（取扱の範囲）第1項および第2項に規定する人数未満に減少し、その後3か月（団体年払または半年払の取扱の場合はその後6か月）を経過しても規定の人数にもならないとき
- (3) 保険金額、年金額または入院給付金日額の減額その他により、保険金額、年金額または入院給付金日額が会社の定めた金額を下るとき
- (4) 保険料の振替貸付を行なったとき
- (5) 保険料の前納取扱をしたとき

- (6) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (7) 会社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱を廃止したとき
- 2. 前項の場合には、個人扱の年払、半年払または月払の取扱に変更します。
- 3. 団体月払取扱を個人扱の年払または半年払の取扱に変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

(責任開始期に関する特約とあわせて付加した場合の特則)

第8条 この特約を責任開始期に関する特約とあわせて保険契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約日の特則）第1項中「主約款」とあるのは「主約款および責任開始期に関する特約」と読み替えます。
- (2) 第1回保険料の猶予期間中に第2回保険料の猶予期間満了の日が到来するときは、主約款および第6条（猶予期間）第1項の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第1回保険料の猶予期間満了の日までとします。

〔現価表〕 低解約返戻金型収入保障保険普通保険約款 年金の未支払分の現価

(年金月額1万円について)

年金支払 残余年数	年金の未支 払分の現価	年金支払 残余年数	年金の未支 払分の現価	年金支払 残余年数	年金の未支 払分の現価	年金支払 残余年数	年金の未支 払分の現価	年金支払 残余年数	年金の未支 払分の現価
年	円	年	円	年	円	年	円	年	円
50	5,364,585	40	4,395,939	30	3,377,756	20	2,307,503	10	1,182,517
49	5,269,879	39	4,296,390	29	3,273,117	19	2,197,513	9	1,066,902
48	5,174,701	38	4,196,344	28	3,167,954	18	2,086,972	8	950,709
47	5,079,046	37	4,095,798	27	3,062,266	17	1,975,879	7	833,934
46	4,982,914	36	3,994,749	26	2,956,049	16	1,864,230	6	716,576
45	4,886,300	35	3,893,195	25	2,849,301	15	1,752,024	5	598,631
44	4,789,204	34	3,791,133	24	2,742,020	14	1,639,256	4	480,096
43	4,691,622	33	3,688,560	23	2,634,202	13	1,525,924	3	360,968
42	4,593,552	32	3,585,475	22	2,525,845	12	1,412,026	2	241,245
41	4,494,992	31	3,481,874	21	2,416,946	11	1,297,558	1	120,923

注) 上表は年金支払残余年数が1年単位の場合の金額です。年金支払残余年数に端月数がある場合、年金支払残余年数が上表に記載されていない場合には、当社にご照会ください。

保険会社からのお願い

- 転居および住居表示の変更の場合には、当社に必ずお知らせください。
- 名義変更、受取人変更、改姓、保険証券の紛失などの場合には、当社に必ずお知らせください。
- ご契約に関する照会やご通知の際には証券番号、保険契約者と被保険者のお名前およびご住所をお知らせください。
- 保険証券は大切に保管してください。
- 保険契約についてのお問い合わせやご相談がございましたら、ご遠慮なくお申出ください。



フコクしんらい生命 お客様サービス室

T E L : 0120-700-651 (通話料無料)

受付時間：9:00～18:00 (土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

説明事項ご確認のお願い

「ご契約のしおり・約款」には、ご契約にともなう大切なことがらが記載されています。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただくようお願いいたします。

特に

- クーリング・オフ制度
- お客さまの個人情報に関する取扱い
- 年金等をお支払いできない場合
- 健康状態や職業などの告知義務
- 保障の開始（責任開始期）
- 保険料の払込方法
- 保険料払込の猶予期間とご契約の効力
- 効力を失ったご契約の復活
- ご契約の解約と解約返戻金

などは、ぜひご理解いただきたいことですので、特に注意してご覧いただくようお願いいたします。

なお、わかりにくい点がございましたら下記にお問合わせください。

〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1
TEL 03-6731-2100（代表）
ホームページ <https://www.fukokushinrai.co.jp>

取扱代理店